

宿泊税条例施行後の状況に関する調査
調査結果報告書

2020年（令和2年）3月

京 都 市

目 次

I	調査概要	1
1.	調査の目的	1
2.	調査の設計	1
II	京都市宿泊税の現状	4
1.	課税状況	4
2.	宿泊税の使途	8
III	国内・国外の宿泊税制度	10
1.	国内導入自治体の状況	10
2.	国外導入都市の状況	14
IV	国内・国外の宿泊税制度の分析	22
V	アンケート調査結果	23
	《報告書を見る際の注意事項》	23
1	宿泊事業者アンケート	24
1.	施設の概要について	24
2.	施設の利用状況について	25
3.	宿泊税について	38
2	宿泊者アンケート	54
1.	回答者の属性	54
2.	京都市への来訪状況について	57
3.	宿泊税について	64
3	市民アンケート	75
1.	回答者の属性	75
2.	宿泊税について	76

4	旅行者アンケート	85
1.	回答事業者について	85
2.	宿泊税について	85
VI	ヒアリング調査結果	87
1	観光関係団体ヒアリング	87
1.	京都ホテル協会	87
2.	京都市観光協会	88
3.	京都簡易宿所連盟	89
4.	日本ホテル協会京都支部	91
5.	京都府旅館ホテル生活衛生同業組合	92
2	有識者ヒアリング	94
1.	矢ヶ崎 紀子 東京女子大学現代教養学部国際社会学科教授	94
2.	西垣 泰幸 龍谷大学経済学部教授	96
3.	田中 治 同志社大学法学部教授	97
VII	アンケート・ヒアリング調査結果を受けた分析	98
1.	宿泊税の周知・広報について	98
2.	宿泊税の徴収事務について	99
3.	宿泊税制度の運用について	99

I 調査概要

1. 調査の目的

京都市では、国際文化観光都市としての魅力を高め、市民生活と調和し、京都ならではの文化の継承に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成30年10月1日から「宿泊税」を導入している。

【京都市の宿泊税制度の概要】

施行日	平成30年10月1日							
目的	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため							
納税義務者	旅館業法に定める旅館業を営む施設への宿泊者 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者							
税率	1人1泊について、宿泊料金が <table border="1"><tr><td>2万円未満のもの</td><td>200円</td></tr><tr><td>2万円以上5万円未満のもの</td><td>500円</td></tr><tr><td>5万円以上のもの</td><td>1,000円</td></tr></table>		2万円未満のもの	200円	2万円以上5万円未満のもの	500円	5万円以上のもの	1,000円
2万円未満のもの	200円							
2万円以上5万円未満のもの	500円							
5万円以上のもの	1,000円							
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者）							
申告納入	原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入							
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者							
その他	条例施行後5年ごとに、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる							

宿泊税条例の施行後1年余りが経過したことから、現行の宿泊税制度が円滑に運用されているかを検証し、今後の宿泊税に関する事務の参考とするため、宿泊事業者・宿泊者・市民・旅行業者を対象としたアンケート調査、観光関係団体・有識者を対象としたヒアリング調査を実施した。

2. 調査の設計

(1) 基礎調査

- 調査内容：京都市における宿泊税の申告納入実績に係る統計資料の整理
国内外の宿泊税導入自治体・都市の状況（条件、対象、税額、用途等）の整理
- 調査方法：インターネット等による文献調査
- 調査期間：令和2年3月時点

(2) アンケート調査

① 宿泊事業者アンケート調査

- ・調査対象：宿泊税の特別徴収義務者となっている宿泊事業者 300 事業者
- ・調査方法：無作為抽出による郵送配布—郵送回収
(調査期間内に回答が確認できなかった宿泊事業者には、調査員による訪問を実施)
- ・調査期間：令和元年 12 月 ～ 令和 2 年 2 月
- ・回収状況

施設種別	対象事業者数	回収数	有効回収数※2	有効回収率
旅館・ホテル	100 事業者	69 事業者	69 事業者	69.0%
簡易宿所	100 事業者	58 事業者	57 事業者	57.0%
住宅宿泊事業法届出施設	100 事業者	41 事業者	41 事業者	41.0%
合計※1	300 事業者	167 事業者	166 事業者	55.3%

※1：複数種別の施設を経営している事業者の回答があるため、施設種別の合計値と、全体の回収数は一致しない。

※2：有効回収数は、回収票から無効票（アンケート項目無回答）を除いた回収数。

② 宿泊者アンケート調査

- ・調査対象：京都市内への宿泊者（日本人宿泊者・外国人宿泊者）
- ・調査方法：全5箇所の調査地点（二条城，伏見稲荷大社，清水寺，嵐山，京都駅）における調査員の聞き取りによるヒアリング調査
- ・調査期間：令和元年 12 月 14 日（土）・12 月 15 日（日）
- ・回収状況

調査地点	回収数	宿泊者	
		日本人宿泊者	外国人宿泊者
二条城	389 人	172 人	217 人
伏見稲荷大社	285 人	134 人	151 人
清水寺	124 人	61 人	63 人
嵐山	28 人	28 人	—
京都駅	221 人	109 人	112 人
合計	1,047 人	504 人	543 人

③ 市民アンケート調査

- ・調査対象：18 歳以上の市民 4,000 人
- ・調査方法：無作為抽出による郵送配布—郵送・Web回収
- ・調査期間：令和元年 12 月 ～ 令和 2 年 1 月
- ・回収状況

	対象者数	回収数	有効回収数※	有効回収率
配布数	4,000 人	1,387 人	1,383 人	34.6%

※：有効回収数は、回収票から無効票（アンケート項目無回答）及び、郵送・Webでの重複回答を除いた回収数。

④ 旅行業者アンケート調査

- ・ 調査対象：旅行業者 11 事業者
- ・ 調査方法：郵送配布—郵送回収
- ・ 調査期間：令和元年 12 月 ～ 令和 2 年 3 月
- ・ 回収状況

	対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
配布数	11 事業者	3 事業者	3 事業者	27.3%

(3) ヒアリング調査

① 観光関係団体ヒアリング

- ・ 調査対象：観光関係団体 5 団体
(団体名：実施日順)
 - 京都ホテル協会
 - 京都市観光協会
 - 京都簡易宿所連盟
 - 日本ホテル協会京都支部
 - 京都府旅館ホテル生活衛生同業組合
- ・ 調査方法：対面でのヒアリング調査
- ・ 調査期間：令和 2 年 2 月 ～ 令和 2 年 3 月

② 有識者ヒアリング

- ・ 調査対象：学識経験者 3 名 (元「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」委員)
(対象者名：実施日順)
 - 矢ヶ崎 紀子 東京女子大学現代教養学部国際社会学科教授
 - 西垣 泰幸 龍谷大学経済学部教授
 - 田中 治 同志社大学法学部教授
- ・ 調査方法：対面でのヒアリング調査
- ・ 調査期間：令和 2 年 3 月

Ⅱ 京都市宿泊税の現状

1. 課税状況

(1) 平成 30 年度

① 申告状況

平成 30 年 10 月分から平成 31 年 2 月分までの平成 30 年度決算時点における申告状況については以下のとおりであり、課税対象施設数の延べ 16,572 施設に対して、申告施設数は延べ 14,372 施設、申告率は 86.7%となっている。

	課税対象施設数（延べ）※1 （平成 31 年 2 月末現在）		申告施設数（延べ）※1.2		申告納入 実績がある 実施設数
		うち特例適用		うち特例適用	
旅館・ホテル	2,376	818	2,215	715	469
簡易宿所	12,871	9,273	10,966	7,949	2,500
住宅宿泊事業法届出施設	1,262	366	1,131	321	317
違法施設	63	0	60	0	18
合 計	16,572	10,457	14,372	8,985	3,304

※1 課税対象施設数及び申告施設数は、それぞれの申告期限ごとの施設数の総計

（例）毎月申告を要する 1 つの施設が 10 月から 2 月までの 5 箇月間営業した場合において、10 月分から 12 月分は申告があり、1 月分及び 2 月分の申告がないときは、課税対象施設数は延べ 5 施設、申告施設数は延べ 3 施設となる。

※2 申告施設数は、課税対象施設数のうち、申告のあった数

なお、令和 2 年 3 月 11 日現在の平成 30 年度分の課税対象施設数は延べ 16,501 施設で、申告施設数は延べ 16,489 施設、申告率は 99.9%となっている。

② 宿泊数及び宿泊税額

平成 30 年 10 月分から平成 31 年 2 月分までの平成 30 年度決算時点における宿泊数及び宿泊税額は以下のとおりであり、宿泊数は、全体で約 775 万泊（うち、課税免除分は約 49 万泊）、また、宿泊税額については、約 15 億 5,000 万円の申告に対して、約 15 億 3,800 万円の納入（徴収率：99.3%）があった。

<税額区分別>

宿泊料金 （1 人 1 泊当たり）	税額区分	宿泊数（泊）	宿泊税額（円）		徴収率（%）
			調定額（円）	収入額（円）	
20,000 円未満	200 円	7,003,162	1,400,632,400	/	/
20,000 円以上 50,000 円未満	500 円	225,161	112,580,500		
50,000 円以上	1,000 円	36,799	36,799,000		
課税免除		487,724			
合 計		7,752,846	1,550,011,900	1,538,412,200	99.3

※ 平成 30 年度分のうち、平成 31 年 4 月以降に申告があったものについては、令和元年度分（過年度分）として計上。
<宿泊数：156,690 泊（うち課税免除分 1,904 泊）、調定額：31,205,100 円（令和 2 年 3 月 11 日現在）>

<申告月別>

	宿泊数（泊）			宿泊税額 （調定額）（円）
	課税対象	課税免除	合計	
平成 30 年 10 月分	1,611,199	171,571	1,782,770	345,154,500
平成 30 年 11 月分	1,762,887	126,308	1,889,195	389,717,500
平成 30 年 12 月分	1,425,840	111,177	1,537,017	302,379,400
平成 31 年 1 月分	1,215,219	36,950	1,252,169	253,505,100
平成 31 年 2 月分	1,249,977	41,718	1,291,695	259,255,400
合 計	7,265,122	487,724	7,752,846	1,550,011,900

<行政区別>

	宿泊数（泊）			宿泊税額 （調定額）（円）
	課税対象	課税免除	合計	
北 区	70,767	12,116	82,883	14,422,800
上 京 区	252,329	11,064	263,393	53,378,700
左 京 区	292,682	26,007	318,689	61,068,600
中 京 区	1,696,888	160,423	1,857,311	366,736,900
東 山 区	697,890	72,793	770,683	171,781,000
山 科 区	21,111	120	21,231	4,236,600
下 京 区	2,591,743	155,592	2,747,335	538,164,600
南 区	1,215,008	31,055	1,246,063	245,426,000
右 京 区	144,486	15,510	159,996	32,858,000
西 京 区	85,637	1,023	86,660	22,544,500
伏 見 区	196,581	2,021	198,602	39,394,200
合 計	7,265,122	487,724	7,752,846	1,550,011,900

(2) 令和元年度

① 申告状況

平成31年3月分から令和元年11月分（申告納入期限の特例※分を含む）までの令和2年3月11日現在における申告状況は以下のとおりであり、課税対象施設数の延べ34,796施設に対して、申告施設数は延べ34,249施設、申告率は98.4%となっている。

※ 通常毎月の申告納入が必要なところ、3箇月分を取りまとめて年4回の申告納入とする特例

	課税対象施設数（延べ）※1 （令和元年11月末現在）		申告施設数（延べ）※1.2		申告納入 実績がある 実施施設数
		うち特例適用		うち特例適用	
旅館・ホテル	4,512	1,498	4,471	1,459	534
簡易宿所	25,453	15,916	24,969	15,677	3,098
住宅宿泊事業法届出施設	4,770	638	4,752	634	646
違法施設	61	0	57	0	13
合計	34,796	18,052	34,249	17,770	4,291

※1 課税対象施設数及び申告施設数は、それぞれの申告期限ごとの施設数の総計

（例）毎月申告を要する1つの施設が10月から2月までの5箇月間営業した場合において、10月分から12月分は申告があり、1月分及び2月分の申告がないときは、課税対象施設数は延べ5施設、申告施設数は延べ3施設となる。

※2 申告施設数は、課税対象施設数のうち、申告のあった数

② 宿泊数及び宿泊税額

平成31年3月分から令和元年11月分（申告納入期限の特例分を含む）までの令和2年3月11日現在における宿泊数及び宿泊税額は以下のとおりであり、宿泊数は、全体で約1,684万泊（うち、課税免除分は約102万泊）、また、宿泊税額については、約33億6,800万円の申告となっている。

<税額区分別>

宿泊料金 （1人1泊当たり）	税額区分	宿泊数（泊）	宿泊税額 （調定額）（円）
20,000円未満	200円	15,282,243	3,056,448,600
20,000円以上 50,000円未満	500円	453,669	226,834,500
50,000円以上	1,000円	84,979	84,979,000
課税免除		1,023,189	
合計		16,844,080	3,368,262,100

※ 平成30年度分のうち、平成31年4月以降に申告があったものについては、令和元年度分（過年度分）として別途計上。

<宿泊数：156,690泊（うち課税免除分1,904泊）、調定額：31,205,100円（令和2年3月11日現在）>

< 申告月別 >

	宿泊数（泊）			宿泊税額 （調定額）（円）
	課税対象	課税免除	合計	
平成 31 年 3 月分	1,781,487	30,762	1,812,249	379,033,400
平成 31 年 4 月分	1,975,406	91,892	2,067,298	436,583,100
令和元年 5 月分	1,684,029	221,129	1,905,158	359,643,300
令和元年 6 月分	1,507,018	185,166	1,692,184	314,773,600
令和元年 7 月分	1,663,687	41,157	1,704,844	346,215,800
令和元年 8 月分	1,859,217	16,568	1,875,785	385,175,000
令和元年 9 月分	1,564,951	131,675	1,696,626	326,569,000
令和元年 10 月分	1,806,969	177,398	1,984,367	387,692,500
令和元年 11 月分	1,978,127	127,442	2,105,569	432,576,400
合 計	15,820,891	1,023,189	16,844,080	3,368,262,100

< 行政区別 >

	宿泊数（泊）			宿泊税額 （調定額）（円）
	課税対象	課税免除	合計	
北 区	140,819	24,481	165,300	29,446,400
上 京 区	541,060	34,196	575,256	113,225,300
左 京 区	611,654	44,523	656,177	127,891,600
中 京 区	3,630,919	321,637	3,952,556	781,836,700
東 山 区	1,495,285	146,218	1,641,503	370,017,800
山 科 区	70,514	3,636	74,150	14,149,000
下 京 区	5,650,191	304,482	5,954,673	1,171,491,300
南 区	2,790,774	69,718	2,860,492	563,467,900
右 京 区	298,341	50,080	348,421	68,943,400
西 京 区	164,008	3,110	167,118	42,228,500
伏 見 区	427,326	21,108	448,434	85,564,200
合 計	15,820,891	1,023,189	16,844,080	3,368,262,100

2. 宿泊税の使途

(1) 平成30年度決算における宿泊税活用事業

事業名	宿泊税 充当額※ ¹ (百万円)
1 混雑対策	369
①観光地等における混雑緩和策	113
②隠れた名所の活用等による観光地分散化	10
③修学旅行生誘致に向けた取組の充実	16
④地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業	6
⑤ビッグデータ等を活用した交通流動実態調査	29
⑥観光地等交通対策（嵐山地区、東山地区）	24
⑦交通バリアフリー化対策	101
⑧自転車走行環境整備	27
⑨安心・安全な東大路歩行空間創出事業	25
⑩市バスの混雑対策（前乗り後降り方式導入）	19
2 民泊対策	121
⑪「民泊」対策事業	106
⑫民泊等に対する火災予防対策の推進	8
⑬地域まちづくり支援の取組の推進	6
3 宿泊事業者支援	41
⑭旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援	41
4 受入環境の整備	305
⑮インバウンド需要獲得強化・マナー啓発事業	34
⑯ユニバーサルツーリズム普及促進事業	5
⑰災害時の観光客等への対策	8
⑱観光地周辺のトイレ洋式化等による受入環境の整備・充実	207
⑲観光・文化コンテンツの発信力強化事業	50
5 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	479
⑳京町家の保全及び継承に関する取組の充実・強化	125
㉑文化財の保全・継承に向けた取組の推進	151
㉒伝統文化・伝統産業の担い手育成	63
㉓歴史的景観の保全に向けた取組の推進	92
㉔無電柱化事業	41
㉕「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出に寄与する「高瀬川再生プロジェクト」の推進	7
宿泊税導入に必要な経費	223
合 計※ ²	1,538

※1 宿泊税充当額には、翌年度繰越分を含めている。

※2 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(2) 令和元年度予算における宿泊税活用事業

事業名		宿泊税 充当額 (百万円)
1	混雑対策・分散化	868
	①市バス・観光地等の一部における混雑への対策強化	322
	②観光客の集中の緩和に向けた取組	111
	③観光地等交通対策（嵐山地区・東山地区）	30
	④地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業	6
	⑤交通バリアフリー化対策	296
	⑥安心・安全な東大路歩行空間創出事業	71
	⑦京都駅八条口駅前広場運営	32
2	民泊対策	143
	⑧「民泊」対策事業	127
	⑨民泊等に対する火災予防対策	9
	⑩地域まちづくり支援の取組	7
3	宿泊事業者支援・宿泊観光推進	386
	⑪旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援	28
	⑫海外への情報発信強化（RYOKANブランドの更なる発信）	5
	⑬修学旅行生誘致に向けた取組	14
	⑭MICE誘致対策	142
	⑮「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進	156
	⑯観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト	37
	⑰宿泊施設を核とした地域連携促進事業	4
4	受入環境の整備	715
	⑱災害時の観光客等への対策	15
	⑲世界的なスポーツイベントを契機としたおもてなし強化事業	53
	⑳インバウンド需要獲得強化・マナー啓発事業	48
	㉑ユニバーサルツーリズム普及促進事業	3
	㉒鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助	67
	㉓自転車走行環境整備	32
	㉔京都駅前バスターミナルへのミスト装置の設置や観光地周辺トイレの洋式化等による受入環境の整備・充実	393
	㉕市バス・地下鉄の利便性向上	104
5	国内外への情報発信	256
	㉖京都の魅力の国内外への情報発信の強化	211
	㉗「観光と文化をテーマとした国際会議 第4回京都会議（仮称）」の開催	45
6	京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	1,681
	㉘京町家の保全及び継承に関する取組	180
	㉙文化財の保全・継承に向けた取組	277
	㉚文化・伝統産業の担い手育成	101
	㉛伝統産業の魅力発信	329
	㉜「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の推進	124
	㉝文化芸術によるまちづくりに向けた東九条地区歩行空間等整備事業	10
	㉞歴史的景観の保全に向けた取組	517
	㉟雨庭整備事業	5
	㊱無電柱化事業	138
宿泊税課税・徴収経費		114
	㊲課税・徴収事務経費	57
	㊳宿泊事業者への事務費補助金	57
合 計		4,163

Ⅲ 国内・国外の宿泊税制度

1. 国内導入自治体の状況

	東京都	大阪府		
施行日	平成 14 年 10 月 1 日	平成 29 年 1 月 1 日		
目的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため		
納税義務者	東京都内のホテル又は旅館の宿泊者 (旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の許可を受けてこれらの営業を行う施設)	大阪府内のホテル、旅館、簡易宿所、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊施設に係る施設の宿泊者		
税率	定額		定額	
	宿泊料金(1人1泊当たり)	税額	宿泊料金(1人1泊当たり)	税額
	1万円以上1万5千円未満	100円	7千円以上1万5千円未満	100円
	1万5千円以上	200円	1万5千円以上2万円未満	200円
		2万円以上	300円	
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者:ホテル又は旅館の経営者)	特別徴収(特別徴収義務者:ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設の経営者)		
申告納入	原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入			
課税免除	宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 ※東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、令和2年7月1日~9月30日の3ヶ月間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止(令和2年3月26日調査時点)	宿泊料金1人1泊7千円未満の宿泊		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ●消費拡大に向けた観光経営 ●集客力が高く良質な観光資源の開発 ●観光プロモーションの新たな展開 ●MICE誘致の新たな展開 ●外国人旅行者の受入環境の向上 ●日本各地と連携した観光振興 	<ul style="list-style-type: none"> ●受入環境整備の推進 ・旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化 ・大阪での滞在時間を快適に過ごすための取組 ・旅行者の安全・安心の確保 ●魅力づくり ・魅力溢れる観光資源づくり ・効果的な誘客促進 		
税収規模	2,667百万円(平成30年度決算額)	756百万円(平成30年度決算額)		
その他	条例施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる	条例施行後5年ごとに、施策の効果及び条例の施行状況を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる		
出典	東京都HP https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/shuk.html	大阪府HP http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/syukuhakuzei/index.html		

	金沢市	倶知安町								
施行日	平成31年4月1日	令和元年11月1日								
目的	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため								
納税義務者	金沢市内に所在する次の宿泊施設の宿泊者 ・旅館業の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業（いわゆる民泊）の届出をして事業を営む住宅	倶知安町内のホテル、旅館、民宿、ペンション、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（いわゆる民泊）の宿泊者								
税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">定額</th> </tr> <tr> <th>宿泊料金（1人1泊当たり）</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	定額		宿泊料金（1人1泊当たり）	税額	2万円未満	200円	2万円以上	500円	定率 宿泊料金の2%
定額										
宿泊料金（1人1泊当たり）	税額									
2万円未満	200円									
2万円以上	500円									
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者）									
申告納入	原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入									
課税免除	無し	①幼稚園、小学校、中学校、高校の修学旅行や研修旅行に参加する幼児、児童、生徒及び教員 ②倶知安町で職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学生及び大学生								
用途	<ul style="list-style-type: none"> ●まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興 ●観光客の受入環境の充実 ●市民生活と調和した持続可能な観光の振興 	<ul style="list-style-type: none"> ●リゾート地としての質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・域内交通網の再整備 ・ニセコ・羊蹄山の環境保全 ・安全・安心なリゾートの形成 ●リゾート地としての魅力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・観光インフラの整備 ・新幹線を意識したまちづくり 								
税収規模	〔 平年度見込額 720百万円 〕	〔 平年度見込額 380百万円 〕								
その他	条例施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる	条例施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる								
出典	金沢市HP https://www4.city.kanazawa.lg.jp/13060/syukuhaiku/syukuhakutop.html	倶知安町HP https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town_administration/AccommodationTax/3108/								

	福岡県	福岡市						
施行日	令和2年4月1日	令和2年4月1日						
目的	観光資源の魅力向上，旅行者の受入環境の充実 その他の観光の振興を図る施策に要する費用に 充てるため	福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用 に充てるため						
納税義務者	福岡県内に所在する次の施設の宿泊者 ・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業・ 簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区 民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(新法 民泊)を営む施設	福岡市内に所在する旅館業法(下宿営業は除く) 又は住宅宿泊事業法に係る宿泊施設の宿泊者						
税率	定額 宿泊者1人1泊につき200円 ※北九州市内，福岡市内の宿泊施設は， 宿泊者1人1泊につき50円 ※市町村が宿泊税を新たに課す場合，県税の税率は， 宿泊者1人1泊につき100円	定額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円未満</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table> ※県税率が追加となるため，宿泊者の負担は， 2万円未満が200円，2万円以上で500円	宿泊料金(1人1泊当たり)	税額	2万円未満	150円	2万円以上	450円
宿泊料金(1人1泊当たり)	税額							
2万円未満	150円							
2万円以上	450円							
徴収方法	特別徴収(宿泊施設の経営者)	特別徴収(旅館業又は住宅宿泊事業の経営者)						
申告納入	原則として，毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入							
課税免除	無し	無し						
用途	<ul style="list-style-type: none"> ●県が主体的に行う施策 広域的な観点からの観光振興施策，観光地づ くりの核となる組織体制の強化 (新たな観光エリアの創出，宿泊施設改修支援 (バリアフリー化等)など) ●市町村への財政的支援 市町村が創意工夫を凝らした観光施策を実施 できる交付金の交付(宿泊税を課す市町村を 除く) (地域資源を活用した新たな観光資源開発，観 光スポットの受入環境整備など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●九州のゲートウェイ都市の機能強化 ●大型MICE等の集客拡大への対応 ●観光産業や市民生活に着目した取組 						
税収規模	〔 平年度見込額 1,500百万円 〕	〔 平年度見込額 1,820百万円 〕						
その他	条例施行後3年を経過した場合において，社会経済情勢の変化等を勘案し，条例の施行の状況につ いて検討を加え，必要があると認めるときは，その結果に基づいて所要の措置を講ずる。その後 においても，5年ごとに同様の検討を行う。							
出典	福岡県HP <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuz
ei.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuz ei.html	福岡市HP <a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/life/syuku
001.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/life/syuku 001.html						

北九州市	
施行日	令和2年4月1日
目的	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
納税義務者	北九州市内に所在する次の宿泊施設の宿泊者 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(新法民泊)を営む施設
税率	定額 宿泊者1人1泊につき150円 ※県税率が追加となるため、宿泊者の負担は200円
徴収方法	特別徴収(宿泊施設の経営者)
申告納入	原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入
課税免除	無し
使途	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信 ●旅行者の受入環境の充実 ●その他の観光の振興を図る施策
税収規模	〔 平年度見込額 300百万円 〕
その他	条例施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。その後においても、5年ごとに同様の検討を行う。
出典	北九州市HP https://www.city.kitakyushu.lg.jp/zaisei/08801084.html

2. 国外導入都市の状況

	パリ（フランス）	ローマ（イタリア）
導入年	平成 27 年	平成 23 年
税名称	滞在税	滞在税
税率	定額	
	宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)
	1つ星ホテル	1.10 ユーロ
	2つ星ホテル	1.13 ユーロ
	3つ星ホテル	1.88 ユーロ
	4つ星ホテル	2.88 ユーロ
	5つ星ホテル	5.00 ユーロ
	PALACE	
	定額	
	宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)
	1つ星ホテル	3ユーロ
	2つ星ホテル	
	3つ星ホテル	4ユーロ
	4つ星ホテル	6ユーロ
	5つ星ホテル	7ユーロ
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の子ども 	<ul style="list-style-type: none"> ・10歳以下の子ども ・健康上の理由のある患者、また、その付き添いの家族 ・警察・軍人等 ・18歳以下の病気の子どもの持つ親 ・25人以上のグループのツアーガイド ・11泊目以降の宿泊
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・主にチェックアウト時に現金徴収 ・Airbnbがパリ市に代わって滞在税を徴収、納付するシステムも導入 	現地で現金徴収 ※プロセスを簡素化するためにホテル側が客室料金に自動的に含める場合もある
用途	観光プロモーションに活用	<ul style="list-style-type: none"> ●観光業への財政支援 ・宿泊施設の維持 ・文化財及び景観の維持・管理・再生
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ観光局・各旅行会社HPに掲載 ・旅行会社 globehunters がチラシを作成し、ヨーロッパ内の主な国の宿泊税の状況についてまとめて配布をしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリア政府観光局・各旅行会社HPに掲載 ・旅行会社 globehunters がチラシを作成し、ヨーロッパ内の主な国の宿泊税の状況についてまとめて配布をしている

	フィレンツェ（イタリア）	ヴェネツィア（イタリア）
導入年	平成 23 年	平成 23 年
税名称	滞在税	滞在税
税率	定額	
	宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)
	1つ星ホテル	3ユーロ
	2つ星ホテル	4ユーロ
	3つ星ホテル	4.5ユーロ
	4つ星ホテル	4.9ユーロ
	5つ星ホテル	5ユーロ
税率	定額	
	宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)
	1つ星ホテル	1ユーロ
	2つ星ホテル	2ユーロ
	3つ星ホテル	3.5ユーロ
	4つ星ホテル	4.5ユーロ
	5つ星ホテル	5ユーロ
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・12歳未満の子ども ・治療中の患者, 患者の付き添い等で同行する者 ・フローレンス大学の学生 ・警官・消防士など公務として施設に滞在する者 ・フローレンス内の小中高生への教育のために滞在する場合は50%の課税 ・スポーツイベントやトーナメント等へ参加するために滞在する16歳以下の選手は50%の課税 	<ul style="list-style-type: none"> ・11歳未満の子ども ・11~16歳の子どもは50%の課税 ・ヴェネツィアの他島（リド島・ムラーノ島など）、メストレに宿泊する場合は減額（リド島・ムラーノ島：税額0.9~4.5ユーロ、メストレ：税額0.7~3.5ユーロ） ※ヴェニス本島、サンクレメンテ島、ジュデッカ島は上記金額 ・ハイシーズン以外はハイシーズンの70%の課税
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で現金徴収 ・Airbnbは予約時に徴収可能（年間1,000万ユーロの滞在税を徴収するという契約でフィレンツェ市とAirbnbが合意） 	現地で現金徴収
用途	旅行者の宿泊施設やサービスの改善 (清掃・道路整備・公共交通機関・旅行者へのインフォメーションポイント・文化活動など)	文化的な遺産、環境の保存
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリア政府観光局・各旅行会社HPに掲載 ・旅行会社globehuntersがチラシを作成し、ヨーロッパ内の主な国の宿泊税の状況についてまとめて配布をしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリア政府観光局・各旅行会社HPに掲載 ・旅行会社globehuntersがチラシを作成し、ヨーロッパ内の主な国の宿泊税の状況についてまとめて配布をしている

	ミラノ（イタリア）	チューリッヒ（スイス）
導入年	平成 24 年	平成 27 年
税名称	滞在税	滞在税
税率	定額	
	宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)
	1つ星ホテル	2ユーロ
	2つ星ホテル	3ユーロ
	3つ星ホテル	4ユーロ
	4つ星ホテル 5つ星ホテル	5ユーロ
	定額 1人1泊当たり 2.5 スイスフラン	
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の子ども ・15泊目以降の宿泊 	不明
徴収方法	<p>現地で現金徴収</p> <p>※プロセスを簡素化するためにホテル側が客室料金に自動的に含める場合もある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で現金徴収 ・Airbnbによる滞在税の徴収も行われている（Airbnbとチューリッヒ州が市税協定を締結）
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリア政府観光局・各旅行会社HPに掲載 ・旅行会社 globehunters がチラシを作成し、ヨーロッパ内の主な国の宿泊税の状況についてまとめて配布をしている 	各旅行会社HPに掲載

	バルセロナ（スペイン）	ブリュッセル（ベルギー）
導入年	平成 24 年	平成 27 年
税名称	滞在税	滞在税
税率	定額	
	宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)
	1つ星ホテル	0.75 ユーロ
	2つ星ホテル	
	3つ星ホテル	
	4つ星ホテル	1.25 ユーロ
5つ星ホテル	2.50 ユーロ	
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳未満の子ども ・8泊目以降の宿泊 	不明
徴収方法	現地で現金徴収	現地で現金徴収
使途	<ul style="list-style-type: none"> ●観光客が多く訪れるエリアの管理の改善・向上 ●観光によって影響が出る地域への補償 ●市内の観光名所の多様化 	不明
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・各旅行会社 HP に掲載 ・旅行会社 globehunters がチラシを作成し、ヨーロッパ内の主な国の宿泊税の状況についてまとめて配布をしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・各旅行会社 HP に掲載 ・旅行会社 globehunters がチラシを作成し、ヨーロッパ内の主な国の宿泊税の状況についてまとめて配布をしている

	ベルリン（ドイツ）	ケルン（ドイツ）
導入年	平成 26 年	平成 24 年
税名称	宿泊税	宿泊税
税率	定率 宿泊料金の約5% (追加で支払ったサービス料金は除く)	定率 宿泊料金の約5%
課税免除等	出張での滞在（チェックイン時に証明が必要）	出張での滞在（チェックイン時に証明が必要）
徴収方法	現地で現金徴収	現地で現金徴収
使途	観光振興のため税収の一部を博物館や観光名所への支援に活用	不明
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・各旅行会社 HP に掲載 ・旅行会社 globehunters がチラシを作成し、ヨーロッパ内の主な国の宿泊税の状況についてまとめて配布をしている 	各旅行会社 HP に掲載

	リスボン（ポルトガル）	アムステルダム（オランダ）
導入年	平成 28 年	不明
税名称	滞在税	滞在税
税率	定額：1 人 1 泊当たり 2 ユーロ ※平成 31 年 1 月 1 日以降 (平成 30 年までは 1 ユーロ)	定額：部屋税 + 3 ユーロ（1 人当たり） 部屋税(room tax)：宿泊料金の約 7% ※Airbnb で宿泊する場合は宿泊料金の 10% ※キャンプサイトの場合は大人 1 人当たり 1 ユーロ
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> 13 歳未満の子ども 医療サービスを受けるために滞在する者, またその同伴者（証明書は必要） 	16 歳未満の子ども
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> 現地で現金徴収（チェックイン時又はチェックアウト時） Airbnb による滞在税の徴収も行われている（平成 28 年 4 月に Airbnb とリスボン市が協定を締結） 	<ul style="list-style-type: none"> 現地で現金徴収 Airbnb による滞在税の徴収も行われている
使途	観光客が多いエリアの交通の利便性の向上及び街並みの美化に活用	多くの観光客の多様な要望に応えるために活用
広報	<ul style="list-style-type: none"> リスボン市・各旅行会社HPに掲載 旅行会社 globehunters がチラシを作成し、ヨーロッパ内の主な国の宿泊税の状況についてまとめて配布をしている 	アムステルダム市HPに掲載

	ペナン（マレーシア）	ドバイ（アラブ首長国連邦）																												
導入年	平成 29 年	平成 26 年																												
税名称	観光税	宿泊税																												
税率	<p>定額</p> <p>10MYR（各都市共通）＋州税（ペナン独自）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊施設の等級</th> <th>税額 (1人1泊当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1つ星ホテル</td> <td rowspan="3">2MYR</td> </tr> <tr> <td>2つ星ホテル</td> </tr> <tr> <td>3つ星ホテル</td> </tr> <tr> <td>4つ星ホテル</td> <td rowspan="2">3MYR</td> </tr> <tr> <td>5つ星ホテル</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)	1つ星ホテル	2MYR	2つ星ホテル	3つ星ホテル	4つ星ホテル	3MYR	5つ星ホテル	<p>定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊施設の等級</th> <th>税額 (1人1泊当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1つ星ホテル</td> <td>7ディルハム</td> </tr> <tr> <td>2つ星ホテル</td> <td rowspan="2">10ディルハム</td> </tr> <tr> <td>3つ星ホテル</td> </tr> <tr> <td>4つ星ホテル</td> <td>15ディルハム</td> </tr> <tr> <td>5つ星ホテル</td> <td>20ディルハム</td> </tr> <tr> <td>スタンダードアパートメント</td> <td>10ディルハム</td> </tr> <tr> <td>スーパーリアアパートメント</td> <td>15ディルハム</td> </tr> <tr> <td>デラックスアパートメント</td> <td>20ディルハム</td> </tr> <tr> <td>ゲストハウス</td> <td>7ディルハム</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)	1つ星ホテル	7ディルハム	2つ星ホテル	10ディルハム	3つ星ホテル	4つ星ホテル	15ディルハム	5つ星ホテル	20ディルハム	スタンダードアパートメント	10ディルハム	スーパーリアアパートメント	15ディルハム	デラックスアパートメント	20ディルハム	ゲストハウス	7ディルハム
	宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)																												
1つ星ホテル	2MYR																													
2つ星ホテル																														
3つ星ホテル																														
4つ星ホテル	3MYR																													
5つ星ホテル																														
宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)																													
1つ星ホテル	7ディルハム																													
2つ星ホテル	10ディルハム																													
3つ星ホテル																														
4つ星ホテル	15ディルハム																													
5つ星ホテル	20ディルハム																													
スタンダードアパートメント	10ディルハム																													
スーパーリアアパートメント	15ディルハム																													
デラックスアパートメント	20ディルハム																													
ゲストハウス	7ディルハム																													
課税免除等	マレーシア国民や永住権取得者	不明																												
徴収方法	現地で現金徴収	現地で現金徴収																												
用途	観光産業の育成や自然保護	<ul style="list-style-type: none"> ●観光と貿易の促進 ●産業の成長の促進 ●首長国連邦の観光 PR ●2020年万国博覧会の資金調達 																												
広報	マレーシア政府観光局・各旅行会社HPに掲載	各旅行会社 HP に掲載																												

	リヤド（サウジアラビア）	カサブランカ（モロッコ）																				
導入年	平成 30 年	不明																				
税名称	公共税	滞在税																				
税率	<p>定率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊施設の等級</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1つ星ホテル</td> <td rowspan="3">宿泊料金の約 2.5%</td> </tr> <tr> <td>2つ星ホテル</td> </tr> <tr> <td>3つ星ホテル</td> </tr> <tr> <td>4つ星ホテル</td> <td rowspan="2">宿泊料金の約 5.0%</td> </tr> <tr> <td>5つ星ホテル</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊施設の等級	税額	1つ星ホテル	宿泊料金の約 2.5%	2つ星ホテル	3つ星ホテル	4つ星ホテル	宿泊料金の約 5.0%	5つ星ホテル	<p>定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊施設の等級</th> <th>税額 (1人1泊当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1つ星ホテル</td> <td rowspan="2">21MAD</td> </tr> <tr> <td>2つ星ホテル</td> </tr> <tr> <td>3つ星ホテル</td> <td>22MAD</td> </tr> <tr> <td>4つ星ホテル</td> <td>25MAD</td> </tr> <tr> <td>5つ星ホテル</td> <td>30～50MAD</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)	1つ星ホテル	21MAD	2つ星ホテル	3つ星ホテル	22MAD	4つ星ホテル	25MAD	5つ星ホテル	30～50MAD
	宿泊施設の等級	税額																				
1つ星ホテル	宿泊料金の約 2.5%																					
2つ星ホテル																						
3つ星ホテル																						
4つ星ホテル	宿泊料金の約 5.0%																					
5つ星ホテル																						
宿泊施設の等級	税額 (1人1泊当たり)																					
1つ星ホテル	21MAD																					
2つ星ホテル																						
3つ星ホテル	22MAD																					
4つ星ホテル	25MAD																					
5つ星ホテル	30～50MAD																					
課税免除等	不明	13歳以下の子ども																				
広報	各旅行会社 HP に掲載	各旅行会社 HP に掲載																				

	サンフランシスコ（アメリカ）	オーランド（アメリカ）
導入年	不明	不明
税名称	宿泊税（占有税）、観光税	ホテル税（消費税＋観光税）
税率	<p>定率</p> <p>宿泊施設の場所に応じて、14%の占有税、0.195%のカリフォルニア州観光税、1.5%～2.25%の TID（観光産業改善地区制度）※がホテル料金に含まれる</p> <p>※地域 DMO 向けの特定財政制度として、宿泊客の宿泊料金に一定の料金を課す仕組み</p>	<p>定率</p> <p>宿泊料金の 12.5% （6.5%の消費税＋6%の観光税）</p>
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> • Airbnb が宿泊税を徴収し、税当局に納付 ※ Airbnb のホストは市への登録（登録料は 340 ドル）が義務付けられている 	<p>Airbnb が宿泊税を徴収し、税当局に納付</p>
用途	<p>税金の一部を芸術を支援するために活用</p>	<p>不明</p>
広報	<p>各旅行会社HPで掲載</p>	<p>不明</p>

	ニューヨーク（アメリカ）	バンクーバー（カナダ）
導入年	平成 25 年	昭和 62 年
税名称	ホテル税（税金＋客室占有税）	宿泊税
税率	定率＋定額（1泊あたり） 宿泊料金の 14.375%＋3.5 ドル ※市内中心部（タイムズスクエアなど）の近くに 宿泊する場合は「都市目的地料金」として 25 ドル上乗せ	定率 ・州税 8%（PST）＋地方税 3%（MRDT；ホテ ル税とも呼ばれる） ※州税は物品・サービスにより税率が変動 ・この他に連邦消費税（GST）：5%もある
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・180 日以上住んでいる永住者 ・非営利団体や国連の関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・外交官や領事館関係者 ・オンラインでの掲載がない宿泊施設や総収入 が年 2,500 ドル未満の宿泊施設 ・1 日当たりの宿泊料金が 30 ドル，又は 1 週 間当たり 210 ドル以下の場合 ・27 日目以降の宿泊
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行から直接引き落とされる電子送金（EFT） やクレジットカードによる徴収が可能 ・クレジットカード等による徴収には 2%の手 数料がかかる 	Airbnb が宿泊税（PST 及び MRDT）を徴収し、 税当局に納付
用途	観光開発・プロモーション	主に観光マーケティング、プログラム、プロジェ クトの収益を上げるために活用
広報	ニューヨーク市 HP に掲載	バンクーバー州 HP に掲載

IV 国内・国外の宿泊税制度の分析

1. 税率設定

宿泊税の税率については、国内・国外ともに「定額」を採用している自治体・都市が多く、「定率」を採用しているのは、国内では倶知安町、国外ではアメリカやドイツで事例がある。

倶知安町については、コンドミニアムの部屋貸しや戸建ての1棟貸しを行う施設が多いという地域特性がある。このような宿泊施設では、宿泊人数によって1人当たりの宿泊料金が異なってくることから、倶知安町は、特別徴収義務者の徴収手続きを簡素化するため、「定率」を採用している。

また、京都市の宿泊税は、欧州圏、特にローマやフィレンツェ、ミラノなどと同程度の負担額となっている。

2. 課税免除

国内では、東京都・大阪府を除き、宿泊料金による課税免除を設けている自治体はない。また、倶知安町では京都市と同様に修学旅行や研修旅行の他、職場体験やインターンシップを課税免除の対象としている。

国外では、欧州圏では年齢による課税免除の規定を設けている都市が多いものの、ドイツでは出張での滞在が課税免除の対象となるなど、各都市により要件も異なっている。

3. その他

国外では、Airbnbが徴収している都市（パリ・フィレンツェ等）もあり、Airbnbが各都市との間で契約する年単位での徴収額を税当局に納付している場合もある。

V アンケート調査結果

《報告書を見る際の注意事項》

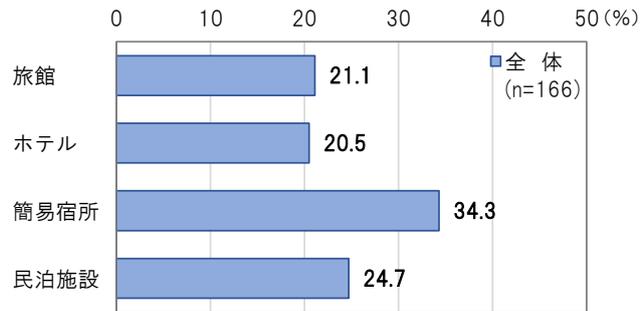
- 表、グラフ中の「n」は各設問に対する回答者数を示す。
- 構成比の計算は「n」を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出している。このため、百分率の合計が100.0にならないことがある。
- 1つの質問に対して複数回答が可能な場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- グラフ等の記載にあたっては、調査票の選択肢の文言を一部省略している場合がある。
- サンプル数が少ないものについては、コメントを割愛している。
- コメント部分において、調査票の選択肢のままの場合には「 」と記載し、複数の選択肢を合わせる場合には『 』と記載している。

1 宿泊事業者アンケート

1. 施設の概要について

(1) 施設の種別

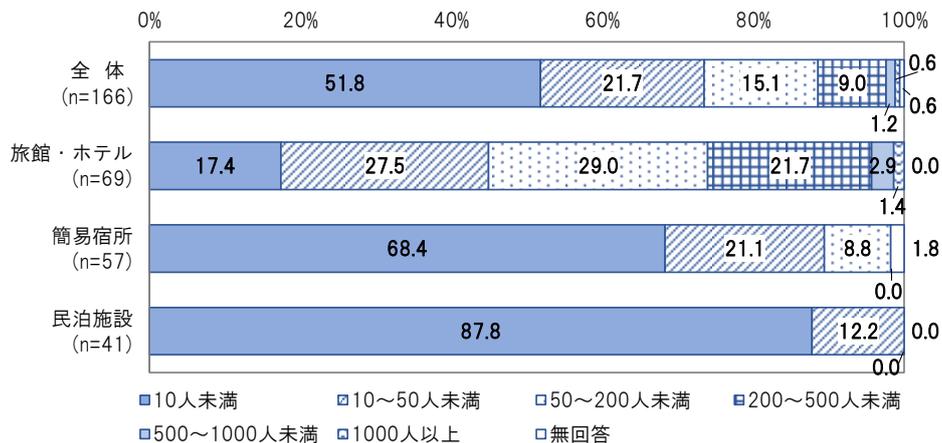
・「簡易宿所」が 34.3%と最も多く、次いで「住宅宿泊事業法届出施設（以下、「民泊施設」という。）」（24.7%）、「旅館」（21.1%）、「ホテル」（20.5%）の順となっており、各種別から万遍なく回答を得ることができた。



(2) 施設の宿泊定員数

・全体では、「10人未満」が 51.8%と半数を超えて最も多く、次いで「10～50人未満」(21.7%)、「50～200人未満」(15.1%)の順となっている。

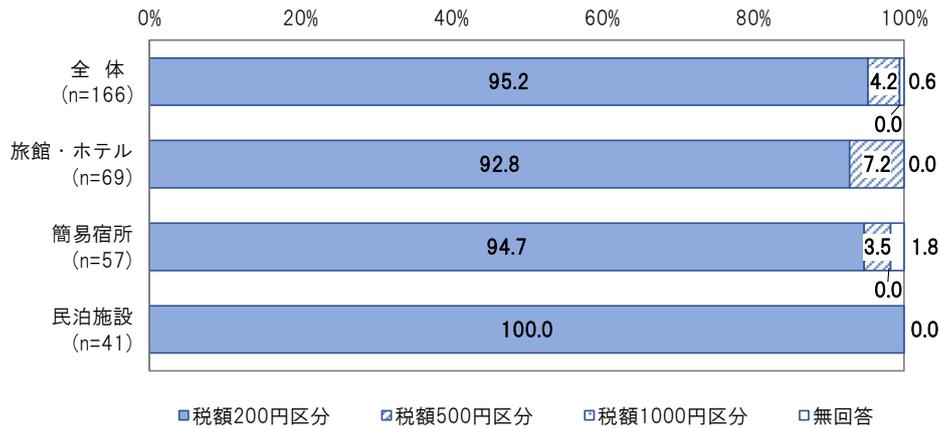
・施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「50～200人未満」が 29.0%と最も多く、次いで「10～50人未満」(27.5%)、「200～500人未満」(21.7%)の順となっているのに対し、簡易宿所及び民泊施設では「10人未満」が大半を占める結果となっている。特に、民泊施設では『50人未満』の施設のみとなっている。



2. 施設の利用状況について

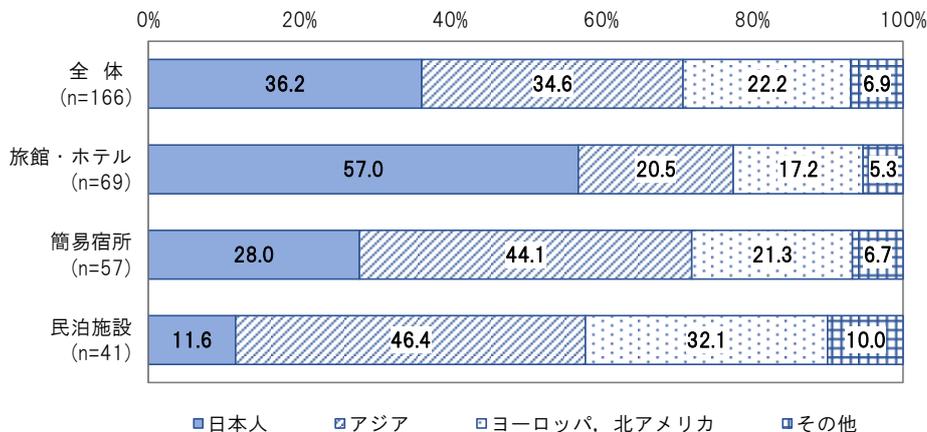
(1) 最も徴収機会の多かった税額区分

- 全体では、「税額 200 円区分」が 95.2%と大半を占め、「税額 500 円区分」が 4.2%、「税額 1,000 円区分」が 0.6%となっている。
- 施設の種別で見ると、旅館・ホテルでは「税額 500 円区分」が 1 割近くを占める一方、民泊施設では「税額 200 円区分」のみとなっている。



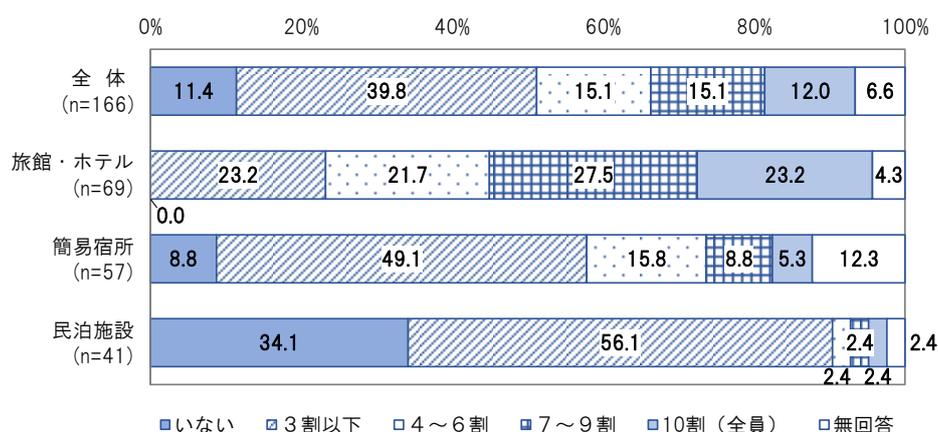
(2) 施設における国籍別の宿泊客の割合

- 全体では、「日本人」が 36.2%、「アジア」が 34.6%で、ともに 3 割以上を占めて多く、次いで「ヨーロッパ、北アメリカ」(22.2%)、「その他」(6.9%) の順となっている。
- 施設の種別で見ると、旅館・ホテルでは「日本人」が 57.0%と 6 割近くを占め、次いで「アジア」(20.5%)、「ヨーロッパ、北アメリカ」(17.2%) の順となっている。一方で、簡易宿所及び民泊施設では「アジア」が 4 割を超えて最も多くなっている。



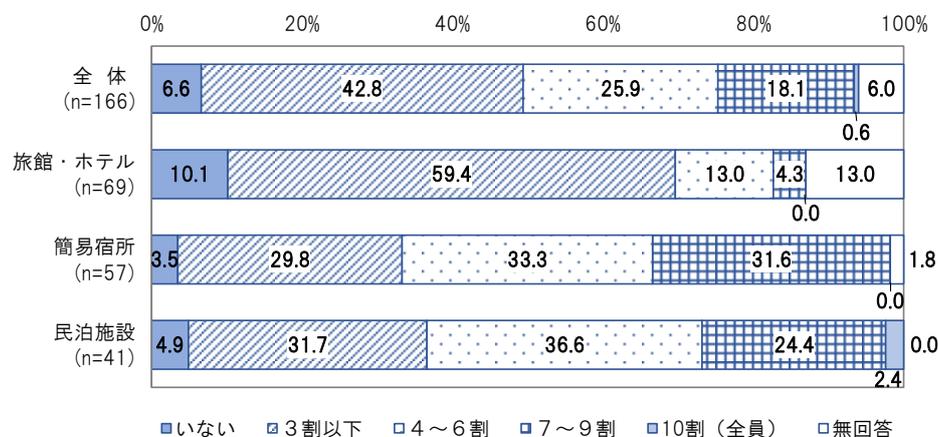
①日本人宿泊客の割合

- 全体では、「3割以下」が39.8%と約4割を占めて最も多く、次いで「4～6割」及び「7～9割」（15.1%）、「10割（全員）」（12.0%）の順となっている。
- 施設の種別で見ると、旅館・ホテルでは「7～9割」が27.5%と3割近くを占めて最も多く、次いで「3割以下」及び「10割（全員）」（23.2%）の順となっており、半数以上の施設で日本人が7割以上を占めている。一方で、簡易宿所及び民泊施設では「3割以下」が最も多く、「いない」と合わせると、日本人が『3割以下』の施設が簡易宿所では6割近く、また、民泊施設では約9割を占める。



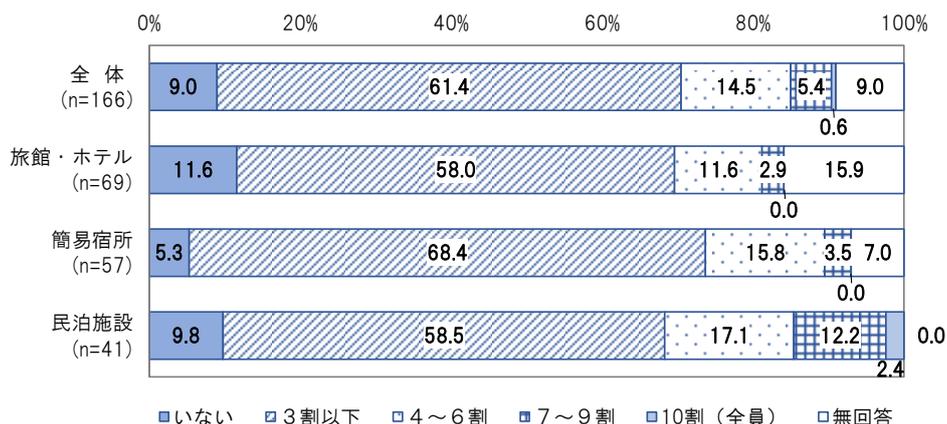
②外国人（アジア）宿泊客の割合

- 全体では、「3割以下」が42.8%と4割を超えて最も多く、次いで「4～6割」（25.9%）、「7～9割」（18.1%）の順となっている。
- 施設の種別で見ると、旅館・ホテルでは「3割以下」が59.4%と約6割を占めて最も多く、「いない」が約1割となっている。簡易宿所及び民泊施設では『4割以上』が6割を超えている。



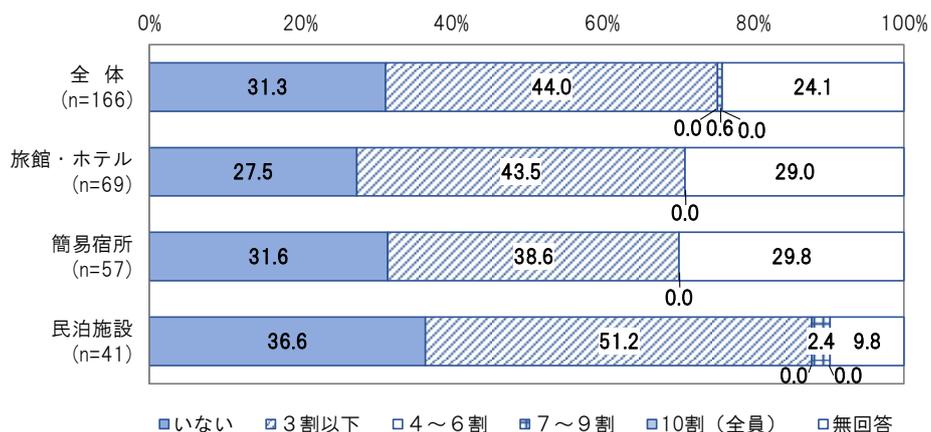
③外国人（ヨーロッパ, 北アメリカ）宿泊客の割合

- 全体では、「3割以下」が61.4%と6割以上を占めて最も多く、次いで「4～6割」（14.5%）、「いない」（9.0%）の順となっている。
- 施設の種別で見ると、すべての種別において「3割以下」が大半を占めており、大きな差はみられないものの、民泊施設では「7～9割」が12.2%と1割を超えており、他の種別と比べて多くなっている。



④外国人（その他：アフリカ, 南アメリカ, オセアニア）宿泊客の割合

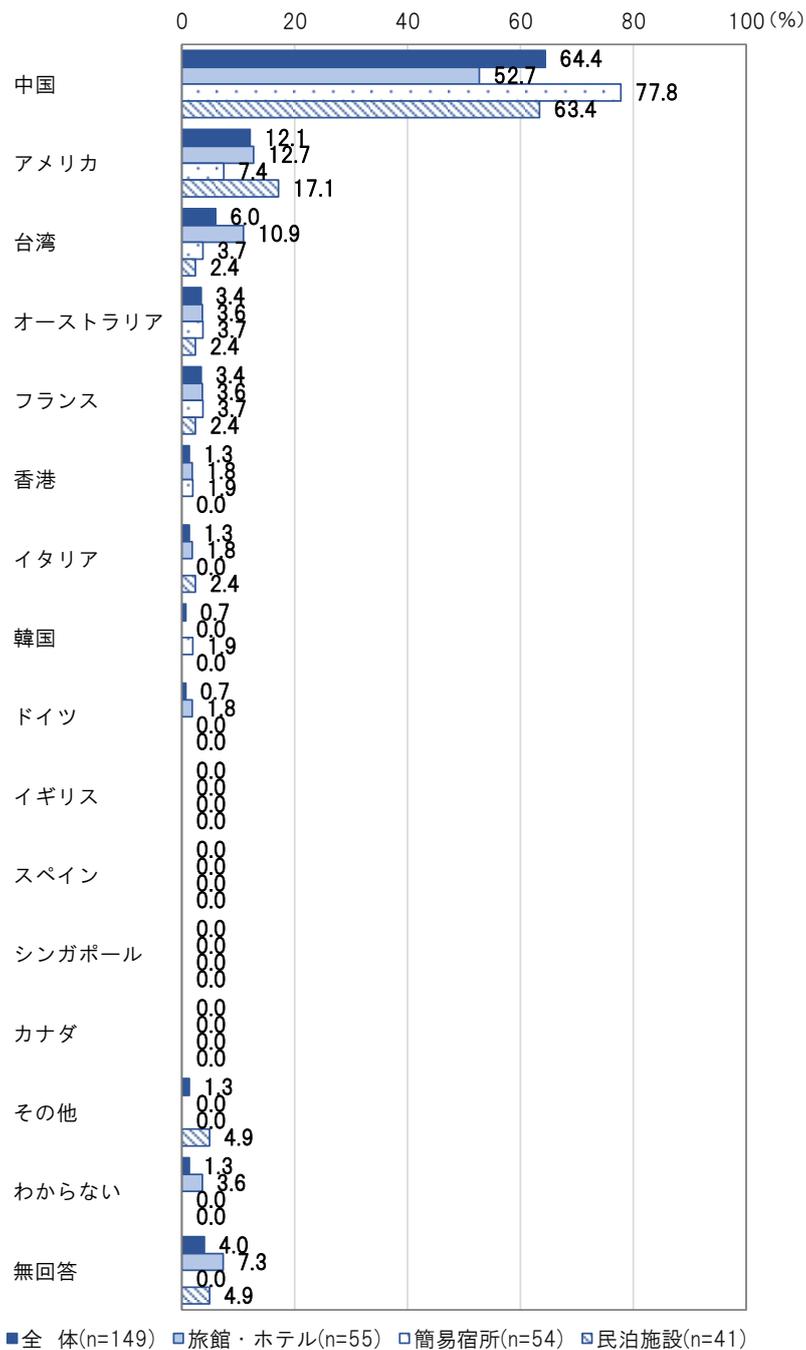
- 全体では、「3割以下」が44.0%と4割を超えて最も多く、次いで「いない」（31.3%）が続く。
- 施設の種別で見ると、すべての種別において、ほぼ「3割以下」又は「いない」との回答となっており、アジア及びヨーロッパ, 北アメリカ以外の外国人宿泊客は少ないことが分かる。



(3) 外国人宿泊客の国籍 ※(2)で『外国人の宿泊がある』と回答があった事業者のみ

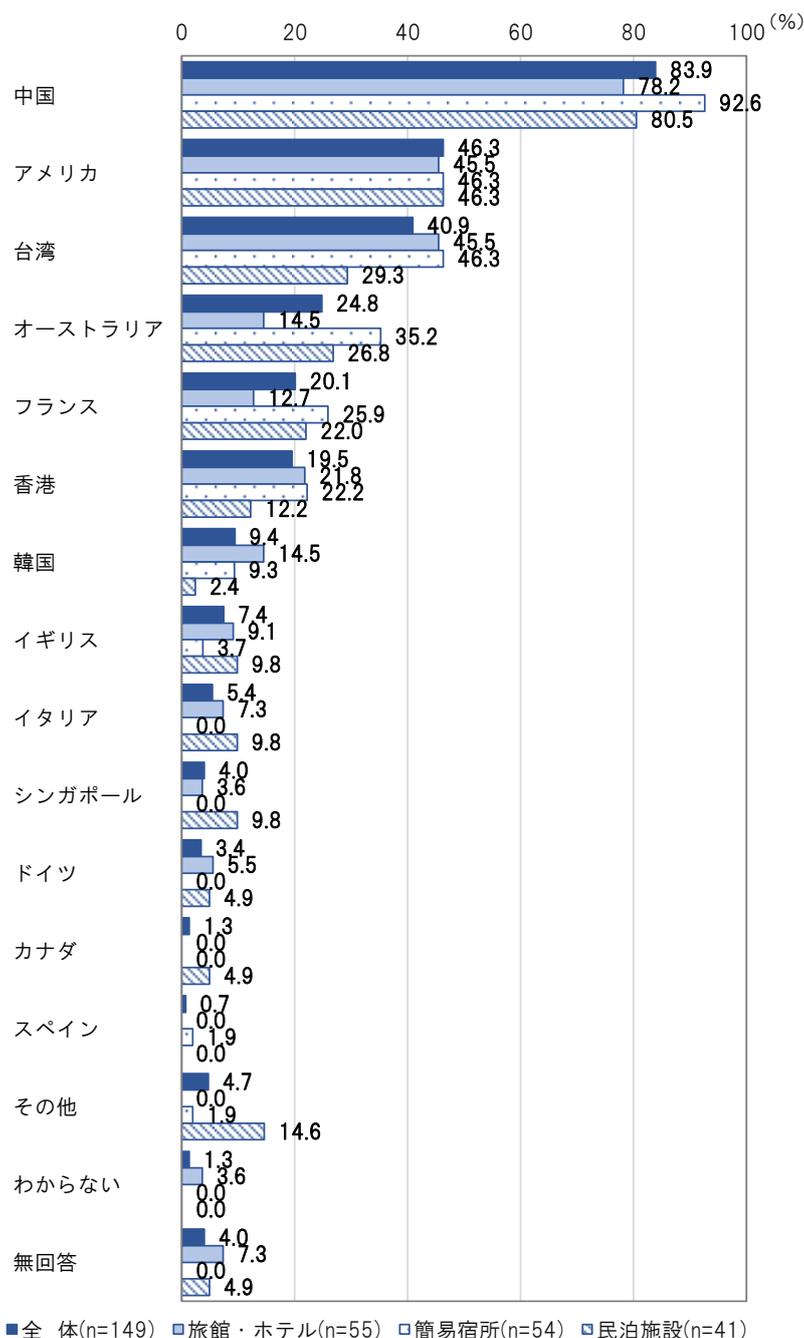
①**最も多い国籍**（「第1位」として回答があった国籍のみを集計）

- 全体では、「中国」が64.4%と6割以上を占めて最も多く、他の国と比べても突出しており、次いで「アメリカ」（12.1%）、「台湾」（6.0%）の順となっている。
- 施設の種別でみると、すべての種別において、「中国」が突出して多く、特に簡易宿所では8割近くを占める。また、旅館・ホテルでは「台湾」、民泊施設では「アメリカ」などが、それぞれ他の種別と比べて多くなっている。



②総合的に多い国籍（「第1位」～「第3位」まで回答があった国籍を合算して集計）

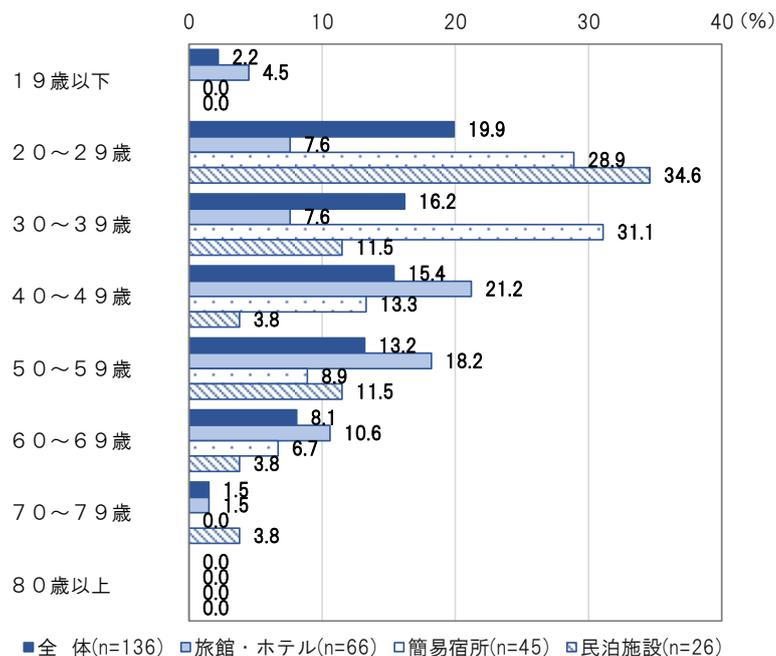
- 全体では、「中国」が83.9%と8割以上を占めて最も多く、①の最も多い国籍と同様の結果となっており、次いで「アメリカ」（46.3%）、「台湾」（40.9%）、「オーストラリア」（24.8%）の順となっている。
- 施設の種別でみると、すべての種別で「中国」、「アメリカ」、「台湾」の順となっている。また、簡易宿所及び民泊施設では「オーストラリア」や「フランス」、旅館・ホテルでは「韓国」が、それぞれ他の種別と比べて多くなっている。



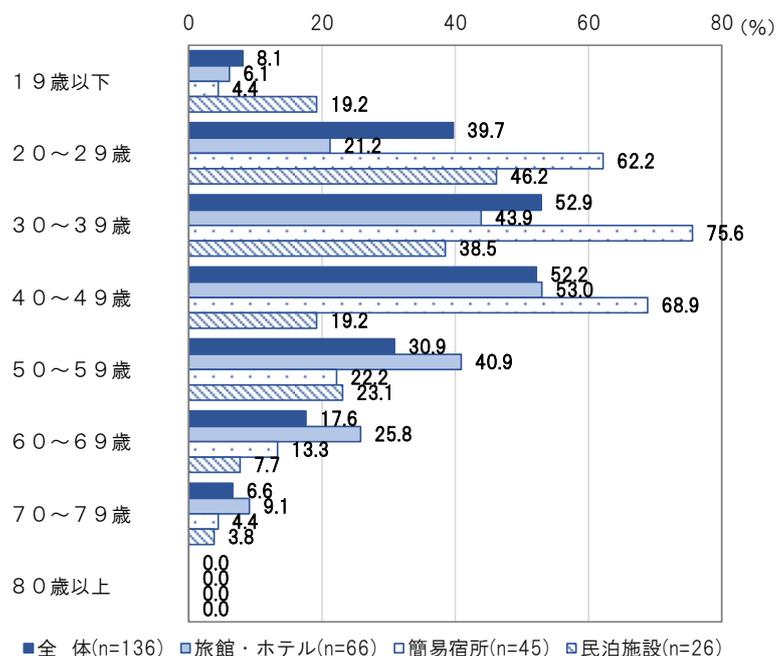
(4) 宿泊客の年齢層

① 日本人宿泊客の年齢層

- 最も多い年齢層は、全体では「20～29歳」が19.9%と約2割を占めて最も多く、次いで「30～39歳」(16.2%)、「40～49歳」(15.4%)の順となっている。
- 施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「40～49歳」が2割を超えて最も多く、次いで「50～59歳」が続き、『40歳以上』が半数以上を占めている。一方で、簡易宿所では『20～39歳』が6割、また、民泊施設では「20～29歳」が3割以上を占め、比較的若い年齢層となっている。

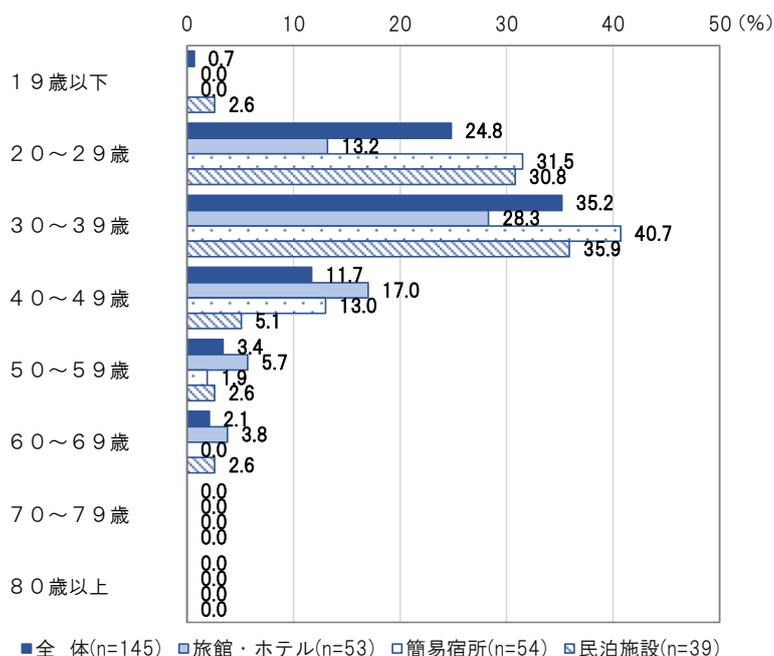


- 総合的に多い年齢層は、全体では「30～39歳」及び「40～49歳」が多くなっている。施設の種別でみると、簡易宿所では『20～49歳』が突出して多く、宿泊客の年齢層に偏りがみられる。

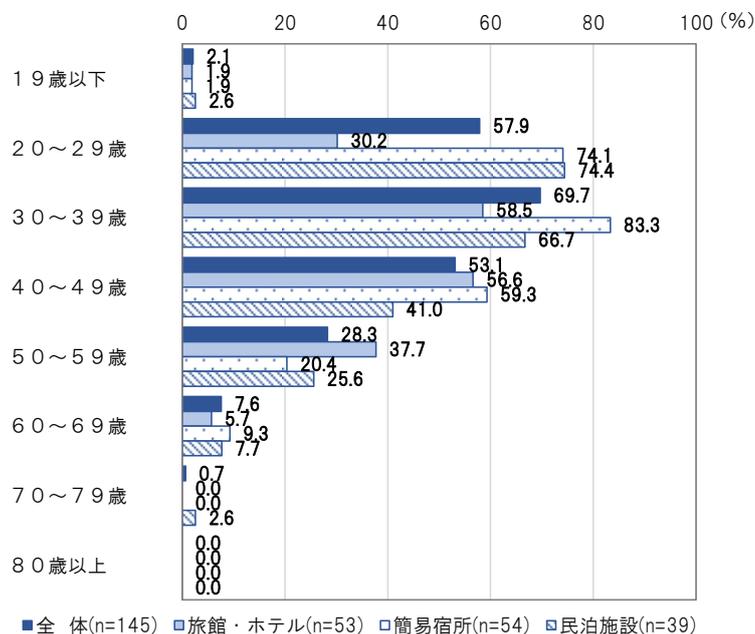


②外国人（アジア） 宿泊客の年齢層

- 最も多い年齢層は、全体では「30～39 歳」が 35.2%と 3 割以上を占めて最も多く、次いで「20～29 歳」（24.8%）が続く。
- 施設の種別でみると、すべての種別で「30～39 歳」が最も多くなっている。次に続くのが、旅館・ホテルでは「40～49 歳」、また、簡易宿所及び民泊施設では「20～29 歳」となっている。特に、簡易宿所及び民泊施設では、『20～39 歳』が 7 割前後を占める。

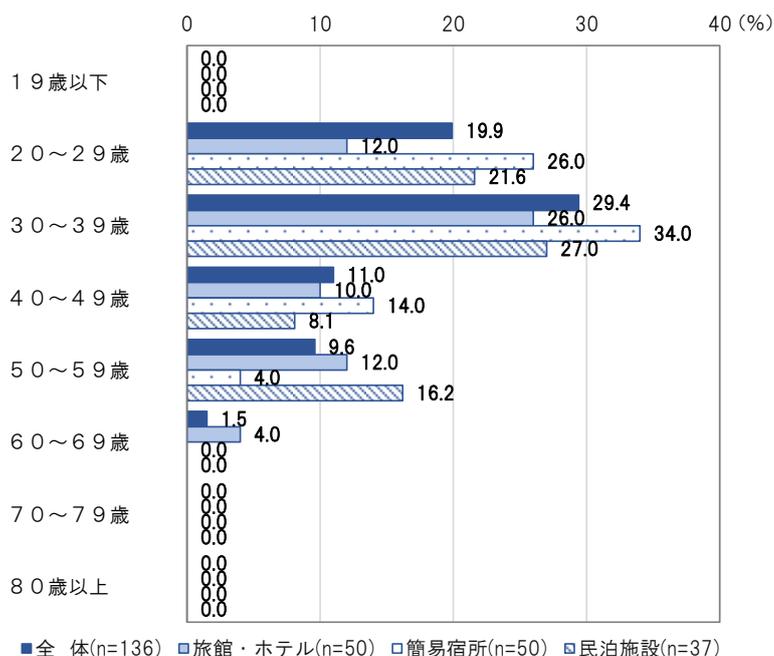


- 総合的に多い年齢層は、全体では「30～39 歳」が最も多くなっている。施設の種別で見ると、旅館・ホテル及び簡易宿所では「30～39 歳」、民泊施設では「20～29 歳」が最も多くなっている。また、旅館・ホテルでは「50～59 歳」が 4 割近くを占め、日本人宿泊客と同様に、旅館・ホテルの宿泊客の年齢層は比較的高いことが分かる。

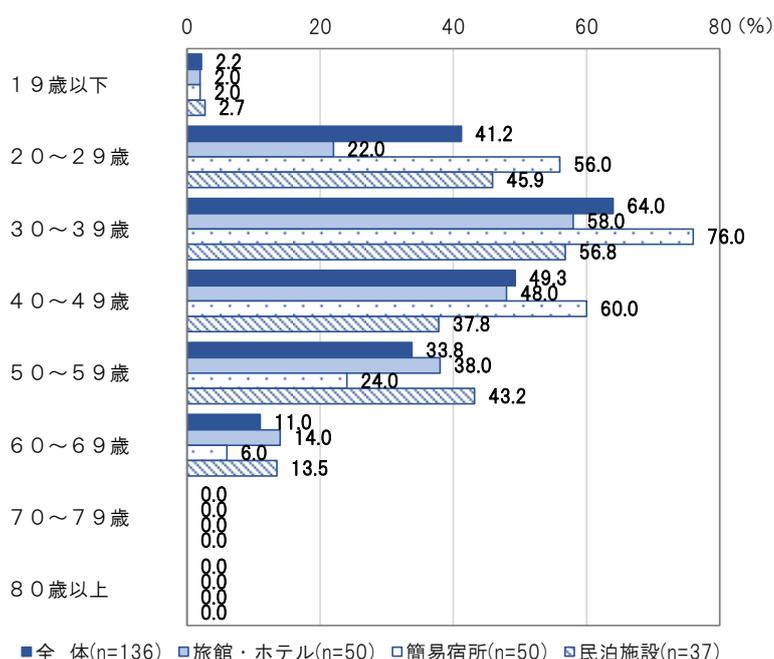


③外国人（ヨーロッパ、北アメリカ）宿泊客の年齢層

- 最も多い年齢層は、全体では「30～39歳」が29.4%と約3割を占めて最も多く、次いで「20～29歳」（19.9%）が続く。
- 施設の種別でみると、すべての種別で「30～39歳」が最も多く、次いで「20～29歳」が続く。また、簡易宿所では、ほぼ『20～49歳』の利用となっているのに対し、旅館・ホテル及び民泊施設では「50～59歳」が1割を超えている。

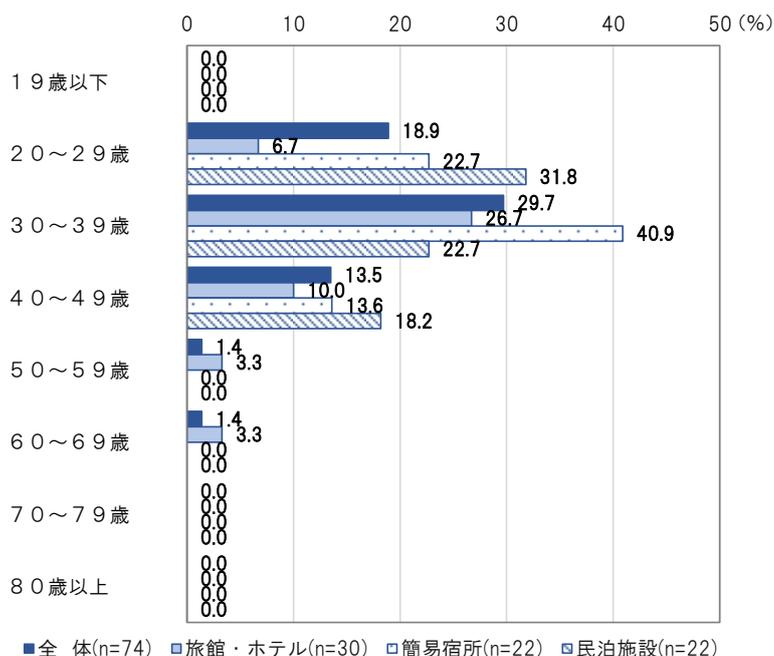


- 総合的に多い年齢層は、全体では「30～39歳」が最も多くなっている。施設の種別でみると、簡易宿所では『20～49歳』が突出して多く、宿泊客の年齢層に偏りがみられるのに対し、旅館・ホテル及び民泊施設では「50～59歳」の宿泊客が多くなっている。

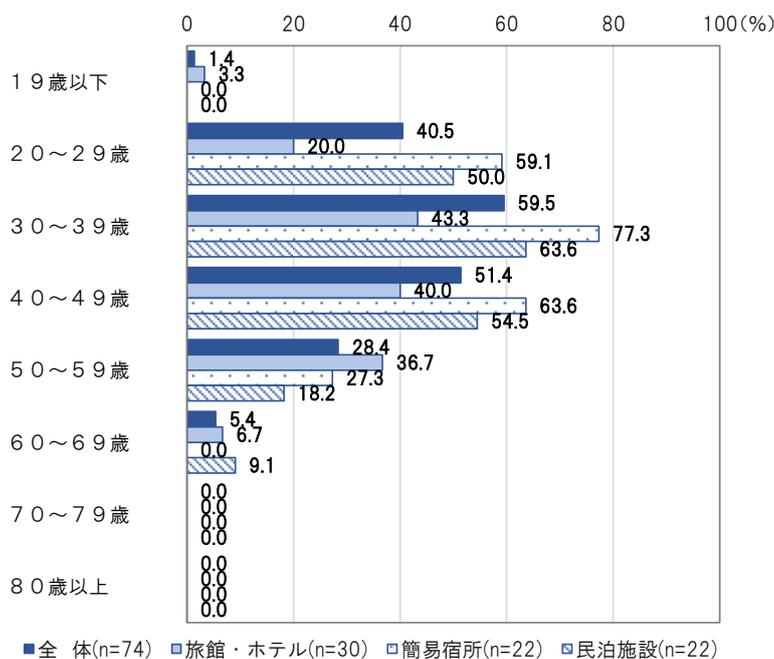


④外国人（その他：アフリカ、南アメリカ、オセアニア）宿泊客の年齢層

- 最も多い年齢層は、全体では「30～39歳」が29.7%と約3割を占めて最も多く、次いで「20～29歳」（18.9%）、「40～49歳」（13.5%）の順となっている。
- 施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「30～39歳」及び「40～49歳」が多くなっているのに対して、簡易宿所では「30～39歳」、また、民泊施設では「20～29歳」が最も多く、他の国籍の宿泊客と同様に、簡易宿所及び民泊施設の宿泊客は比較的若い年齢層であることが分かる。



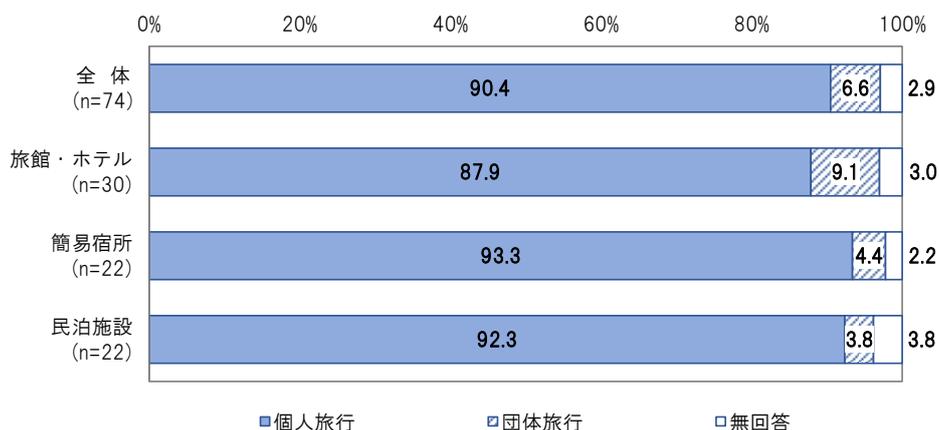
- 総合的に多い年齢層は、全体では「30～39歳」及び「40～49歳」が多くなっている。施設の種別でみると、簡易宿所及び民泊施設では『20～49歳』が突出して多くなっている。



(5) 宿泊客の宿泊形態

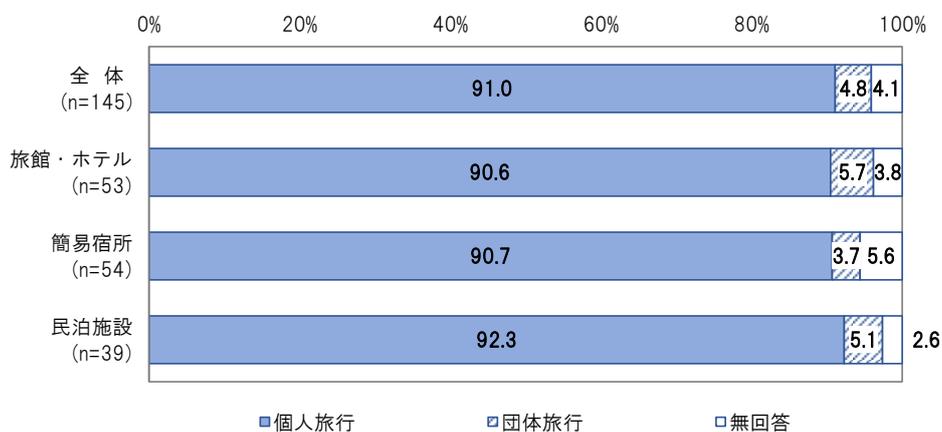
①日本人宿泊客の宿泊形態

- ・全体では、「個人旅行」が90.4%と約9割を占め、「団体旅行」が6.6%となっている。
- ・施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「団体旅行」が9.1%と約1割を占め、他の種別と比べて多くなっている。



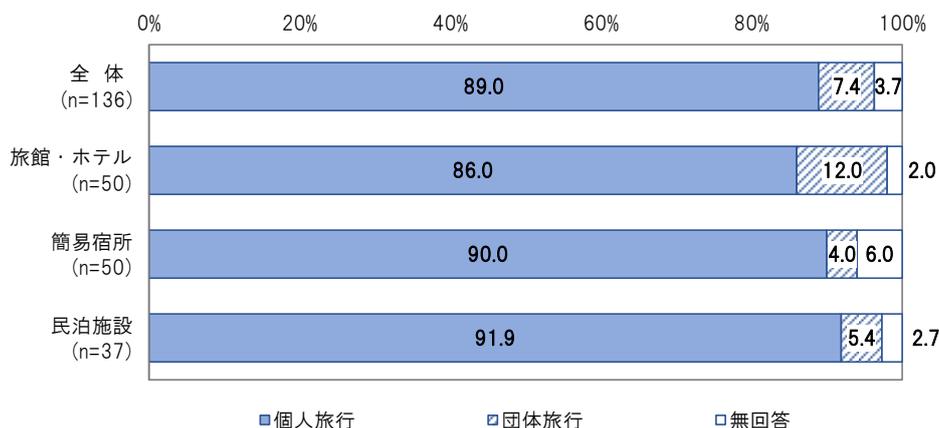
②外国人（アジア）宿泊客の宿泊形態

- ・全体では、「個人旅行」が91.0%と9割以上を占め、「団体旅行」が4.8%となっている。
- ・施設の種別でみても、大きな差はみられない。



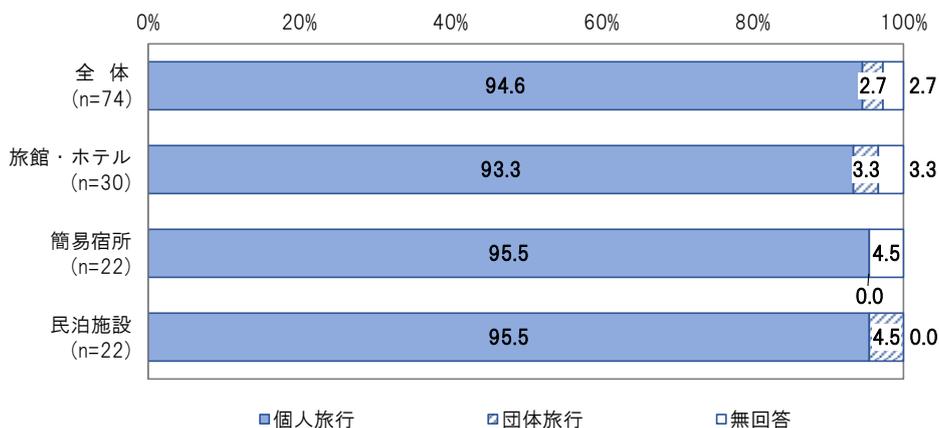
③外国人（ヨーロッパ, 北アメリカ）宿泊客の宿泊形態

- 全体では、「個人旅行」が89.0%と9割近くを占め、「団体旅行」が7.4%となっている。また、他の国籍と比べて「団体旅行」が最も多くなっている。
- 施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「団体旅行」が12.0%と1割以上を占め、他の種別と比べて多くなっている。



④外国人（その他：アフリカ, 南アメリカ, オセアニア）宿泊客の宿泊形態

- 全体では、「個人旅行」が94.6%と9割以上を占め、「団体旅行」が2.7%となっている。また、他の国籍と比べて「個人旅行」が最も多くなっている。
- 施設の種別でみても、大きな差はみられない。



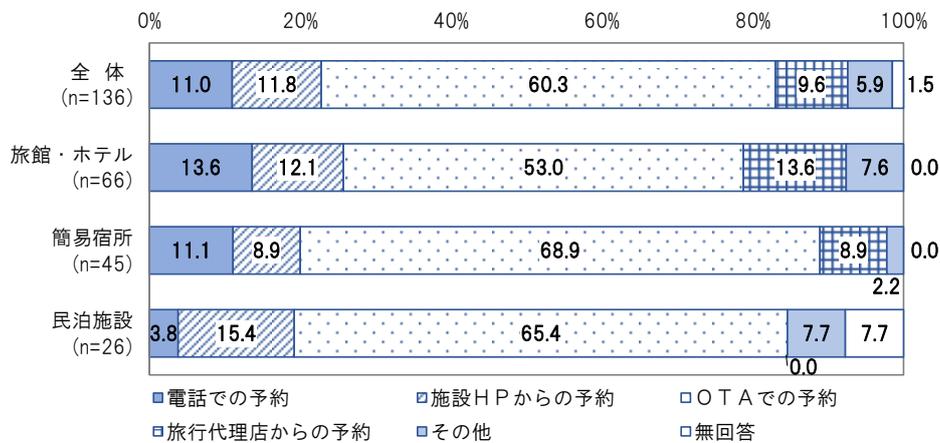
(6) 宿泊客の予約方法

①日本人宿泊客の予約方法

- 全体では、「OTA※での予約」が60.3%と約6割を占めて最も多く、次いで「施設HPからの予約」(11.8%)、「電話での予約」(11.0%)、「旅行代理店からの予約」(9.6%)の順となっている。

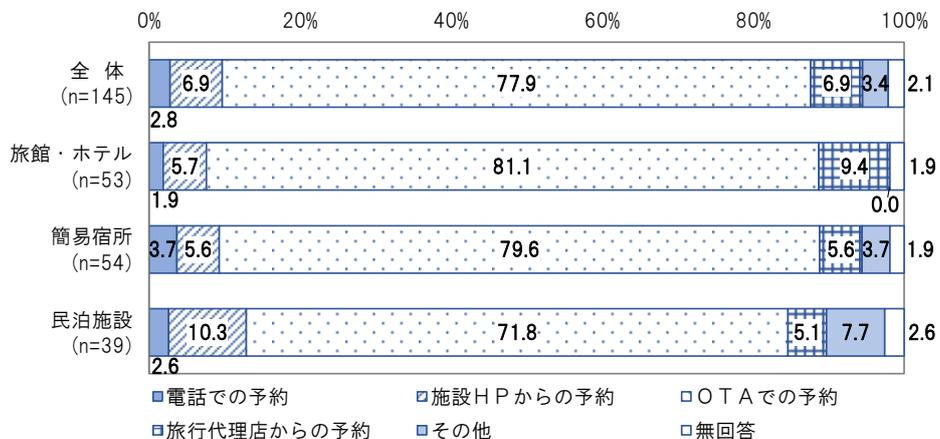
※インターネット上のみで取引を行う旅行会社

- 施設の種別で見ると、旅館・ホテルでは「旅行代理店からの予約」、簡易宿所では「OTAでの予約」、民泊施設では「施設HPからの予約」が、それぞれ他の種別と比べて多くなっている。



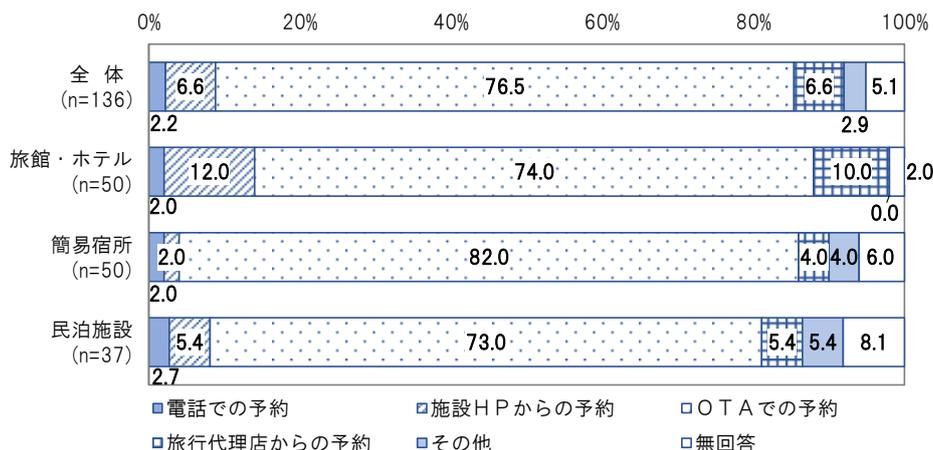
②外国人(アジア)宿泊客の予約方法

- 全体では、「OTAでの予約」が77.9%と8割近くを占めて最も多く、次いで「施設HPからの予約」及び「旅行代理店からの予約」がそれぞれ6.9%と続き、大半がOTAでの予約であることが分かる。
- 施設の種別で見ると、旅館・ホテルでは「旅行代理店からの予約」、また、民泊施設では「施設HPからの予約」が、それぞれ他の種別と比べて多くなっている。



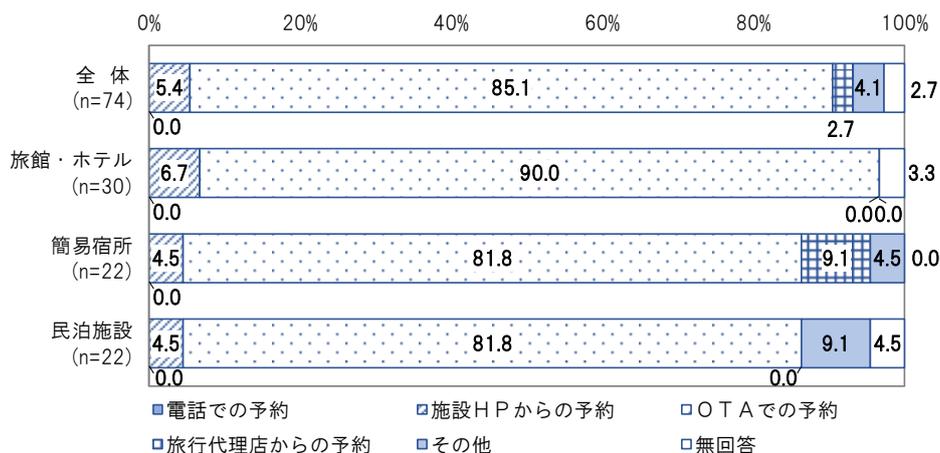
③外国人（ヨーロッパ，北アメリカ）宿泊客の予約方法

- 全体では、「OTAでの予約」が76.5%と7割以上を占めて最も多く、次いで「施設HPからの予約」及び「旅行代理店からの予約」がそれぞれ6.6%と続き、外国人（アジア）宿泊客と同様に、大半がOTAでの予約であることが分かる。
- 施設の種別で見ると、旅館・ホテルでは「施設HPからの予約」及び「旅行代理店からの予約」が、他の種別と比べて多くなっている。



④外国人（その他：アフリカ，南アメリカ，オセアニア）宿泊客の予約方法

- 全体では、「OTAでの予約」が85.1%と8割以上を占めて最も多く、外国人（アジア及びヨーロッパ，北アメリカ）宿泊客と同様に、大半がOTAでの予約であることが分かる。
- 施設の種別で見ると、簡易宿所では「旅行代理店からの予約」が、他の種別と比べて多くなっている。

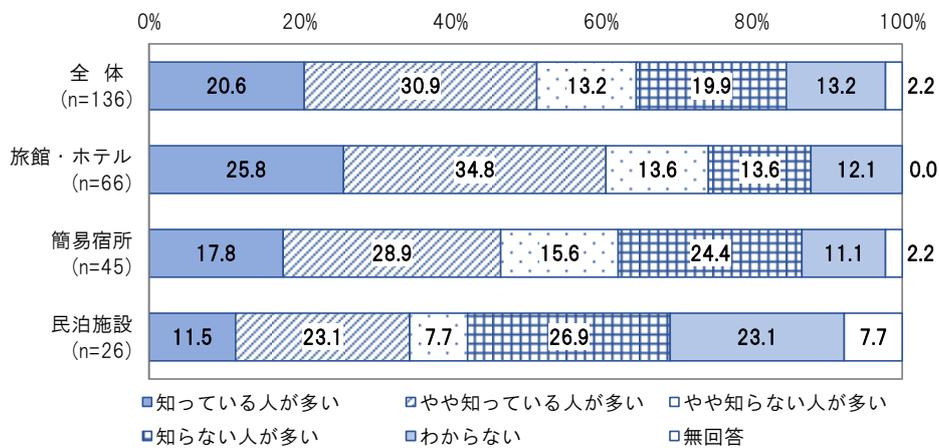


3. 宿泊税について

(1) 宿泊税の認知度

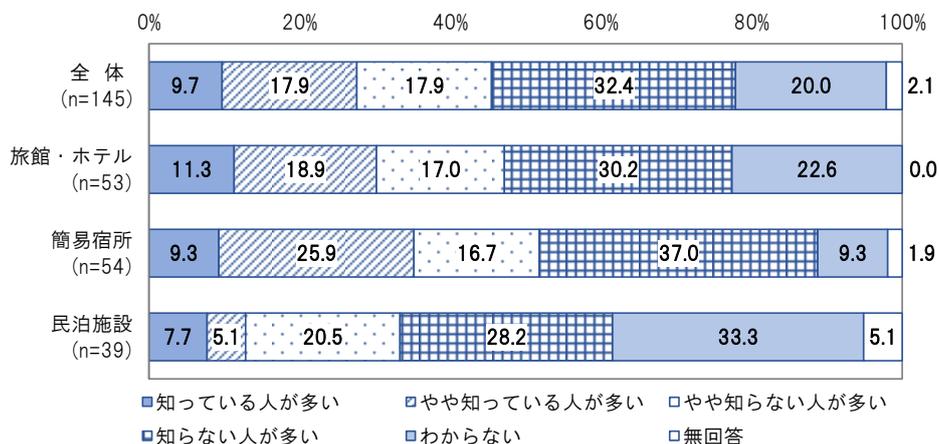
①日本人宿泊客の認知度

- 全体では、『知っている人が多い』（「知っている人が多い」（20.6%）＋「やや知っている人が多い」（30.9%））と回答した宿泊事業者が約半数を占める。
- 施設の種別で見ると、『知っている人が多い』の割合では、旅館・ホテルでは約6割を占めて最も多く、民泊施設では4割未満と最も少ない。一方で、『知らない人が多い』（「やや知らない人が多い」＋「知らない人が多い」）の割合が簡易宿所では4割以上、また、民泊施設では3割以上を占めている。



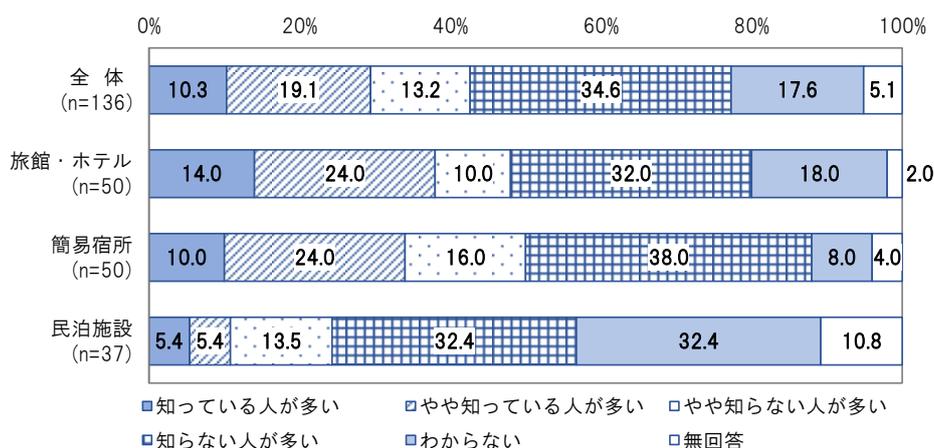
②外国人（アジア）宿泊客の認知度

- 全体では、『知らない人が多い』（「やや知らない人が多い」（17.9%）＋「知らない人が多い」（32.4%））と回答した宿泊事業者が約半数を占め、他の国籍と比べて認知度は最も低くなっている。
- 施設の種別で見ると、『知っている人が多い』（「知っている人が多い」＋「やや知っている人が多い」）の割合では、民泊施設では1割程度と最も少ない。また、民泊施設では、「わからない」と回答した宿泊事業者が他の種別と比べて多くなっている。



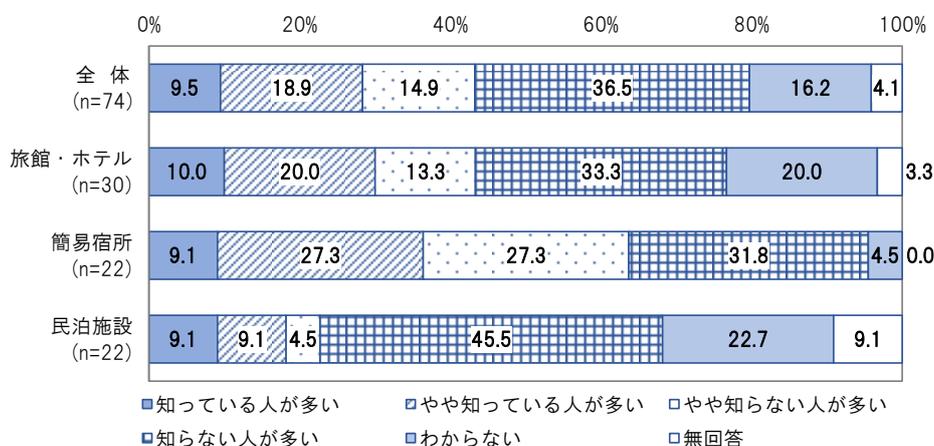
③外国人（ヨーロッパ、北アメリカ）宿泊客の認知度

- 全体では、『知らない人が多い』（「やや知らない人が多い」（13.2%）＋「知らない人が多い」（34.6%））と回答した宿泊事業者が半数近くを占める。
- 施設の種別で見ると、『知っている人が多い』（「知っている人が多い」＋「やや知っている人が多い」）の割合では、旅館・ホテルでは4割近くを占めて最も多く、民泊施設では約1割と最も少ない。一方で、『知らない人が多い』（「やや知らない人が多い」＋「知らない人が多い」）の割合が、簡易宿所では5割以上を占めて最も多くなっている。



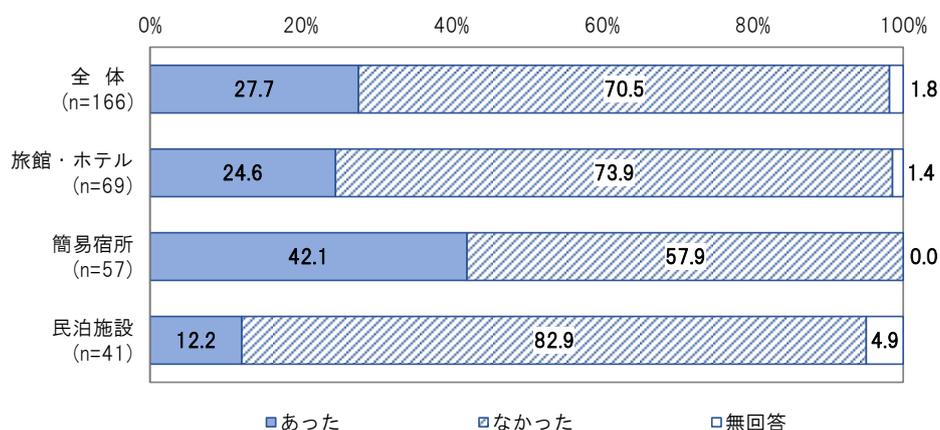
④外国人（その他：アフリカ、南アメリカ、オセアニア）宿泊客の認知度

- 全体では、『知らない人が多い』（「やや知らない人が多い」（14.9%）＋「知らない人が多い」（36.5%））と回答した宿泊事業者が半数以上を占める。
- 施設の種別で見ると、『知っている人が多い』（「知っている人が多い」＋「やや知っている人が多い」）の割合では、簡易宿所では4割近くを占めて最も多く、民泊施設では2割未満と最も少ない。一方で、『知らない人が多い』（「やや知らない人が多い」＋「知らない人が多い」）の割合が、簡易宿所では6割近く、また、民泊施設では5割以上を占めている。



(2) 直近1ヶ月間での宿泊税に関する問合せの有無

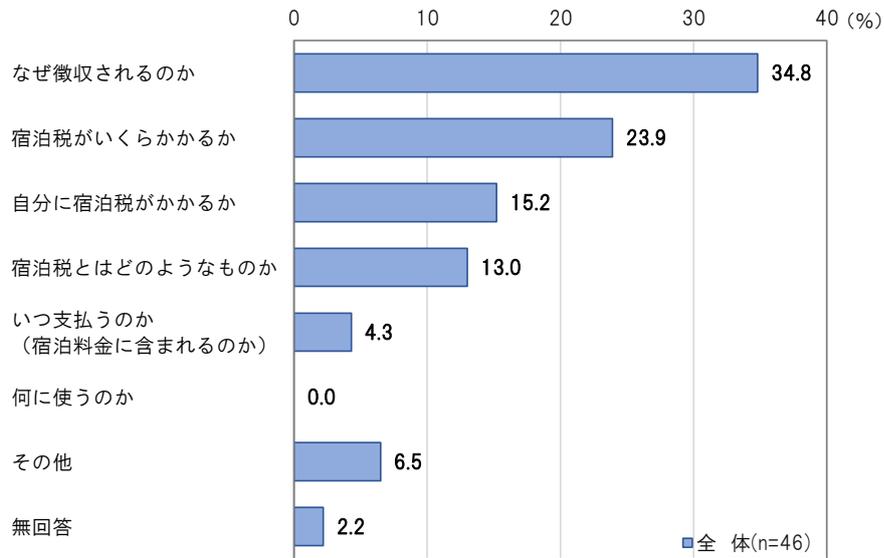
- 全体では、「あった」が27.7%、「なかった」が70.5%となっている。
- 施設の種別で見ると、簡易宿所での問合せが最も多く、4割以上を占めているのに対して、民泊施設では1割程度となっている。



(3) 宿泊税に関する問合せの内容 ※(2)で「あった」と回答があった事業者のみ

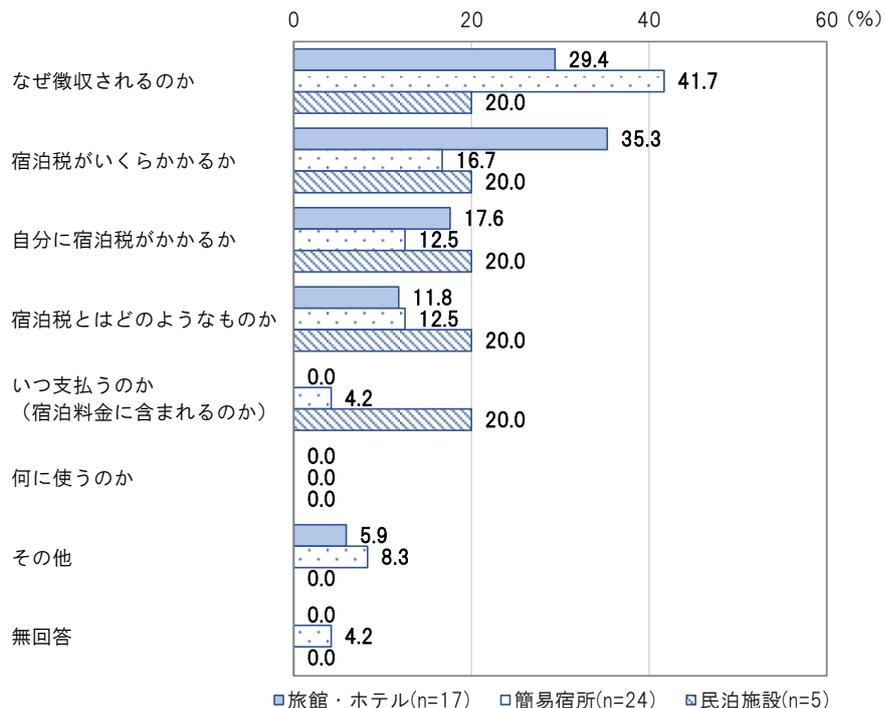
①**最も多い問合せの内容**（「第1位」として回答があった項目のみを集計）

- 最も多い問合せ内容では、「なぜ徴収されるのか」が34.8%と3割を超えて最も多く、次いで「宿泊税がいくらかかるか」（23.9%）、「自分に宿泊税がかかるか」（15.2%）、「宿泊税とはどのようなものか」（13.0%）の順となっている。



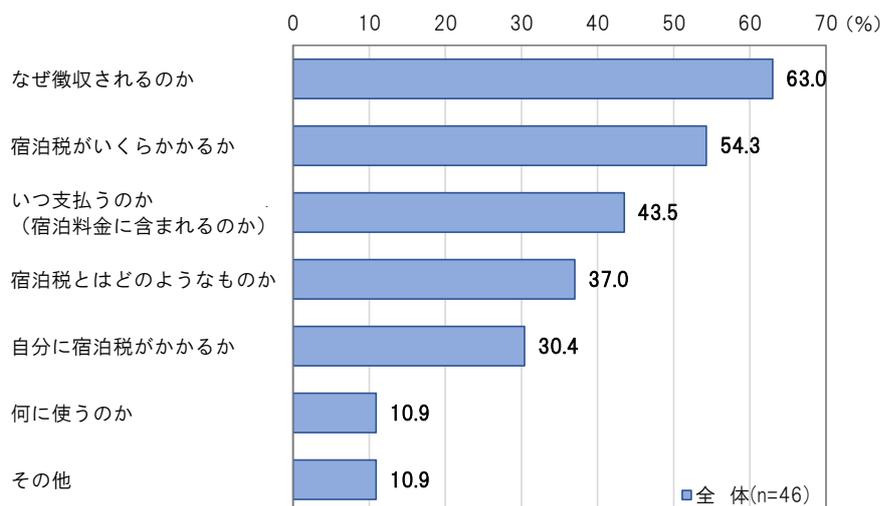
(回答母数が少ないため参考)

- 施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「宿泊税がいくらかかるか」、簡易宿所では「なぜ徴収されるのか」、民泊施設では「宿泊税とはどのようなものか」や「いつ支払うのか（宿泊料金に含まれるのか）」で、それぞれ他の種別と比べて多くなっている。



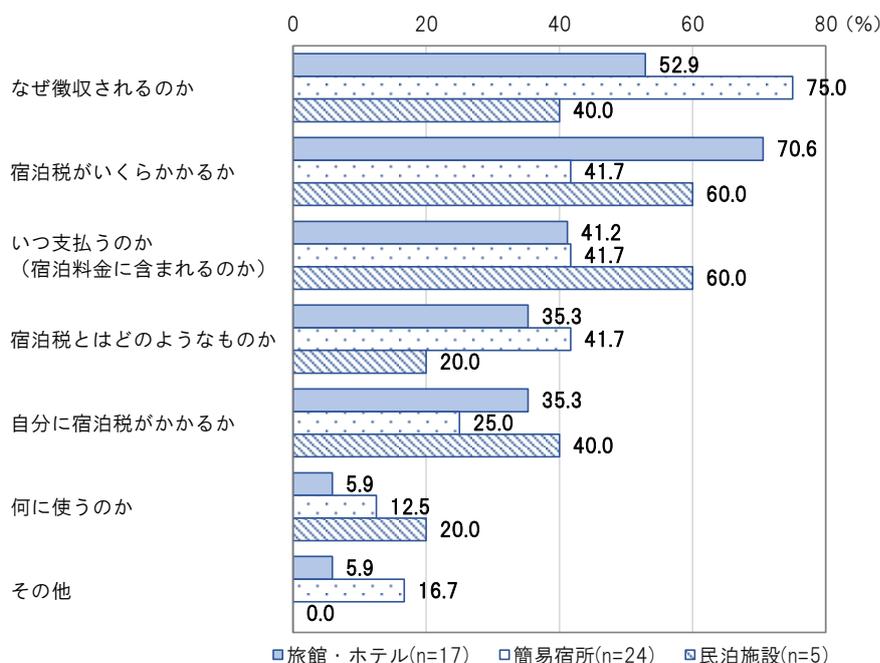
②総合的に多い問合せの内容（「第1位」～「第3位」まで回答があった項目を合算して集計）

- 総合的に多い問合せ内容では、「なぜ徴収されるのか」が63.0%と6割を超えて最も多く、次いで「宿泊税がいくらかかるか」(54.3%),「いつ支払うのか(宿泊料金に含まれるのか)」(43.5%),「宿泊税とはどのようなものか」(37.0%)の順となっており、支払い方法・徴収方法に対する問合せが多いことが分かる。



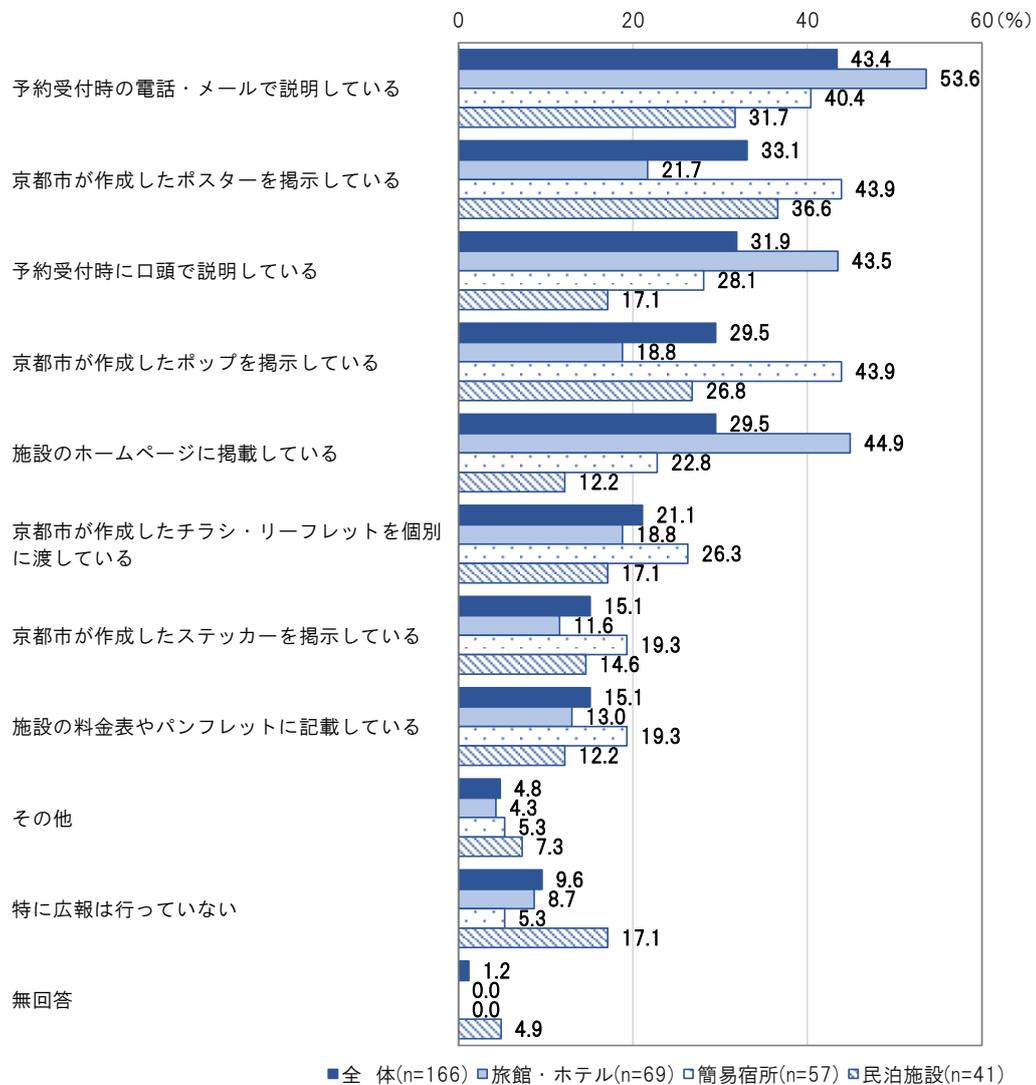
(回答母数が少ないため参考)

- 施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「宿泊税がいくらかかるか」、簡易宿所では「なぜ徴収されるのか」、民泊施設では「宿泊税がいくらかかるか」や「いつ支払うのか(宿泊料金に含まれるのか)」が、それぞれ他の種別と比べて多くなっている。



(4) 宿泊税に関する広報の方法

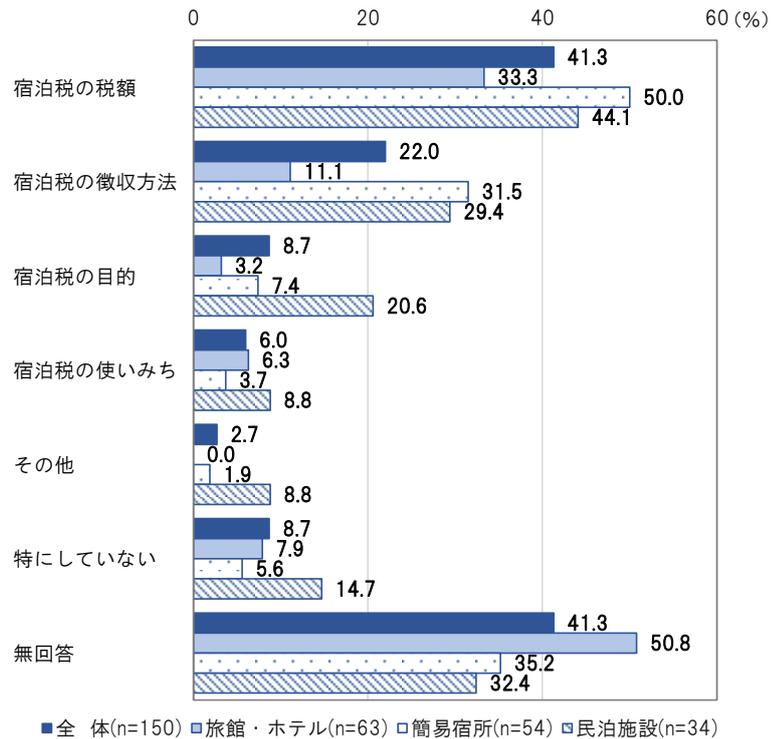
- 全体では、「予約受付時の電話・メールで説明している」が43.4%と4割を超えて最も多く、次いで「京都市が作成したポスターを掲示している」(33.1%)、「予約受付時に口頭で説明している」(31.9%)の順となっており、予約受付時に説明をしている宿泊事業者が多いことが分かる。
- 施設の種別で見ると、旅館・ホテルでは「予約受付時の電話・メールで説明している」や「予約受付時に口頭で説明している」、「施設のホームページに掲載している」、また、簡易宿所では「京都市が作成したポスターを掲示している」や「京都市が作成したポップを掲示している」などが、他の種別と比べて多くなっている。特に京都市作成の広報物は簡易宿所での利用が多い結果となっている。
- また、民泊施設では「特に広報は行っていない」が17.1%と2割近くを占め、他の種別と比べて多くなっている。



(5) 宿泊税を広報する際に意識して伝えていること

※(4)で「特に広報は行ってない」と回答があった事業者以外

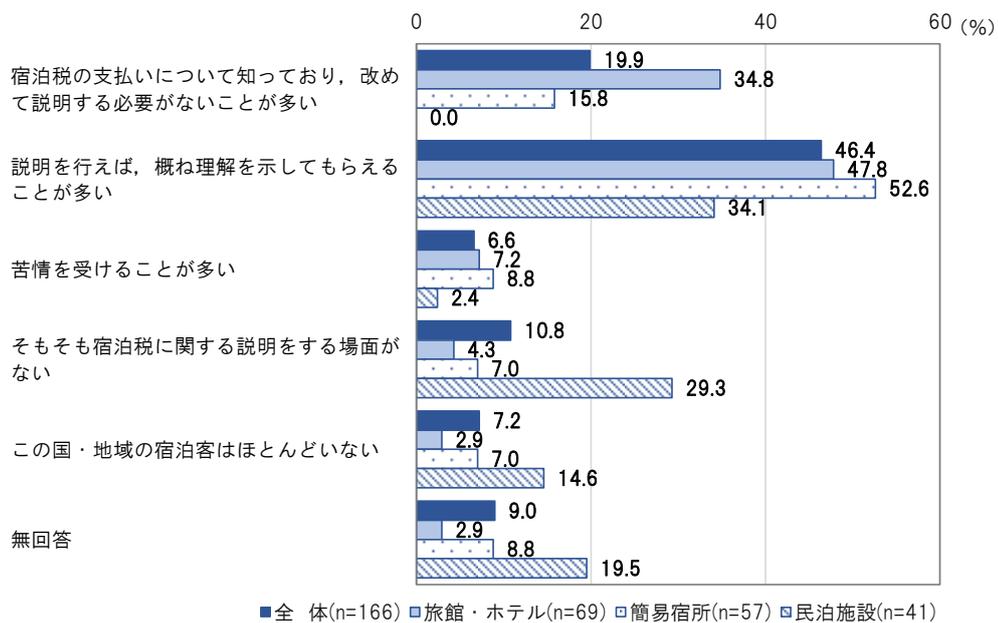
- 全体では、「宿泊税の税額」が41.3%と4割を超えて最も多く、次いで「宿泊税の徴収方法」(22.0%)が続いており、税額や徴収方法を重点的に説明している事業者が多いことが分かる。
- 施設の種別でみると、簡易宿所及び民泊施設では、特に「宿泊税の税額」や「宿泊税の徴収方法」が多くなっている。また、民泊施設では「宿泊税の目的」が20.6%と約2割を占め、他の種別と比べて多くなっている。



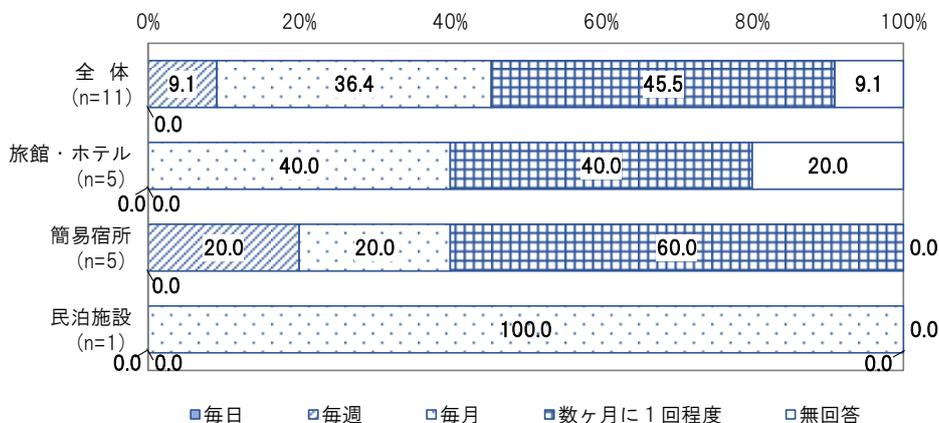
(6) 宿泊税の支払いに関する広報・説明に対する宿泊客の反応

①日本人宿泊客の反応

- 全体では、「説明を行えば、概ね理解を示してもらえることが多い」が46.4%と4割以上を占め、次いで「宿泊税の支払いについて知っており、改めて説明する必要がないことが多い」が19.9%と続き、「苦情を受けることが多い」は1割未満となっている。また、他の国籍と比べて「苦情を受けることが多い」が最も少ない。
- 施設の種別でみると、民泊施設では「そもそも宿泊税に関する説明をする場面がない」が3割近くを占めている。

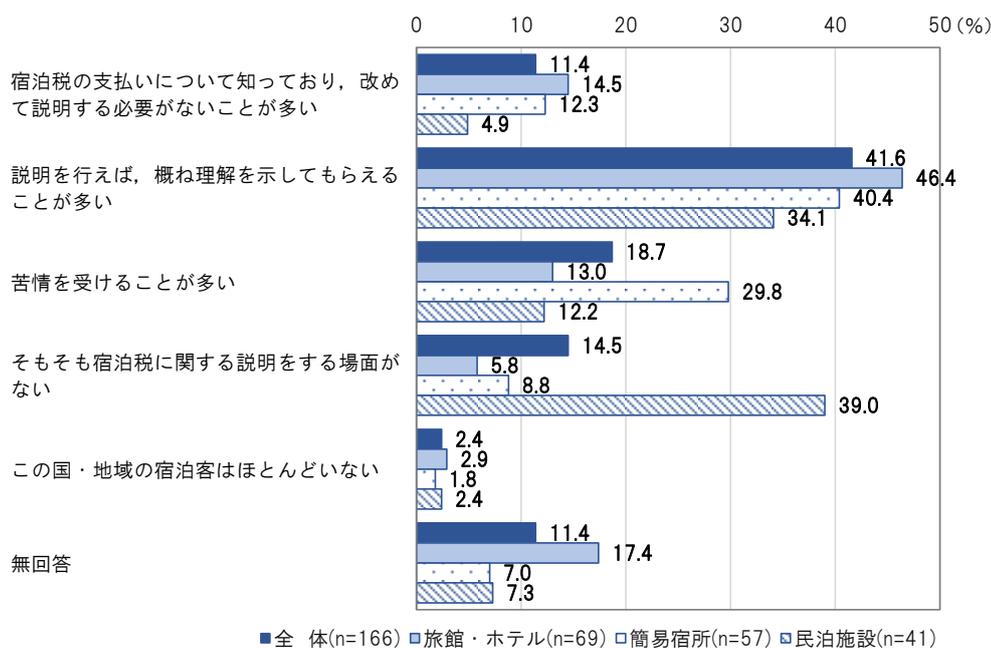


- 「苦情を受けることが多い」と回答した宿泊事業者のその頻度は、「数ヶ月に1回程度」が45.5%と4割以上を占め、次いで「毎月」(36.4%)が続く。

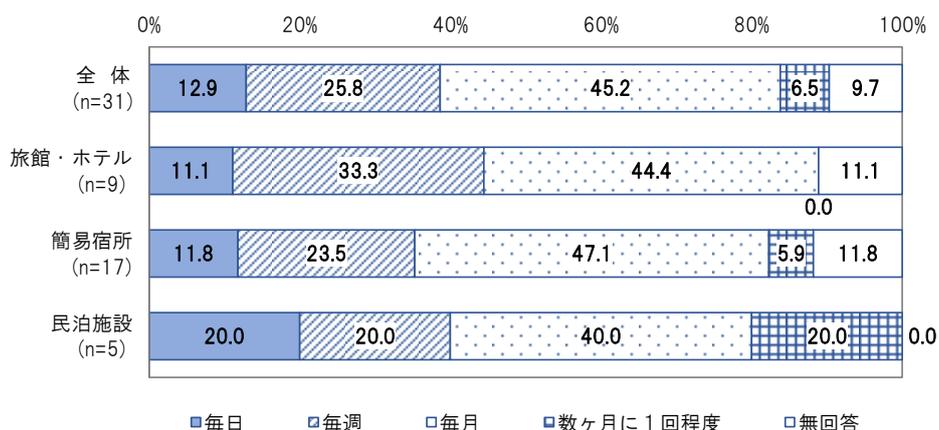


②外国人（アジア） 宿泊客の反応

- 全体では、「説明を行えば、概ね理解を示してもらえることが多い」が41.6%と4割以上を占め最も多くなっているものの、次いで「苦情を受けることが多い」が18.7%と2割近くを占めている。また、他の国籍と比べて「苦情を受けることが多い」が最も多くなっている。
- 施設の種別でみると、簡易宿所で「苦情を受けることが多い」が29.8%と約3割を占め、他の種別と比べて多くなっている。

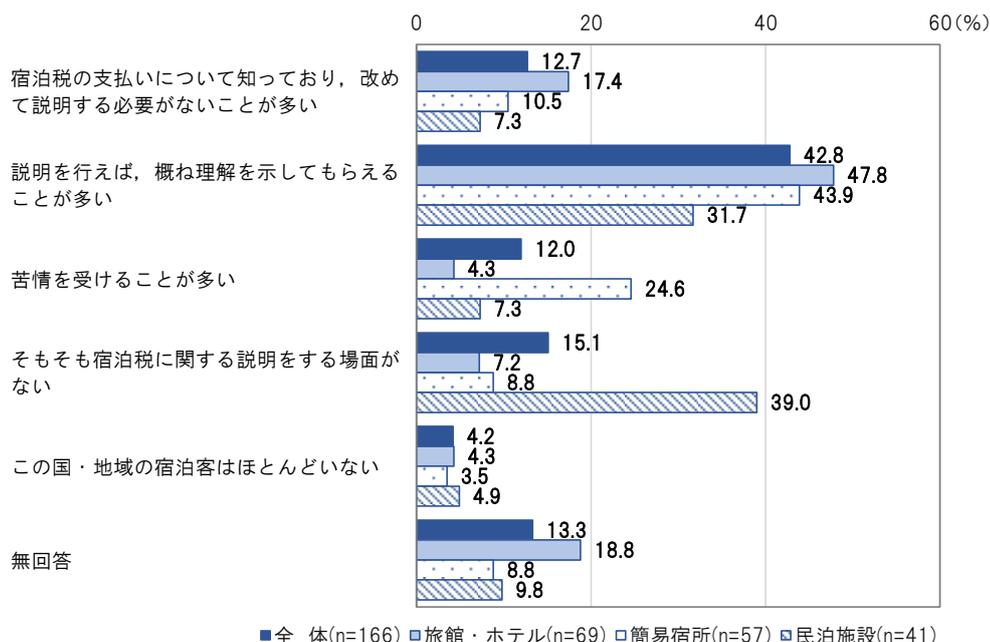


- 「苦情を受けることが多い」と回答した宿泊事業者のその頻度は、「毎月」が45.2%と4割以上を占め、次いで「毎週」(25.8%)、「毎日」(12.9%)の順となっている。

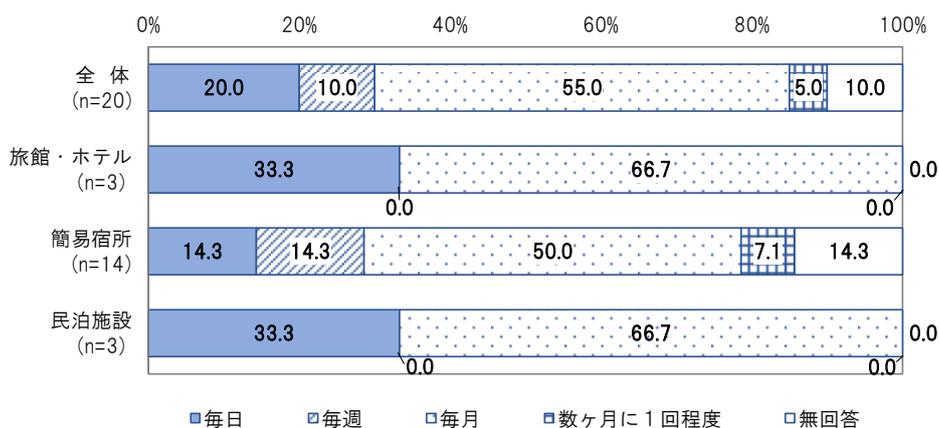


③外国人（ヨーロッパ、北アメリカ）宿泊客の反応

- 全体では、「説明を行えば、概ね理解を示してもらえることが多い」が42.8%と4割以上を占め、次いで「宿泊税の支払いについて知っており、改めて説明する必要がないことが多い」が12.7%と続き、「苦情を受けることが多い」は1割程度となっている。
- 施設の種別でみると、簡易宿所では「苦情を受けることが多い」が24.6%と2割以上を占め、他の種別に比べて多くなっている。

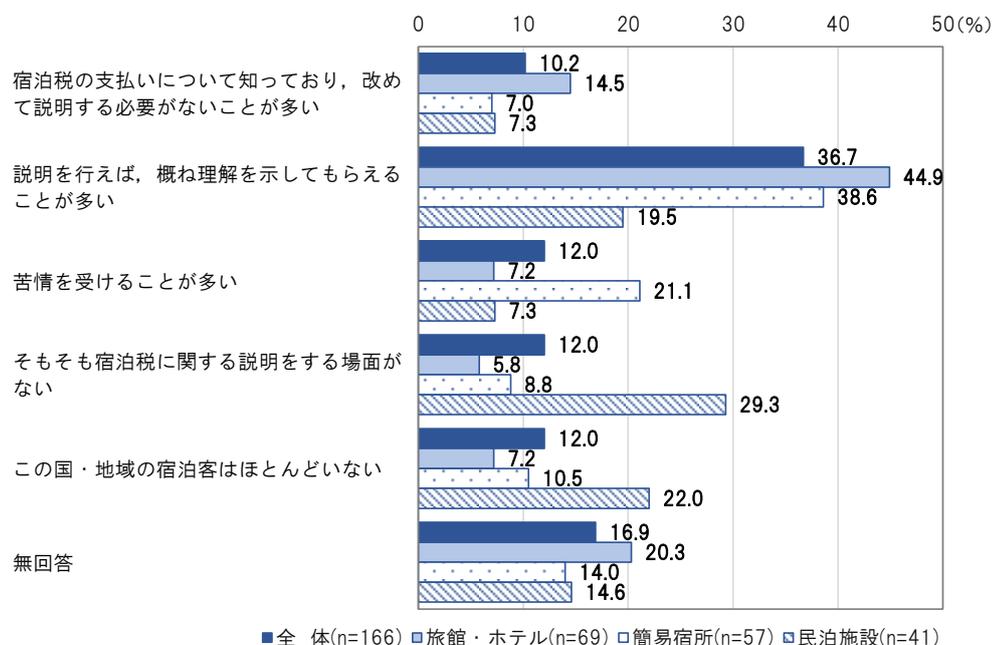


- 「苦情を受けることが多い」と回答した宿泊事業者のその頻度は、「毎月」が55.0%と半数以上を占め、次いで「毎日」(20.0%)、「毎週」(10.0%)の順となっている。

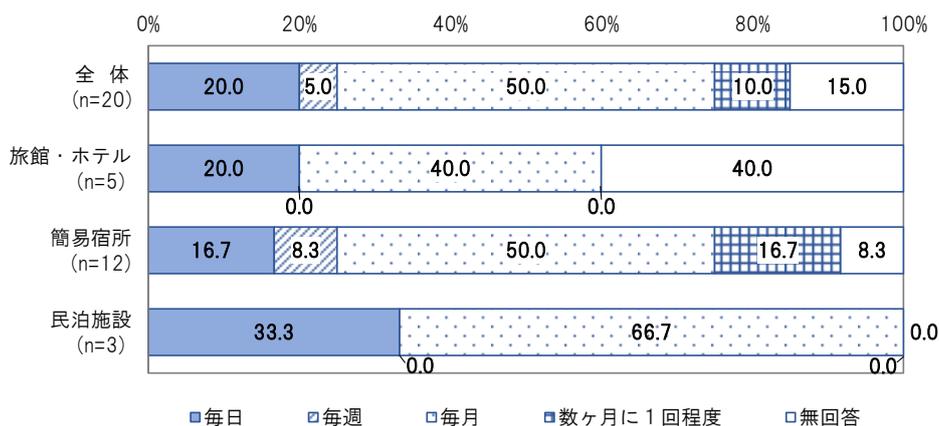


④外国人（その他：アフリカ，南アメリカ，オセアニア）宿泊客の反応

- 全体では、「説明を行えば、概ね理解を示してもらえることが多い」が36.7%と3割以上を占めて最も多く、「苦情を受けることが多い」は1割程度となっている。
- 施設の種別でみると、他の国籍と同様に、簡易宿所では「苦情を受けることが多い」が21.1%と2割以上を占め、他の種別と比べて多くなっている。

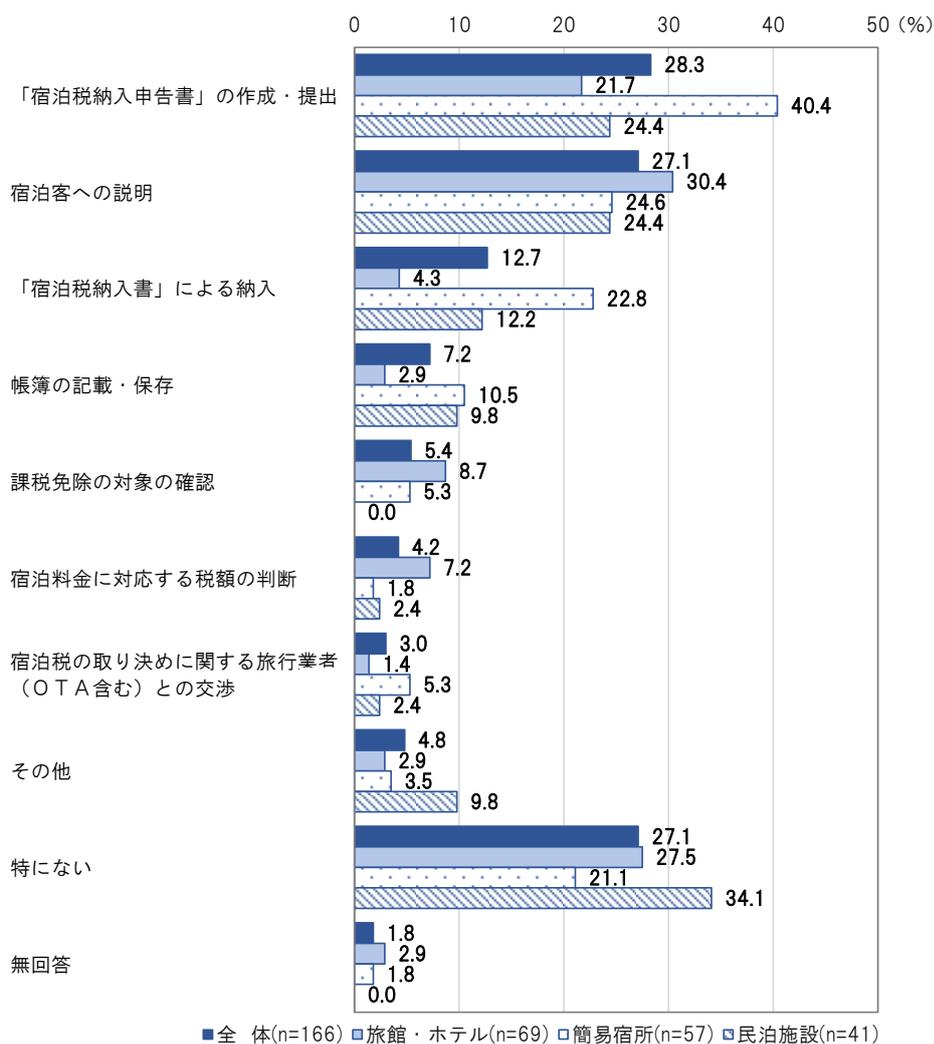


- 「苦情を受けることが多い」と回答した宿泊事業者のその頻度は、「毎月」が50.0%と半数を占め、次いで「毎日」(20.0%)、「数ヶ月に1回程度」(10.0%)の順となっている。



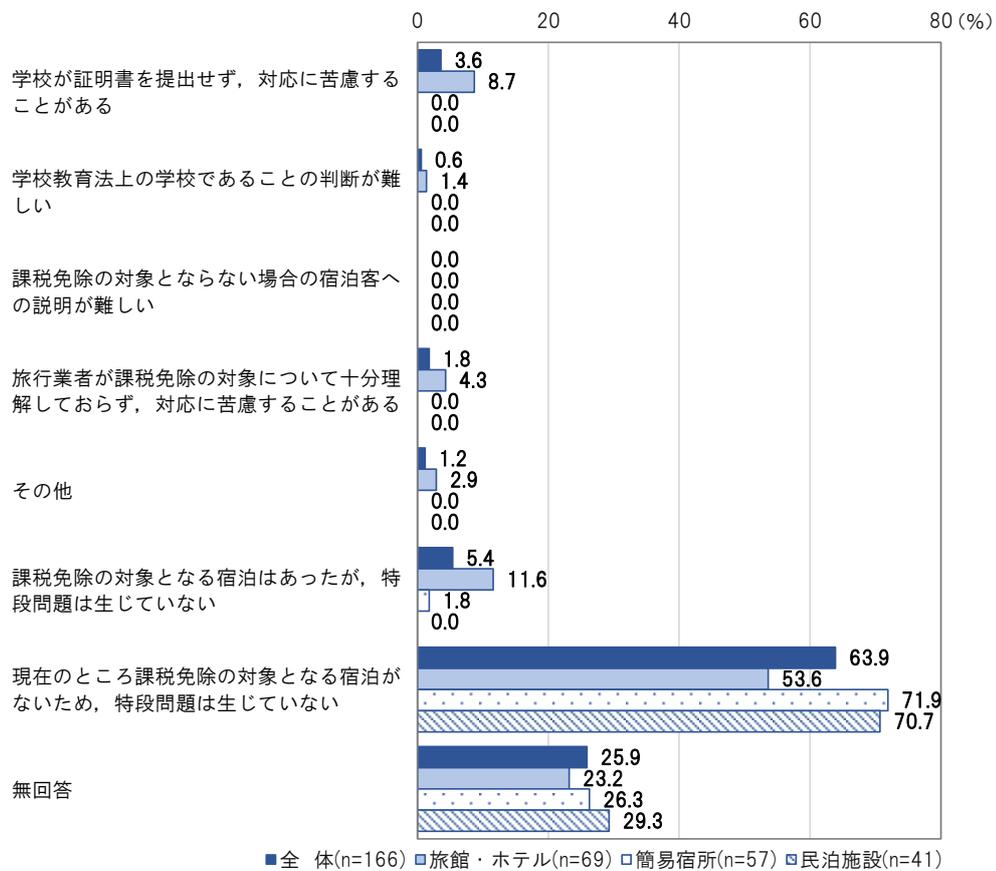
(7) 宿泊税の徴収事務で最も苦労していること

- 全体では、「宿泊税納入申告書」の作成・提出（28.3%）、「宿泊客への説明」（27.1%）、「特にない」（27.1%）がそれぞれ3割近くを占めており、次いで「宿泊税納入書」による納入が12.7%と続く。
- 施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「宿泊客への説明」、また、簡易宿所では「宿泊税納入申告書」の作成・提出や「宿泊税納入書」による納入が、それぞれ他の種別と比べて多くなっている。特に簡易宿所では、宿泊税の申告納入に関することで苦労していることが分かる。



(8) 修学旅行生等に係る課税免除の確認事務について苦労していること

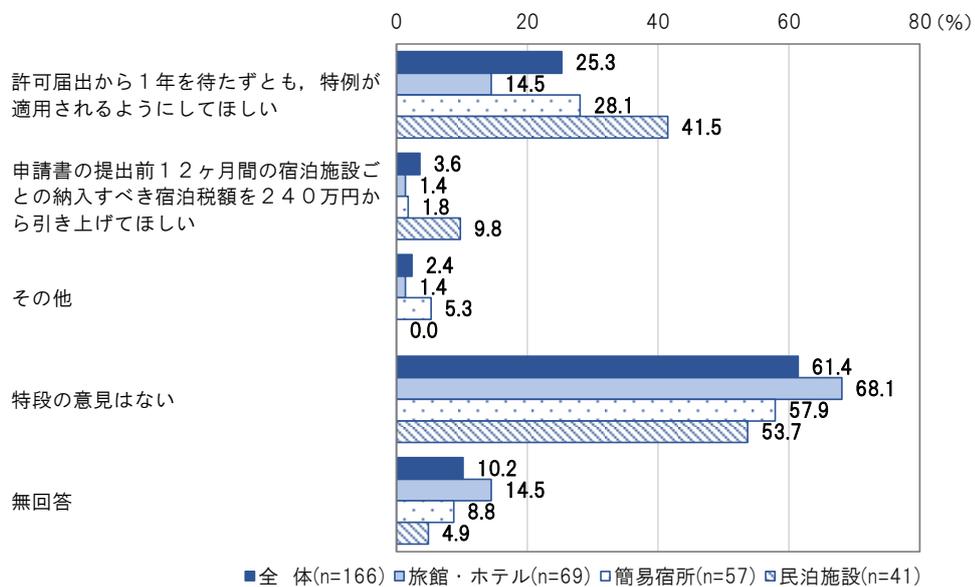
- 全体では、「現在のところ課税免除の対象となる宿泊がないため、特段問題は生じていない」が大半を占め、課税免除の対象となる宿泊がある場合も、「課税免除の対象となる宿泊はあったが、特段問題は生じていない」との回答が最も多くなっている。
- 『課税免除の対象がある』との回答があった宿泊事業者では、約6割が『課税免除の確認事務について、対応等に苦慮することがある』と回答している。
- 施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「学校が証明書を提出せず、対応に苦慮することがある」が1割近くを占めている。



(9) 申告納入期限の特例制度[※]に関する適用要件に対する考え

- 全体では、「特段の意見はない」が61.4%と6割以上を占めて最も多くなっている。具体的な意見では、「許可届出から1年を待たずとも、特例が適用されるようにしてほしい」が約3割を占めている。
- 施設の種別でみると、民泊施設では「許可届出から1年を待たずとも、特例が適用されるようにしてほしい」が4割以上を占めている他、「申請書の提出前12ヶ月間の宿泊施設ごとの納入すべき宿泊税額を240万円から引き上げてほしい」も約1割程度あり、適用要件の緩和に対する意見が多くあがっている。

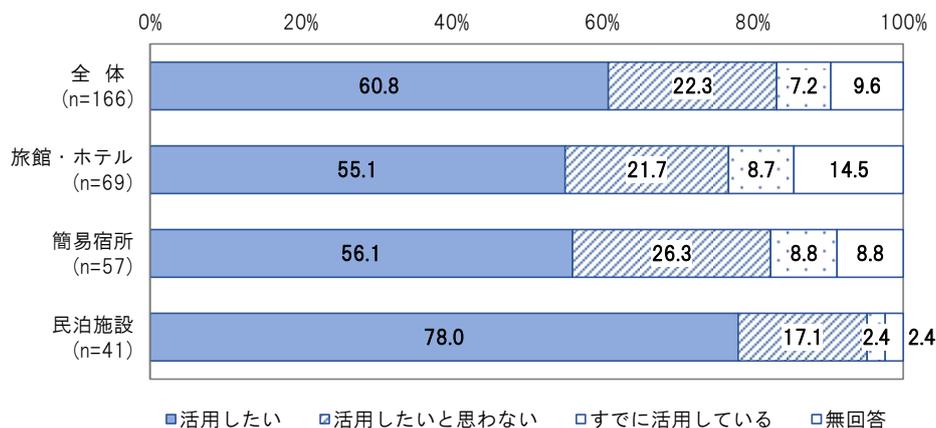
※ 通常毎月の申告納入が必要なところ、3箇月分を取りまとめて年4回の申告納入とする特例



(10) 代理徴収[※]についての考え

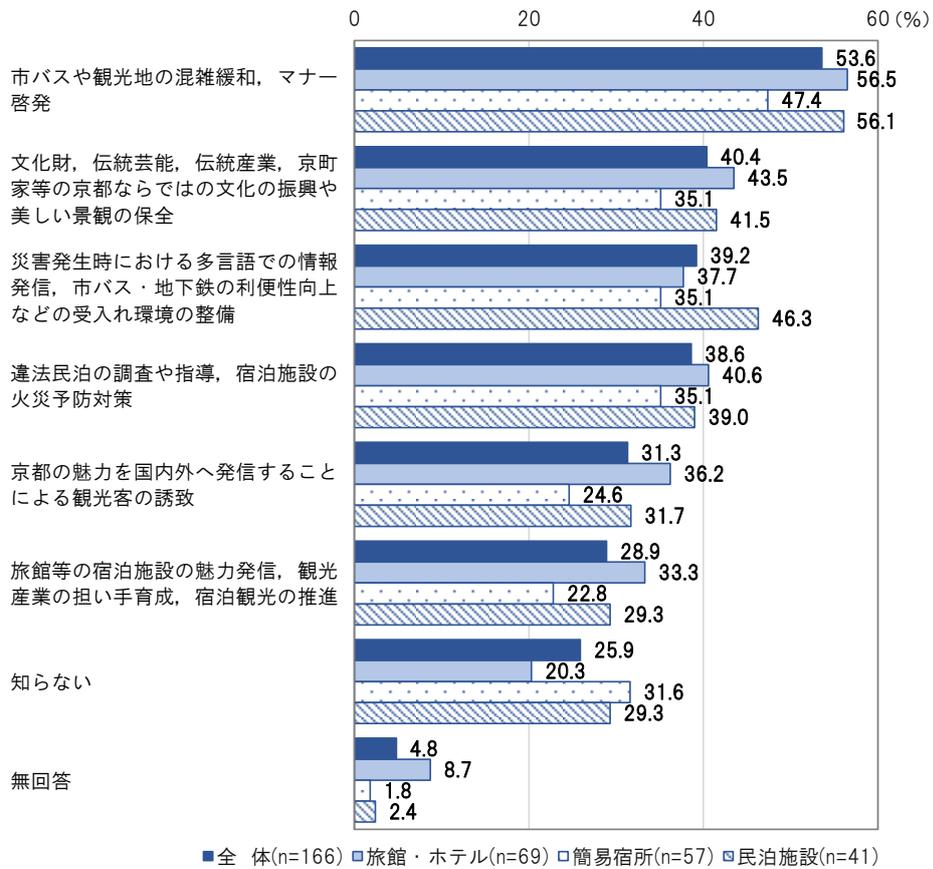
- 全体では、「活用したい」が60.8%と約6割を占め、「活用したいと思わない」(22.3%)を大幅に上回っている。
- 施設の種別でみると、民泊施設では「活用したい」が8割近くを占めて最も多くなっている。

※ 旅行業者等を通じた宿泊予約において、旅行業者等が事前の決済時に宿泊客から宿泊料金と宿泊税を同時に徴収し、これらを区分して宿泊事業者に渡す仕組み



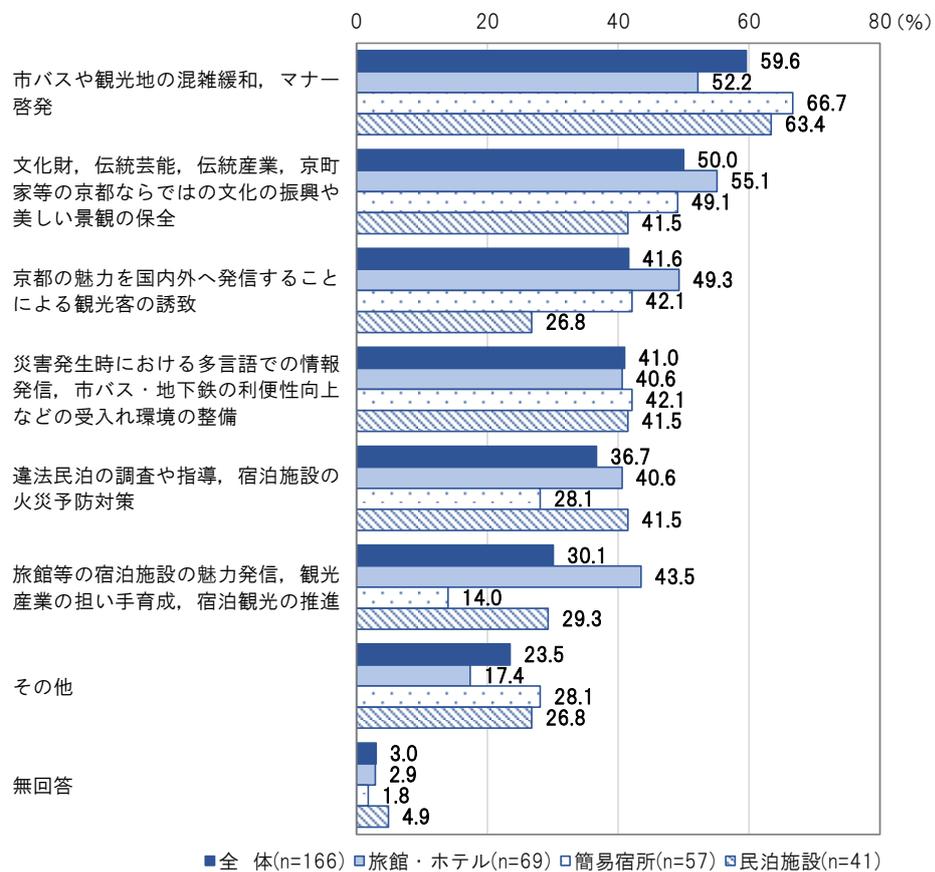
(11) 宿泊税の使途の認知度

- 全体では、「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」が 53.6%と半数以上を占めて最も多く、次いで「文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」(40.4%)、「災害発生時における多言語での情報発信、市バス・地下鉄の利便性向上などの受入れ環境の整備」(39.2%)、「違法民泊の調査や指導、宿泊施設の火災予防対策」(38.6%)の順となっている。
- 施設の種別でみると、簡易宿所及び民泊施設では「知らない」が約3割を占め、旅館・ホテル(20.3%)と比べて多くなっている。



(12) 宿泊税の使途に対する要望

- 全体では、「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」が59.6%と約6割を占めて最も多く、次いで「文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」(50.0%)、「京都の魅力を国内外へ発信することによる観光客の誘致」(41.6%)、「災害発生時における多言語での情報発信、市バス・地下鉄の利便性向上などの受入れ環境の整備」(41.0%)の順となっている。
- 施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」や「京都の魅力を国内外へ発信することによる観光客の誘致」、「旅館等の宿泊施設の魅力発信、観光産業の担い手育成、宿泊観光の推進」が、また、簡易宿所及び民泊施設では「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」が、それぞれ他の種別と比べて多くなっている。



- その他、以下のような意見があった。

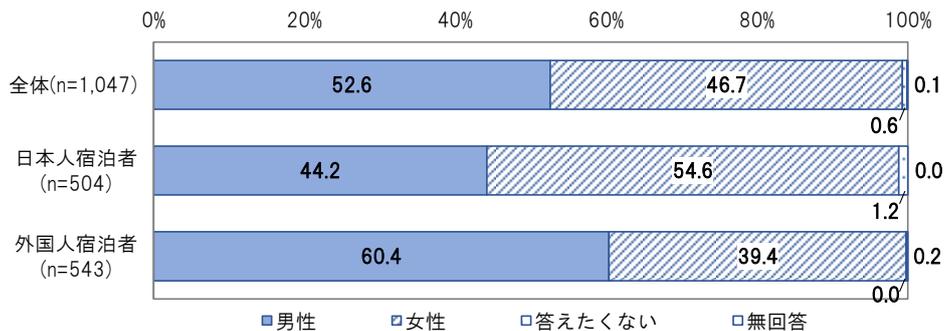
○無料 Wi-Fi の設置	○交通に関する情報（乗換案内等）の多言語化
○観光に携わる人材の育成 （通訳、ガイド、添乗員、仲居、料理人など）	○AED の設置
○ゴミ箱の設置（食べ歩きゴミへの対応など）	○日本人観光客の増加につながるPR
○緑化（植樹）	○公営駐輪場の設置
○民泊を含む多様な宿泊施設の増加に向けた対策	○連接バスの導入、LRT（ライトレール）の推進
○観光客専用バスの運行	○観光客撮影用の芸妓モデルの配置
○荷物預り所の増設	○町家の魅力の発信
○標識の多言語化、地図と標識の表記の統一	○宿泊税電子申告システムの改善
	○寺社仏閣やミュージアムを一斉に無料にする など目に見える対策の実施

2 宿泊者アンケート

1. 回答者の属性

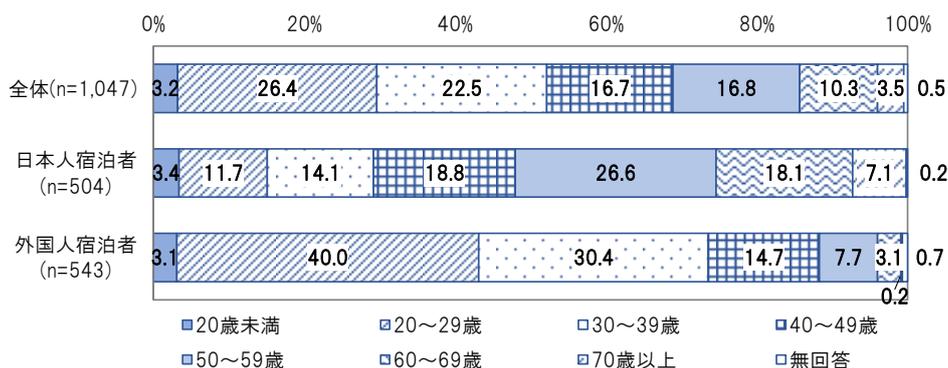
(1) 性別

- 全体では、「男性」が52.6%、「女性」が46.7%となっている。
- 日本人宿泊者では「男性」が44.2%、「女性」が54.6%となっており、外国人宿泊者では「男性」が60.4%、「女性」が39.4%となっている。



(2) 年齢

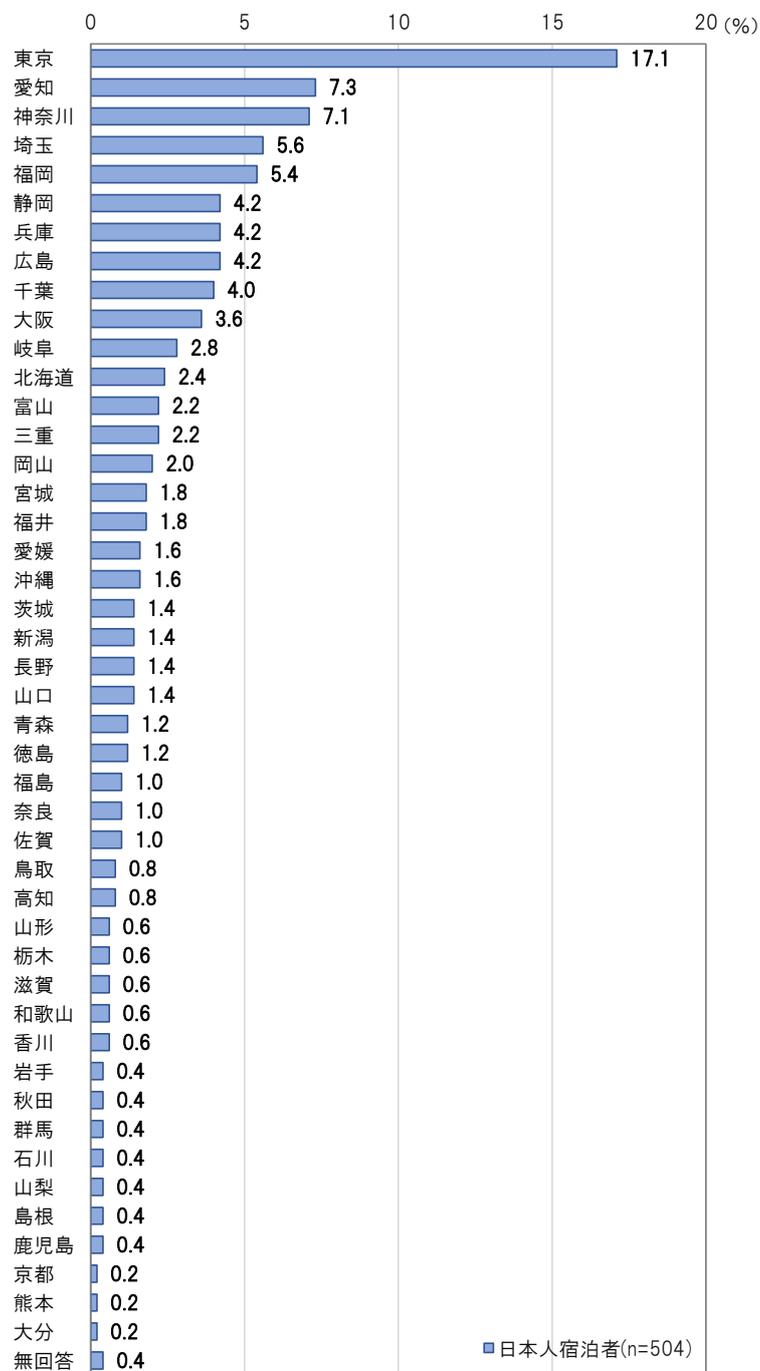
- 全体では、「20～29 歳」が26.4%と最も多く、次いで「30～39 歳」(22.5%)、「50～59 歳」(16.8%)、「40～49 歳」(16.7%)の順となっている。
- 日本人宿泊者では、「50～59 歳」が26.6%と最も多く、次いで「40～49 歳」(18.8%)、「60～69 歳」(18.1%)の順となっており、『40 歳以上』が約7割を占める。
- 外国人宿泊者では、「20～29 歳」が40.0%と最も多く、次いで「30～39 歳」(30.4%)、「40～49 歳」(14.7%)の順となっており、『40 歳未満』が7割以上を占める。



(3) 居住地

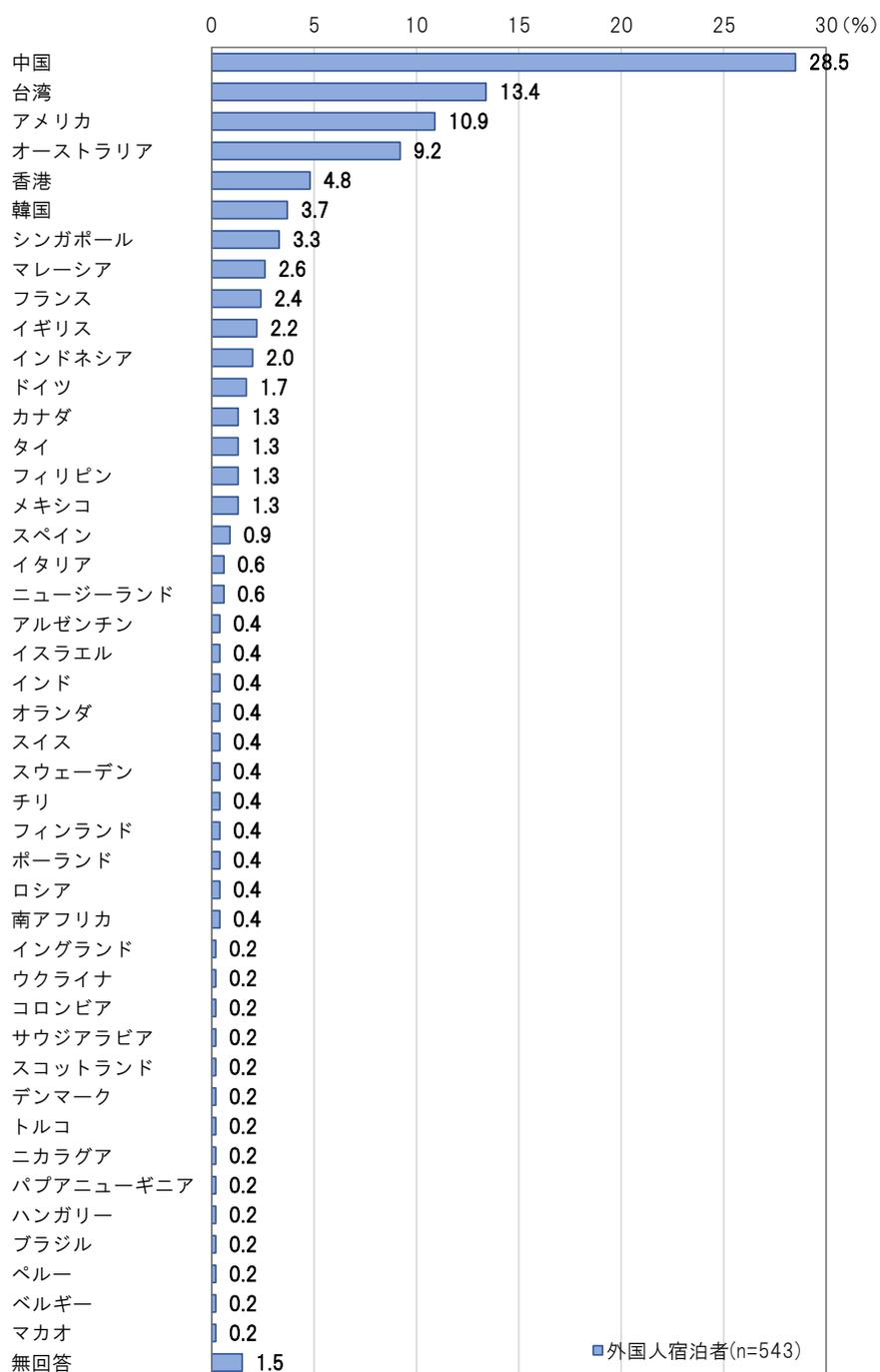
①日本人宿泊者

・「東京」が 17.1%と最も多く、次いで「愛知」(7.3%)、「神奈川」(7.1%)、「埼玉」(5.6%)、「福岡」(5.4%) の順となっており、関東圏・中部圏からの来訪者が多くなっている。



②外国人宿泊者

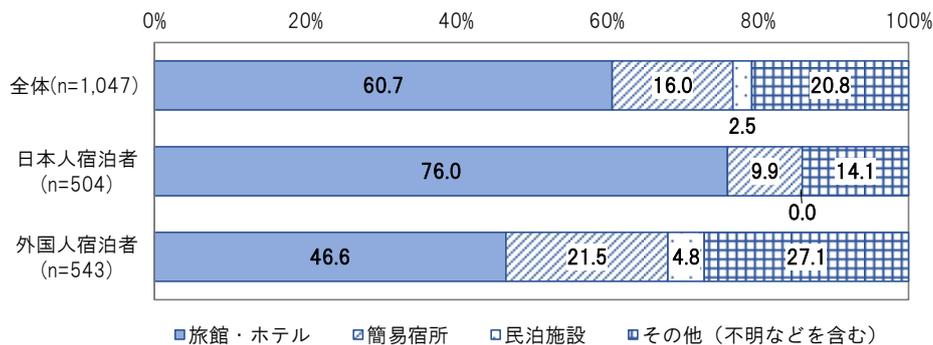
・「中国」が28.5%と3割近くを占めて最も多く、次いで「台湾」(13.4%)、「アメリカ」(10.9%)、「オーストラリア」(9.2%)、「香港」(4.8%)、「韓国」(3.7%)の順となっており、アジア圏からの来訪者が多くなっている。



2. 京都市への来訪状況について

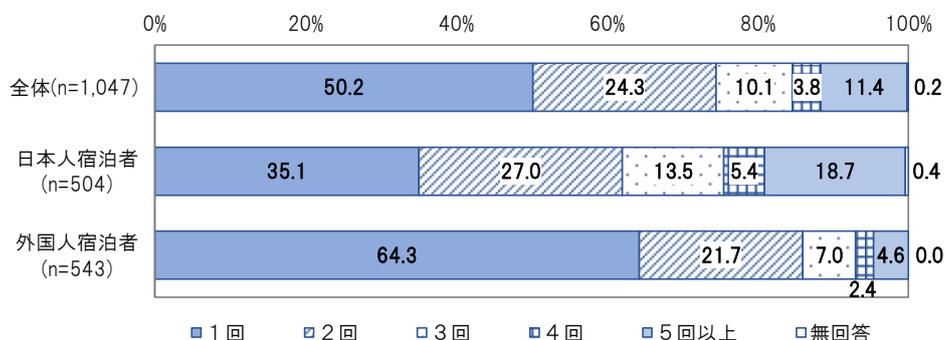
(1) 宿泊施設の種別

- 全体では、「旅館・ホテル」が60.7%と約6割を占めて最も多く、次いで「簡易宿所」が16.0%と続く。
- 日本人宿泊者では、「旅館・ホテル」が76.0%と7割以上を占めて最も多く、次いで「簡易宿所」が約1割（9.9%）と続く。
- 外国人宿泊者においても、同様に「旅館・ホテル」が46.6%と4割以上を占めて最も多く、次いで「簡易宿所」（21.5%）、「民泊施設」（4.8%）の順となっている。



(2) 過去3年間における京都市への来訪回数

- 全体では、「1回」が50.2%と約半数を占めて最も多く、次いで「2回」（24.3%）、「5回以上」（11.4%）の順となっている。なお、『3回以上』は2割を超えている。
- 日本人宿泊者では、「1回」が35.1%と3割を超えて最も多く、次いで「2回」（27.0%）、「5回以上」（18.7%）の順となっている。なお、『3回以上』は4割近くを占めている。
- 外国人宿泊者では、「1回」が6割以上と大半を占めており、次いで「2回」（21.7%）が続く。なお、『3回以上』は1割を超える程度となっている。



- また、宿泊施設の種別で見ると、『2回以上』のリピーター率が、旅館・ホテルでは6割近くを占めて最も多く、次いで簡易宿所では4割以上、また、民泊施設では3割程度となっている。

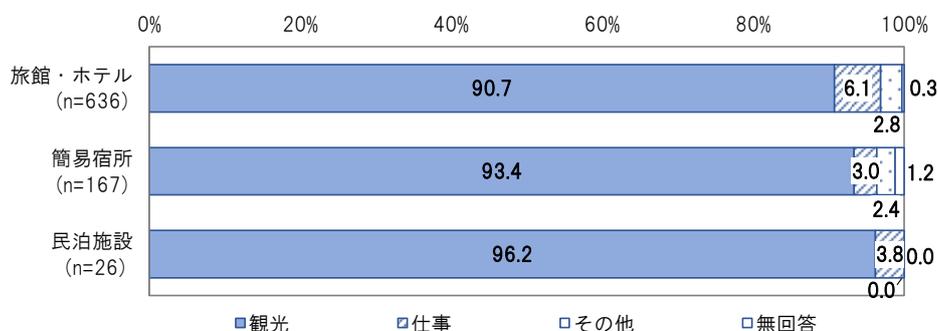


(3) 京都市への主な来訪目的

- 全体では、「観光」が92.1%と大半を占め、「仕事」は4.7%となっている。
- 日本人宿泊者・外国人宿泊者ともに「観光」が大半を占める。

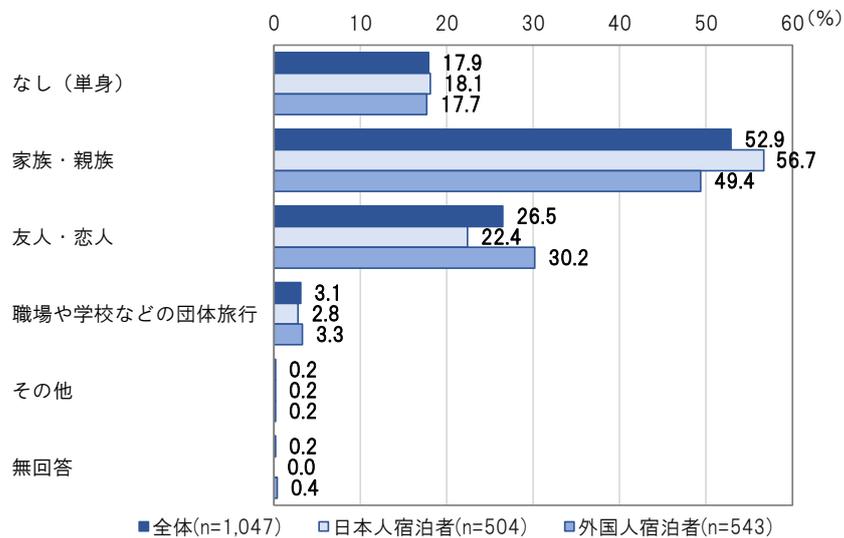


- 宿泊施設の種別で見ると、旅館・ホテルでは「仕事」が他の種別と比べて多くなっているものの、大きな差はみられない。

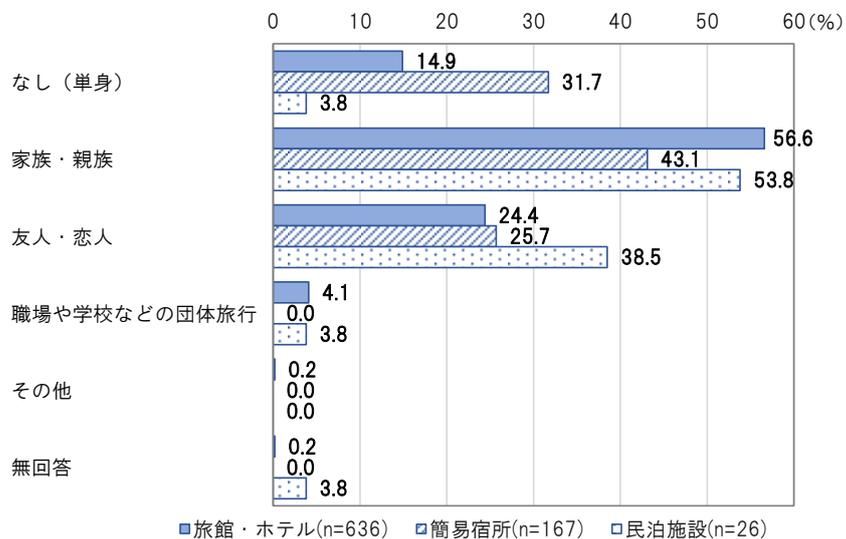


(4) 京都市への来訪の同行者

- 全体では、「家族・親族」が 52.9%と最も多く、『同行者を伴って来訪している人』が8割以上を占め、「なし（単身）」は約2割となっている。
- 日本人宿泊者では「家族・親族」、外国人宿泊者では「友人・恋人」がそれぞれ多くなっている。



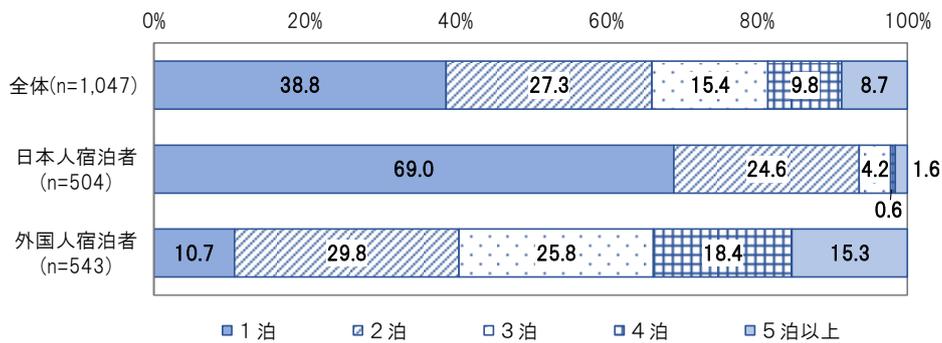
- 宿泊施設の種別でみると、すべての種別で「家族・親族」が最も多くなっている。
- 簡易宿所では「なし（単身）」が多く、「家族・親族」が少なくなっている。また、民泊施設では「友人・恋人」が多くなっている。



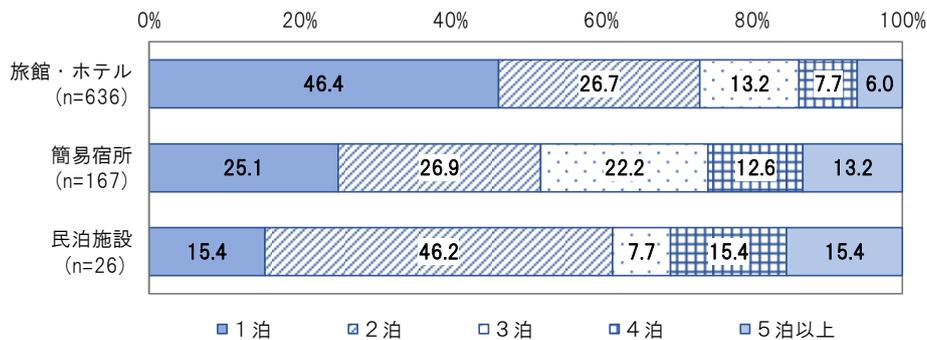
(5) 京都市への来訪時の市内・市外での宿泊数

① 市内宿泊数

- 全体では、「1泊」が38.8%と最も多く、次いで「2泊」(27.3%)、「3泊」(15.4%)の順となっており、平均宿泊数は2.57泊となっている。
- 日本人宿泊者では「1泊」が69.0%と約7割を占め最も多く、平均宿泊数は1.48泊となっている。
- 外国人宿泊者では「2泊」が29.8%と最も多く、次いで「3泊」(25.8%)、「4泊」(18.4%)の順となっており、平均宿泊数は3.58泊となっている。

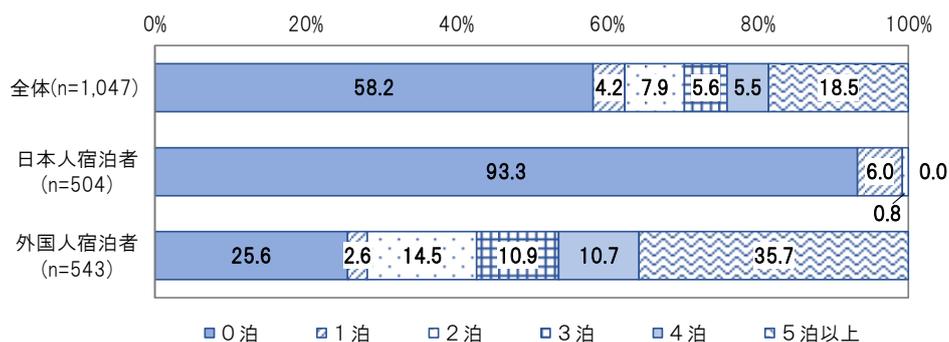


- 宿泊施設の種別でみると、『2泊以上』が、民泊施設では8割以上を占めて最も多く、次いで簡易宿所では7割以上、旅館・ホテルでは半数程度となっている。
- 平均宿泊数でみると、旅館・ホテルでは2.06泊、簡易宿所では2.94泊、民泊施設では2.73泊となっている。



②市外宿泊数

- 全体では、「0泊」が58.2%と最も多く、次いで「5泊以上」(18.5%)、「2泊」(7.9%)の順となっており、京都市以外には宿泊しない人が約6割を占めている。
- 日本人宿泊者では「0泊」が93.3%と、京都市以外に宿泊する人は1割未満となっている。
- 外国人宿泊者では「5泊以上」が35.7%と最も多く、次いで「0泊」(25.6%)、「2泊」(14.5%)が続く。

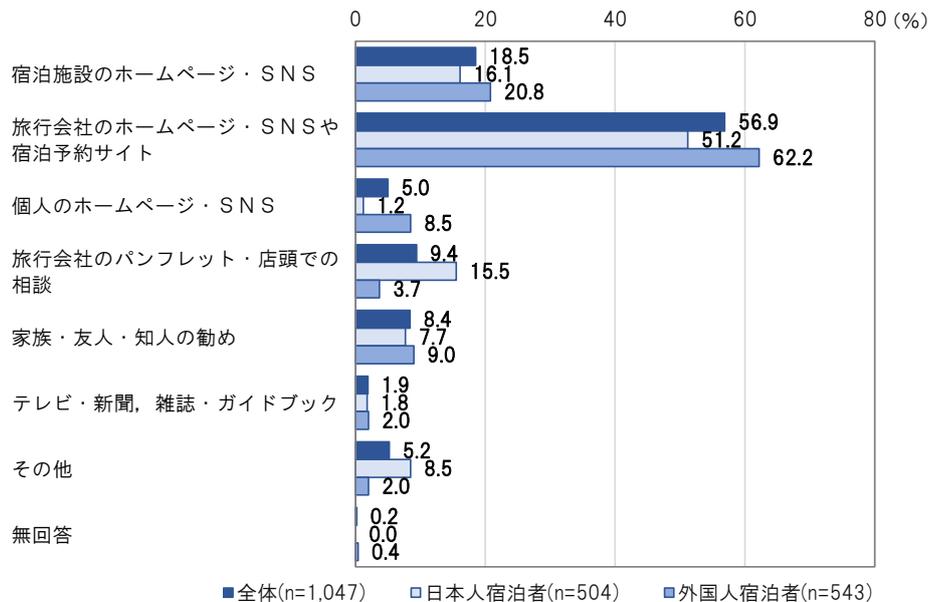


- 宿泊施設の種別で見ると、『1泊以上』が、民泊施設では7割以上を占めて最も多く、次いで簡易宿所では約6割、旅館・ホテルでは4割未満となっている。

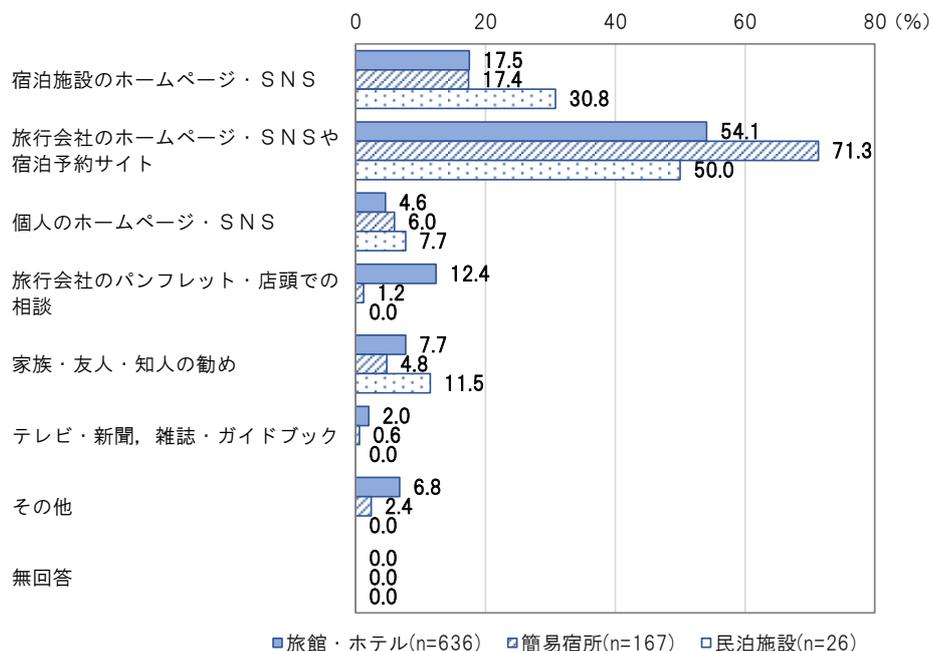


(6) 宿泊施設を決める際に利用した媒体

- ・全体では、「旅行会社のホームページ・SNSや宿泊予約サイト」が56.9%と最も多く、次いで「宿泊施設のホームページ・SNS」(18.5%)が続いており、これは日本人宿泊者・外国人宿泊者ともに同様である。
- ・また、日本人宿泊者では「旅行会社のパンフレット・店頭での相談」、また、外国人宿泊者では「個人のホームページ・SNS」がそれぞれ多くなっている。

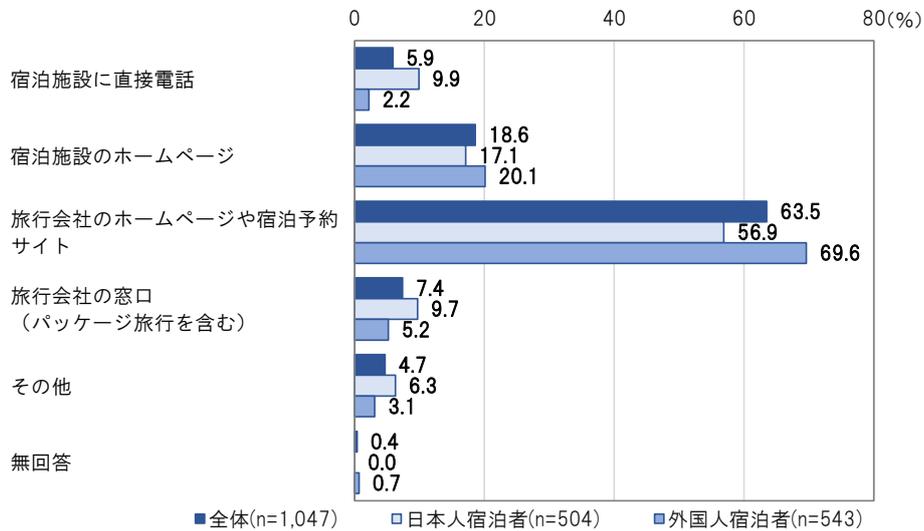


- ・宿泊施設の種別でみると、すべての種別で「旅行会社のホームページ・SNSや宿泊予約サイト」が最も多くなっている。
- ・また、旅館・ホテルでは「旅行会社のパンフレット・店頭での相談」、簡易宿所では「旅行会社のホームページ・SNSや宿泊予約サイト」、民泊施設では「宿泊施設のホームページ・SNS」がそれぞれ多くなっている。

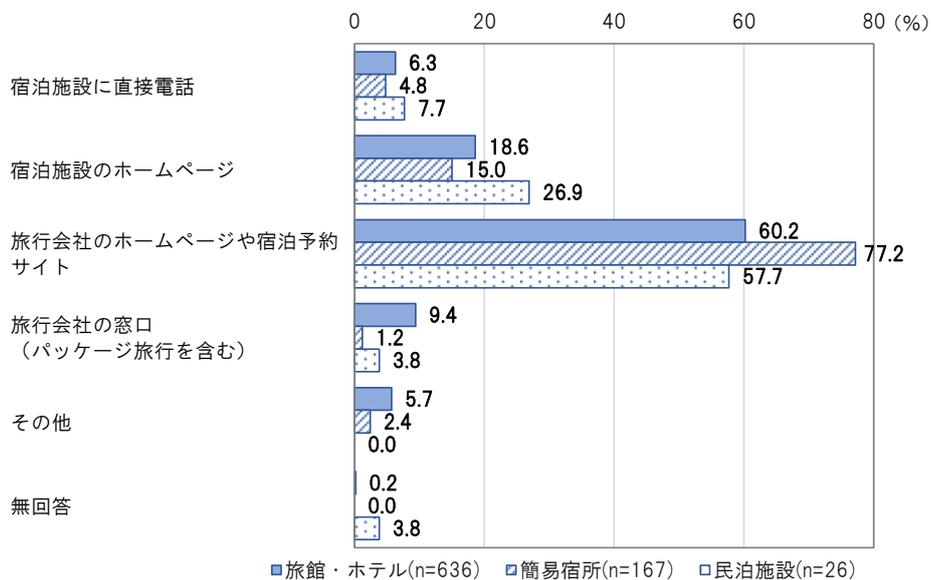


(7) 宿泊施設を予約した際に利用した媒体

- 全体では、「旅行会社のホームページや宿泊予約サイト」が63.5%と6割を超えて最も多く、次いで「宿泊施設のホームページ」(18.6%)が続いており、これは日本人宿泊者・外国人宿泊者ともに同様である。



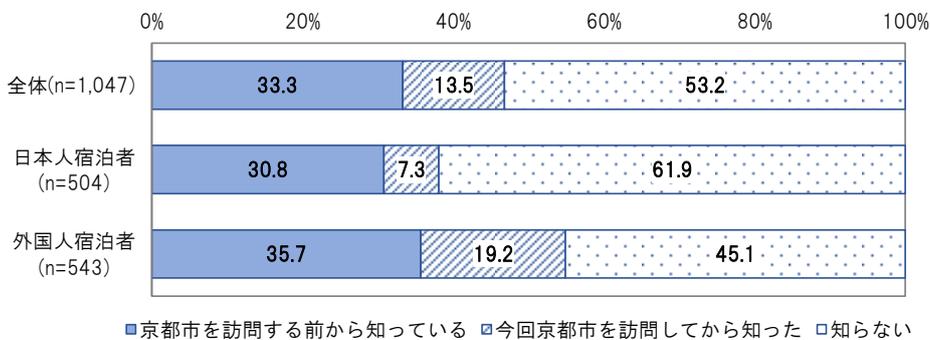
- 宿泊施設の種別でみると、すべての種別で「旅行会社のホームページや宿泊予約サイト」が最も多くなっている。



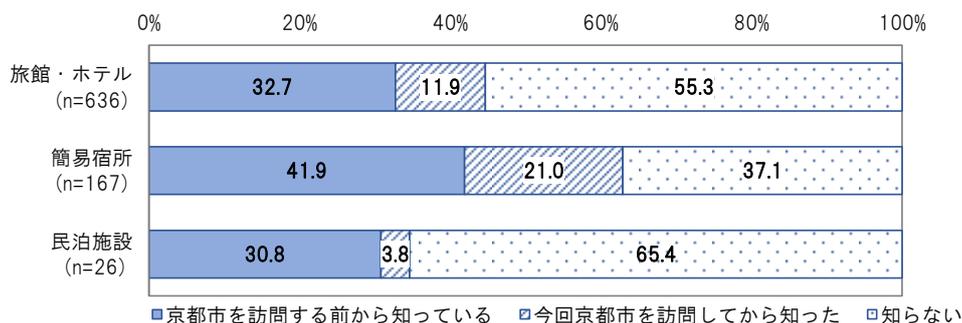
3. 宿泊税について

(1) 宿泊税の認知度

- 全体では、「知らない」が 53.2%と半数以上を占めて最も多くなっている。「京都市を訪問する前から知っている」(33.3%)と「今回京都市を訪問してから知った」(13.5%)とを合わせても、認知度は半数未満となっている。
- 日本人宿泊者では、「知らない」が 61.9%と6割以上を占めて最も多くなっている。「京都市を訪問する前から知っている」(30.8%)と「今回京都市を訪問してから知った」(7.3%)とを合わせても、認知度は4割未満となっている。
- 外国人宿泊者では、「知らない」が 45.1%と4割以上を占めて最も多くなっている。「京都市を訪問する前から知っている」(35.7%)と「今回京都市を訪問してから知った」(19.2%)とを合わせると、認知度は半数以上となり、日本人宿泊者と比べて高くなっている。

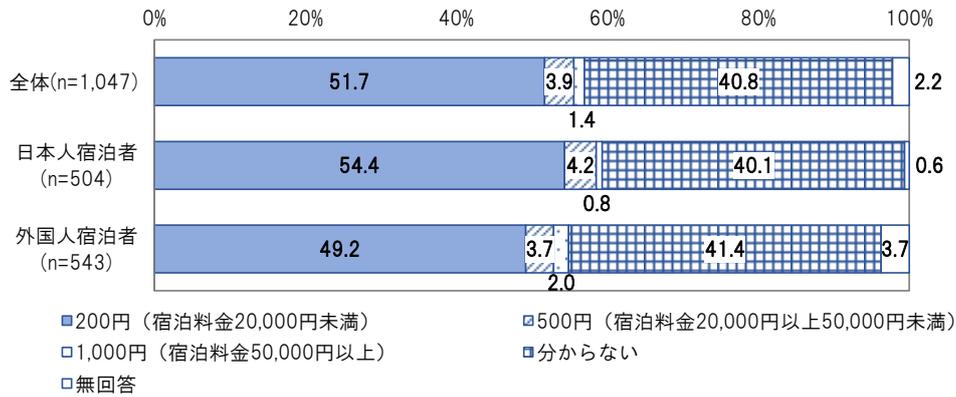


- 宿泊施設の種別でみると、簡易宿所の宿泊者において最も認知度が高く、「京都市を訪問する前から知っている」と「今回京都市を訪問してから知った」とを合わせると、6割以上の認知度となっている。一方で、ホテル・旅館及び民泊施設では「知らない」が半数以上を占めている。

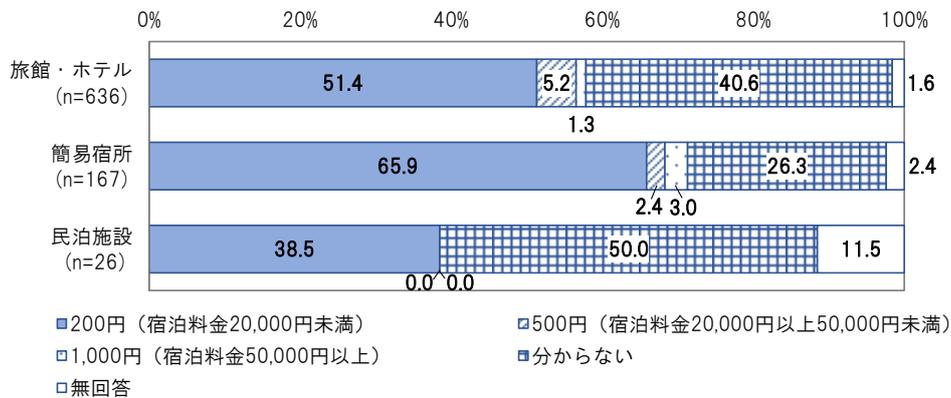


(2) 宿泊税の税額

- 全体では、宿泊者が支払った宿泊税の税額は、「200円（宿泊料金20,000円未満）」が51.7%と半数以上を占めている。また、「分からない」が40.8%と約4割を占めている。
- 日本人宿泊者・外国人宿泊者ともに、「200円（宿泊料金20,000円未満）」が大半を占めている。



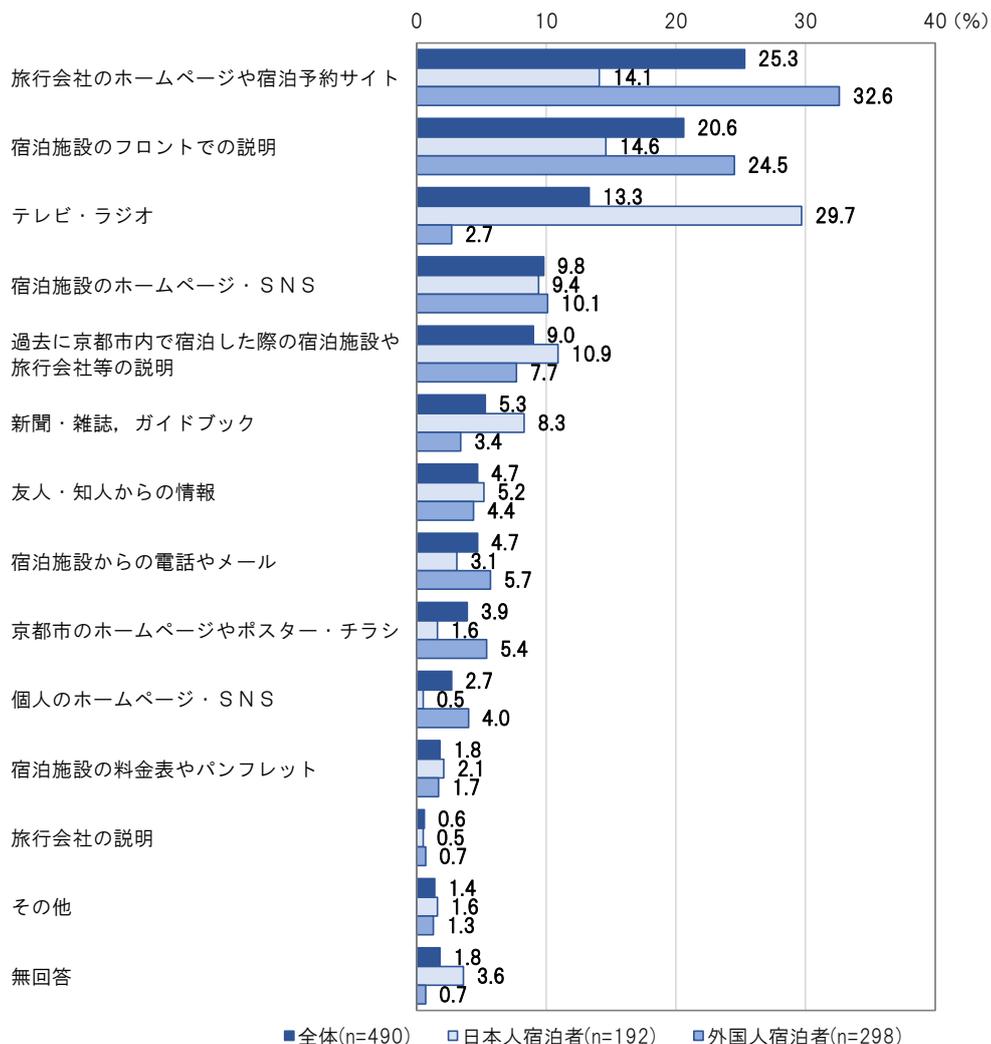
- 宿泊施設の種別で見ると、簡易宿所では「分からない」が3割未満と最も少なくなっている。



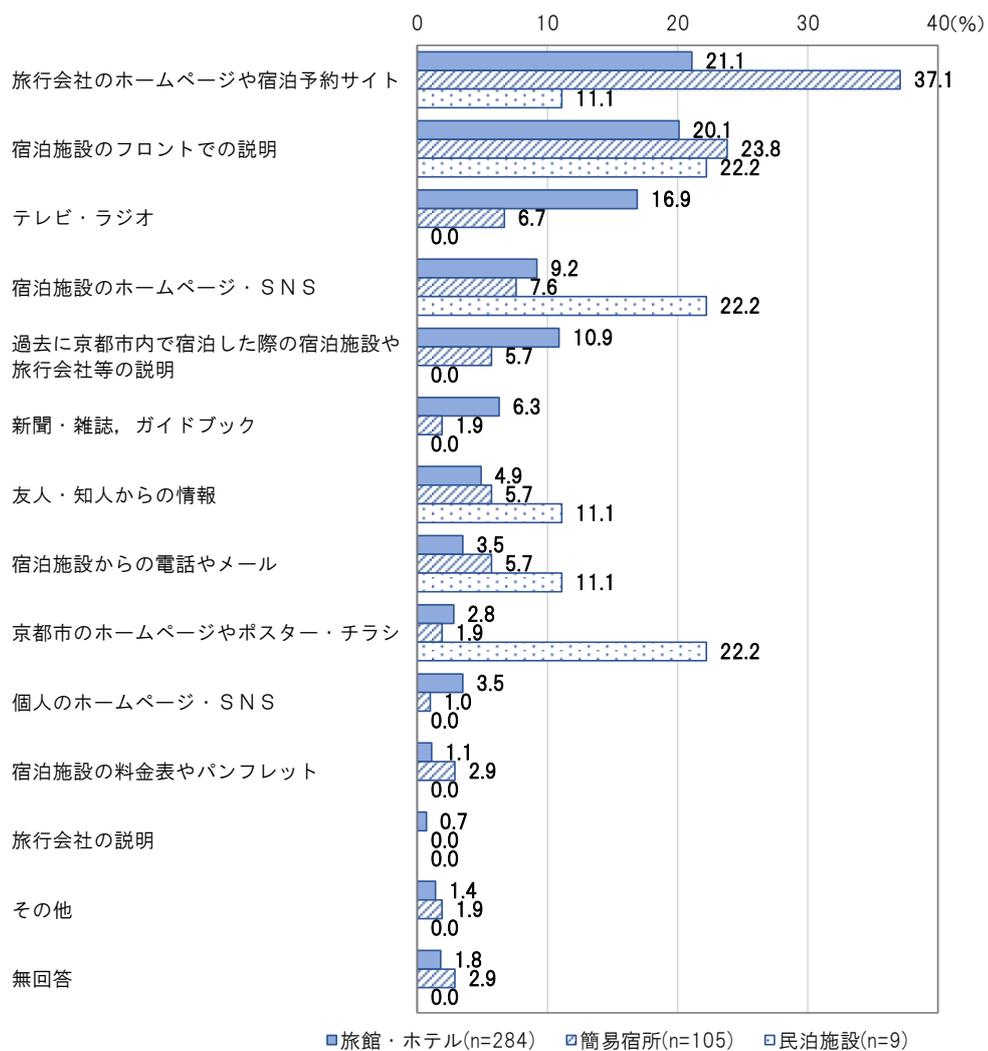
(3) 宿泊税を知ったきっかけ

※(1)で『知っている/知った』と回答があった宿泊者のみ

- 全体では、「旅行会社のホームページや宿泊予約サイト」が25.3%と2割以上を占めて最も多く、次いで「宿泊施設のフロントでの説明」(20.6%)、「テレビ・ラジオ」(13.3%)の順となっている。
- 日本人宿泊者では、「テレビ・ラジオ」が29.7%と約3割を占めて最も多く、次いで「宿泊施設のフロントでの説明」(14.6%)、「旅行会社のホームページや宿泊予約サイト」(14.1%)の順となっている。
- 外国人宿泊者では、「旅行会社のホームページや宿泊予約サイト」が32.6%と3割を超えて最も多く、次いで「宿泊施設のフロントでの説明」(24.5%)、「宿泊施設のホームページ・SNS」(10.1%)の順となっている。
- 日本人宿泊者と外国人宿泊者とを比べると、日本人宿泊者では、テレビやラジオ、新聞・雑誌などのメディア、また、外国人宿泊者では、宿泊施設からの説明が多くなっている。



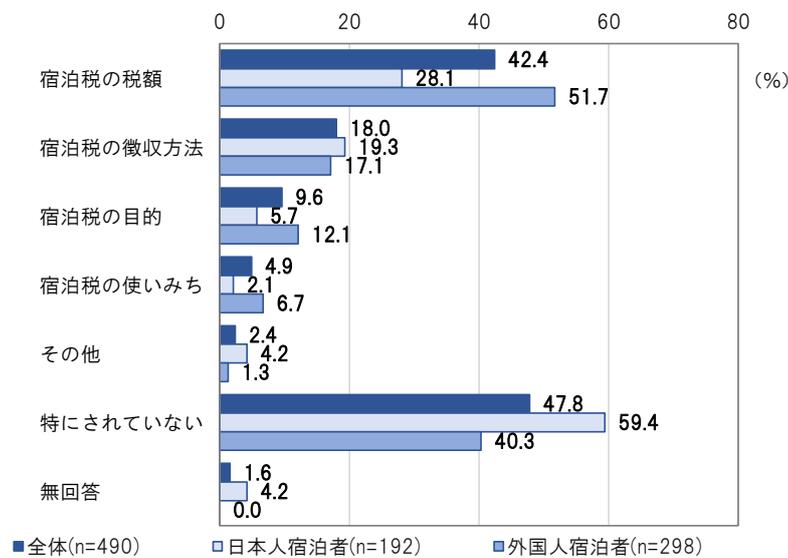
- 宿泊施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「テレビ・ラジオ」や「過去に京都市内で宿泊した際の宿泊施設や旅行会社等の説明」、簡易宿所では「旅行会社のホームページや宿泊予約サイト」、民泊施設では「宿泊施設のホームページ・SNS」や「京都市のホームページやポスター・チラシ」がそれぞれ他の種別と比べて多くなっている。



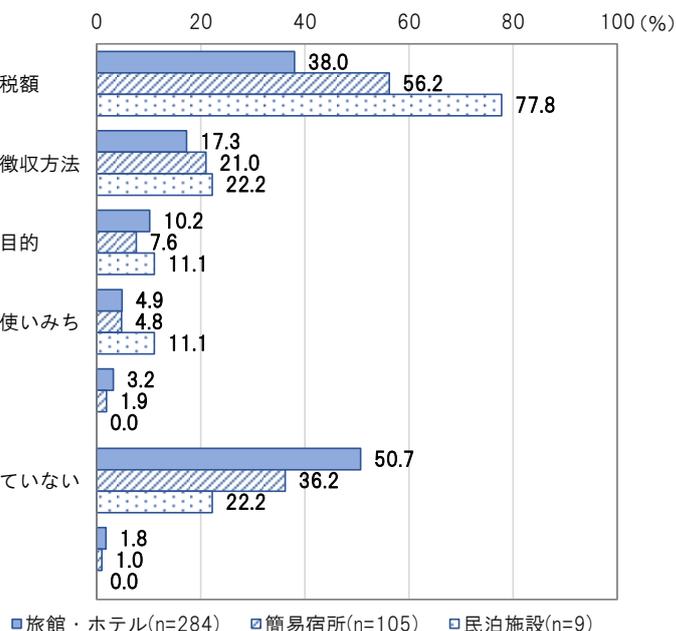
(4) 宿泊施設での宿泊税に関する説明の有無及び内容

※(1)で『知っている/知った』と回答があった宿泊者のみ

- 全体では、「特にされていない」が47.8%と半数近くを占めて最も多くなっている。また、具体的な説明内容としては、「宿泊税の税額」が42.4%と4割を超えて最も多く、次いで「宿泊税の徴収方法」(18.0%)、「宿泊税の目的」(9.6%)の順となっている。
- 日本人宿泊者では、「特にされていない」が59.4%と約6割を占めて最も多くなっている。
- 外国人宿泊者では、「宿泊税の税額」の説明があったが51.7%と半数を超えて最も多くなっている。また、外国人宿泊者においても「特にされていない」が40.3%と約4割を占めている。



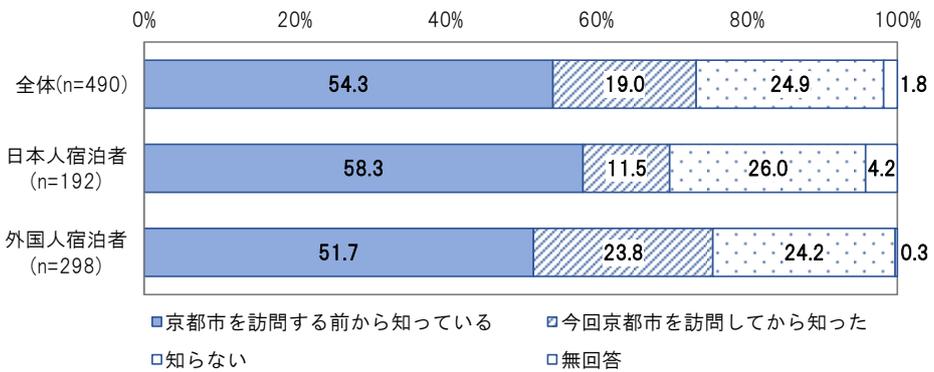
- 宿泊施設の種別で見ると、旅館・ホテルでは「特にされていない」が約半数を占めている。
- 具体的な説明内容としては、すべての種別において「宿泊税の税額」が最も多くなっており、簡易宿所及び民泊施設では特に顕著となっている。



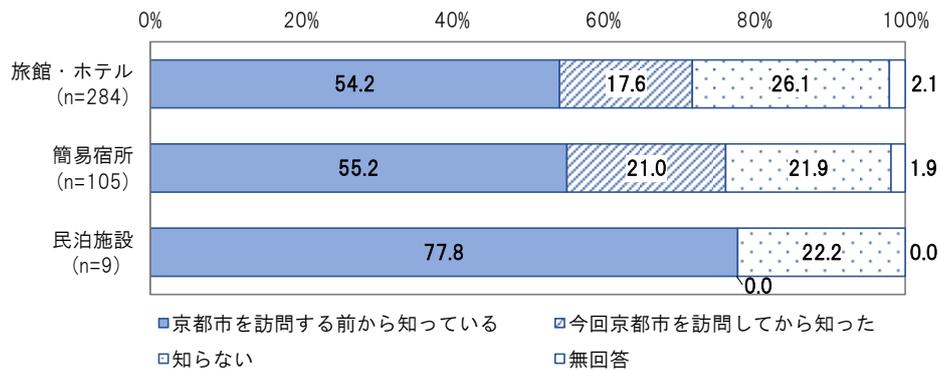
(5) すべての宿泊施設への宿泊者に宿泊税がかかることについての認知度

※(1)で『知っている／知った』と回答があった宿泊者のみ

- 全体では、「京都市を訪問する前から知っている」が54.3%と半数以上を占めており、「知らない」は2割程度となっている。
- 日本人宿泊者では、「京都市を訪問する前から知っている」が58.3%と6割近くを占めて最も多くなっている。
- 外国人宿泊者では、「京都市を訪問する前から知っている」は51.7%と半数程度を占めるものの、「今回京都市を訪問してから知った」も2割以上を占めている。



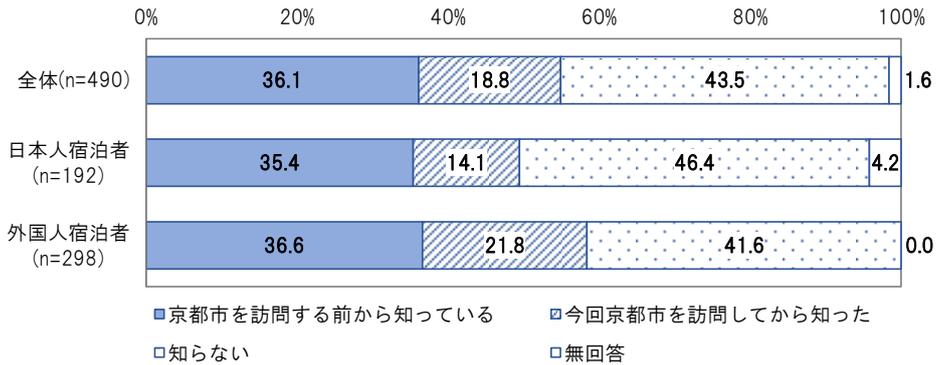
- 宿泊施設の種別で見ると、旅館・ホテル及び簡易宿所では大きな差はみられない。
- 民泊施設では「京都市を訪問する前から知っている」が8割近くを占め、他の種別と比べて多くなっている。



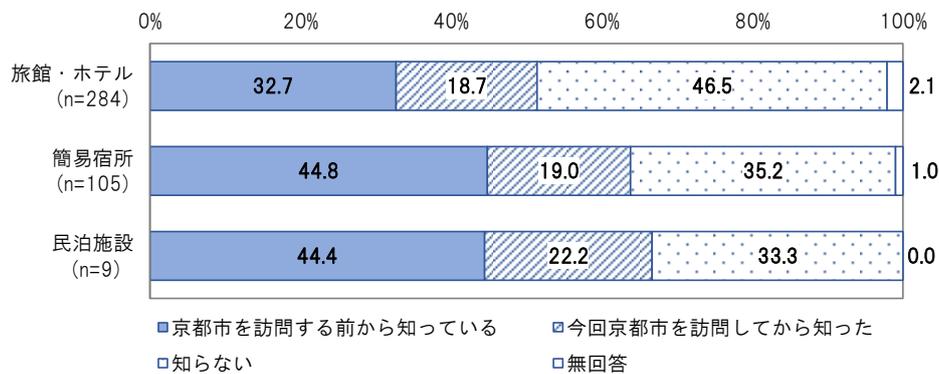
(6) 宿泊税の税額が最低 200 円であることについての認知度

※(1)で『知っている／知った』と回答があった宿泊者のみ

- 全体では、「知らない」が 43.5%と4割以上を占めて最も多く、「京都市を訪問する前から知っている」は 36.1%と4割未満となっている。
- 外国人宿泊者では、「今回京都市を訪問してから知った」が2割以上を占め、日本人宿泊者と比べて高くなっている。



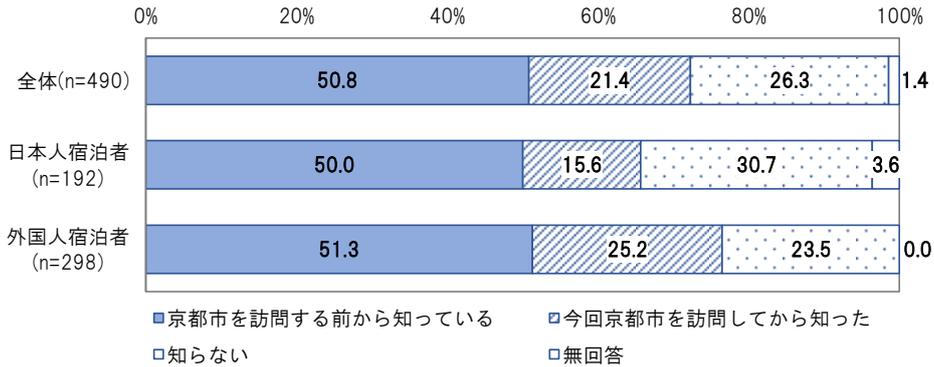
- 宿泊施設の種別で見ると、旅館・ホテルでは「知らない」が4割を超えて最も多くなっている。
- 簡易宿所及び民泊施設では「京都市を訪問する前から知っている」が4割を超えて最も多く、次いで「今回京都市を訪問してから知った」が2割程度を占め、これらを合わせた認知度は6割以上となっている。



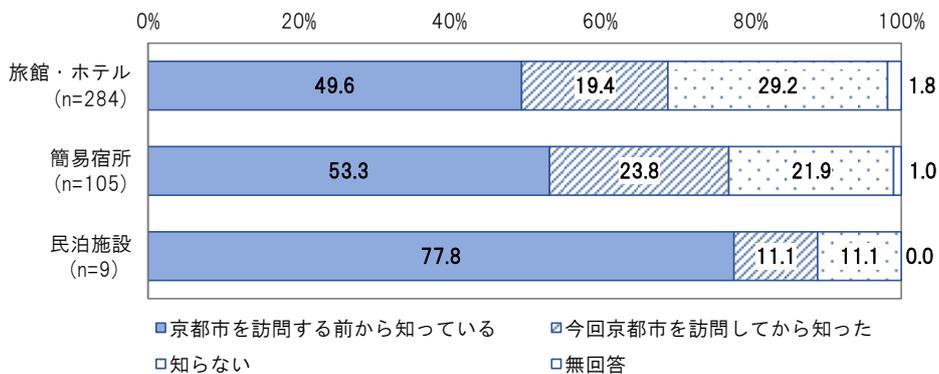
(7) 宿泊税が宿泊施設で徴収されることについての認知度

※(1)で『知っている／知った』と回答があった宿泊者のみ

- 全体では、「京都市を訪問する前から知っている」が50.8%と約半数を占めて最も多く、「今回京都市を訪問してから知った」(21.4%)と合わせた認知度は、7割を超えている。
- 外国人宿泊者では、「今回京都市を訪問してから知った」が2割以上を占め、日本人宿泊者と比べて多くなっている。



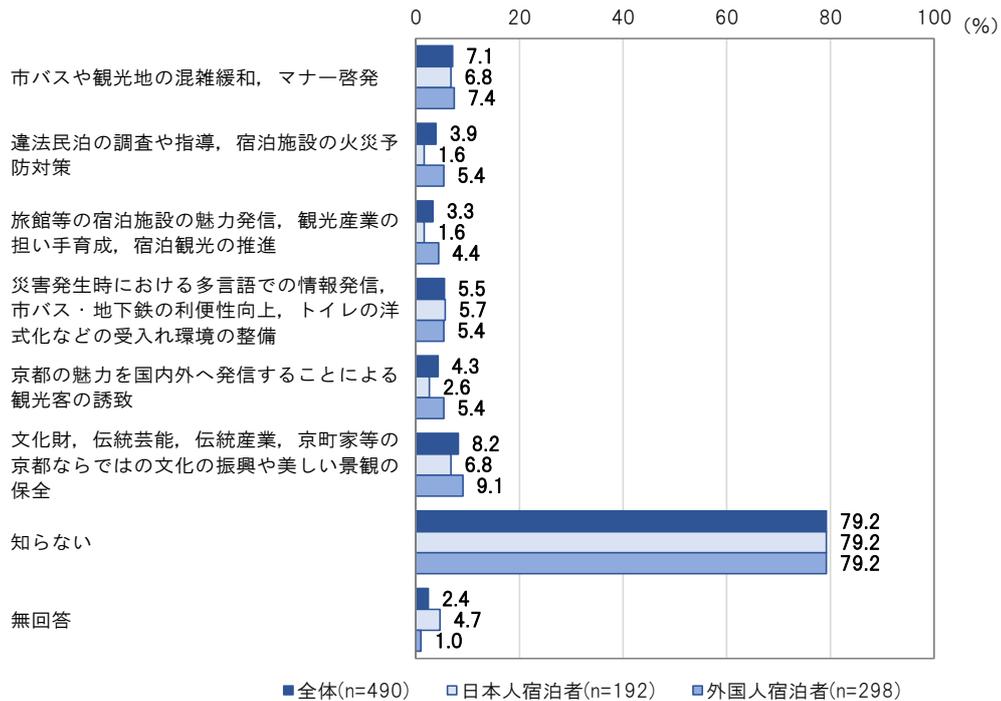
- 宿泊施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「知らない」が約3割を占め、他の種別と比べて多くなっている。
- 民泊施設では「京都市を訪問する前から知っている」が8割近くを占め、また、簡易宿所では「今回京都市を訪問してから知った」が2割を超えており、他の種別と比べて多くなっている。



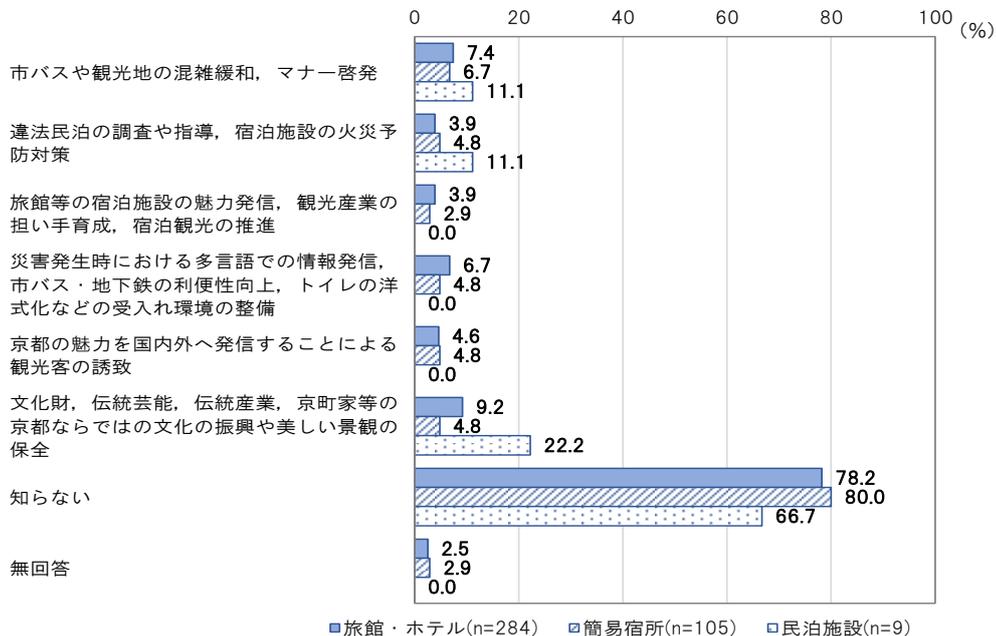
(8) 宿泊税の用途についての認知度

※(1)で『知っている/知った』と回答があった宿泊者のみ

- 全体では、「知らない」が79.2%と約8割を占めて最も多くなっている。『知っている』との回答の中では、「文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」が8.2%、次いで「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」が7.1%と続く。
- 日本人宿泊者と外国人宿泊者とを比べても、傾向に大きな差はみられない。

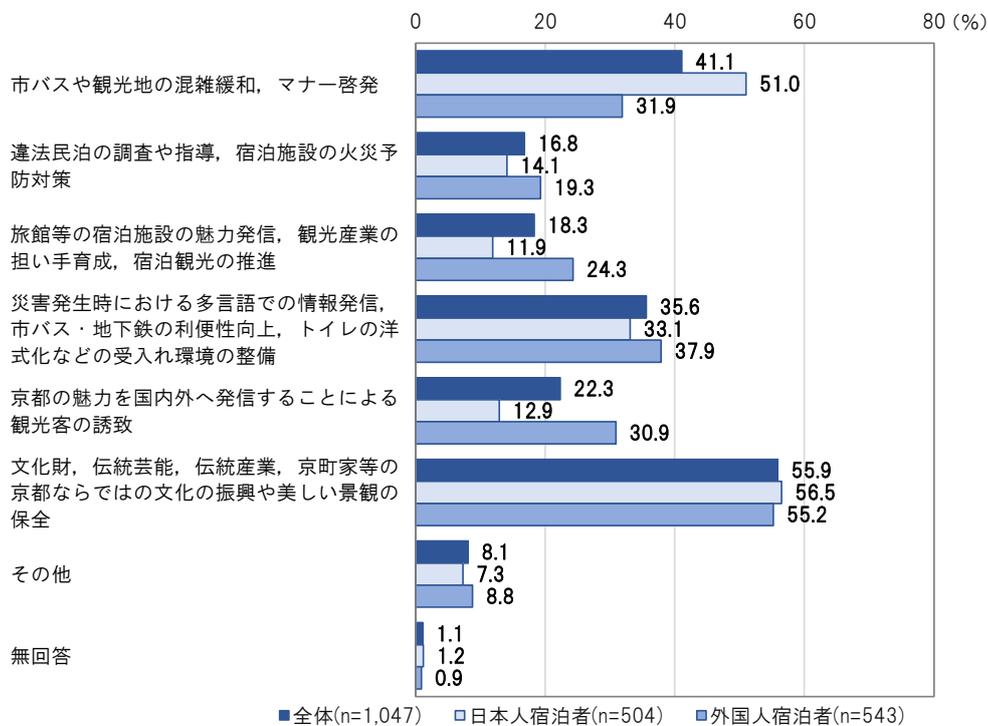


- 宿泊施設の種別でみると、民泊施設では「文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」の認知度がやや高くなっているものの、大きな差はみられない。



(9) 宿泊税の使途に対する要望

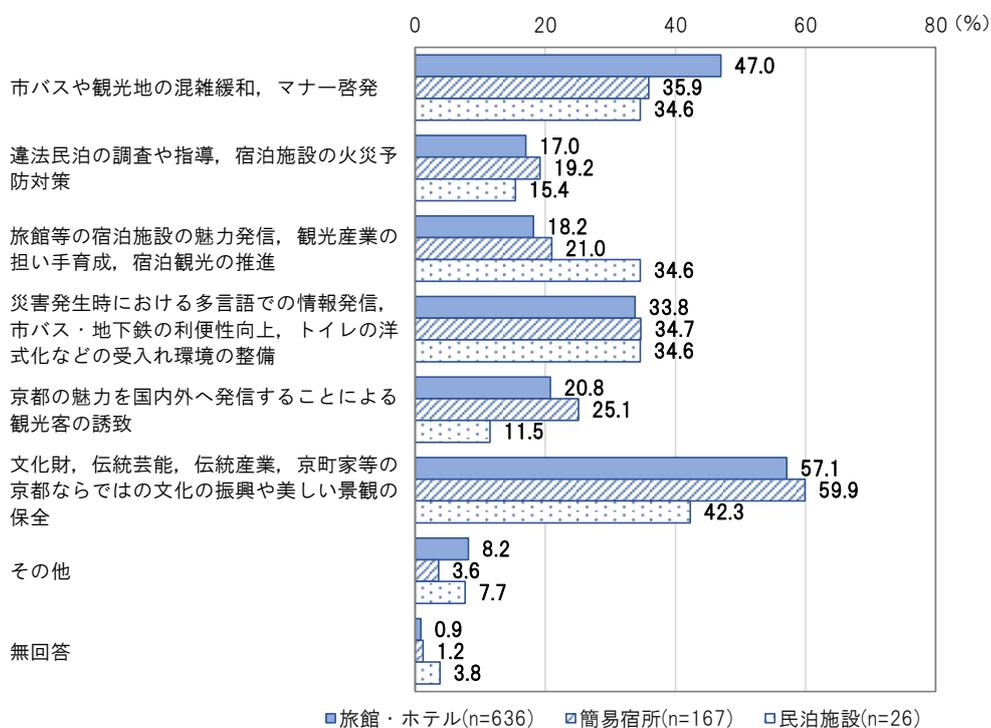
- 全体では、「文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」が55.9%と半数を超えて最も多く、日本人宿泊者・外国人宿泊者ともに同様である。
- 次いで要望が多いものを順にあげると、日本人宿泊者では「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」(51.0%)、「災害発生時における多言語での情報発信、市バス・地下鉄の利便性向上、トイレの洋式化などの受入れ環境の整備」(33.1%)の順となっているのに対し、外国人宿泊者では「災害発生時における多言語での情報発信、市バス・地下鉄の利便性向上、トイレの洋式化などの受入れ環境の整備」(37.9%)、「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」(31.9%)がそれぞれ3割を超えている。
- 日本人宿泊者では「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」、また、外国人宿泊者では「京都の魅力国内外へ発信することによる観光客の誘致」がそれぞれ多くなっている。



- その他, 以下のような意見があった。

○分かりやすい案内標識	○駐車場の整備
○案内人の設置 (バス停での案内, 多言語対応のスタッフ, 音声でのアナウンス)	○外国人の急病救助 (医療体制の充実)
○キャッシュレス決済の強化	○ベビーカーを電車やバスに乗せられるようにしてほしい
○Wi-Fi の設置	○レンタル着物の質の向上
○トイレの増設・整備	○観光客と住民が喜ぶことに使ってほしい
○電柱の埋め立て	○周辺自治体や府県との連携
○京都らしい体験ができるような場・機会の提供	○赤十字などへの寄付
○外国人のマナー啓発	○自由に使えばよいと思う

- 宿泊施設の種別でみると、旅館・ホテルでは「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」、また、民泊施設では「旅館等の宿泊施設の魅力発信、観光産業の担い手育成、宿泊観光の推進」がそれぞれ他の種別と比べて高くなっている。

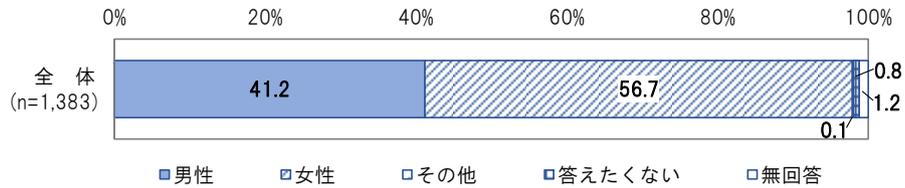


3 市民アンケート

1. 回答者の属性

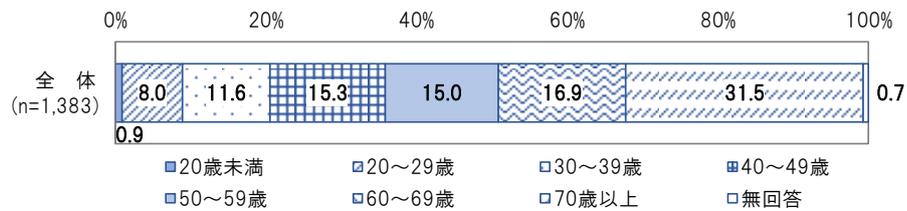
(1) 性別

・全体では、「男性」が41.2%、「女性」が56.7%となっている。



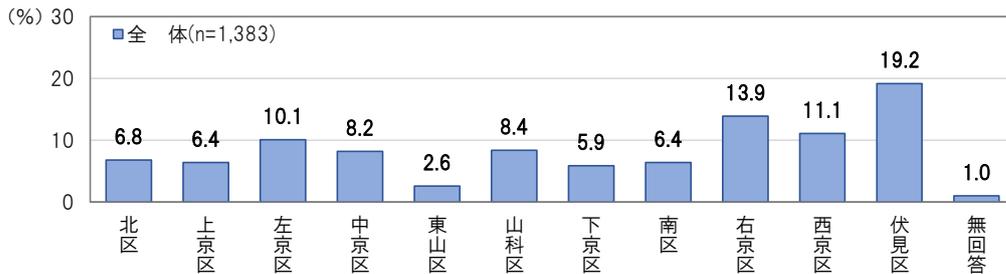
(2) 年齢

・全体では、「70歳以上」が31.5%と最も多く、次いで「60～69歳」(16.9%)、「50～59歳」(15.0%)の順となっており、『50歳以上』が6割以上を占める。



(3) 居住地

・全体では、「伏見区」が19.2%と最も多く、次いで「右京区」(13.9%)、「西京区」(11.1%)、「左京区」(10.1%)の順となっている。



(4) 居住地付近（徒歩10分程度の距離）の観光地・観光施設の有無

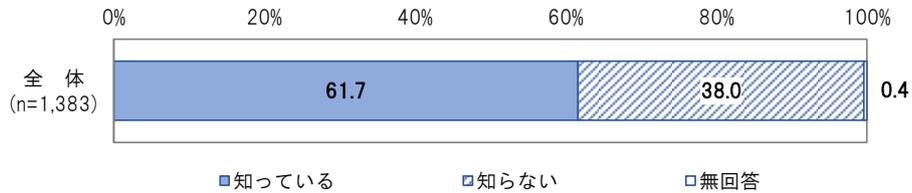
・全体では、「ある」が59.5%と約6割を占め、「ない」は4割未満となっている。



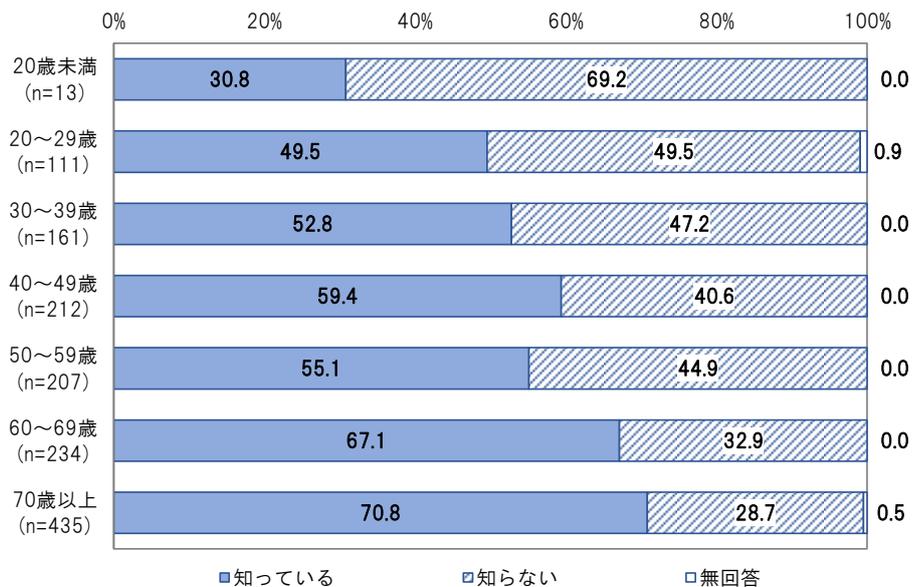
2. 宿泊税について

(1) 宿泊税の認知度

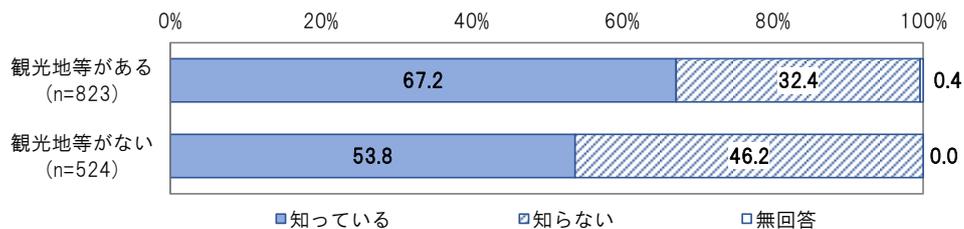
- 全体では、「知っている」が61.7%と6割以上を占めており、「知らない」は4割未満となっている。



- 年齢層別にみると、概ね年齢が上がるにつれて「知っている」の割合が増加しており、70歳以上では約7割を占めている。一方で、20歳未満では30.8%と、認知度は3割程度となっている。

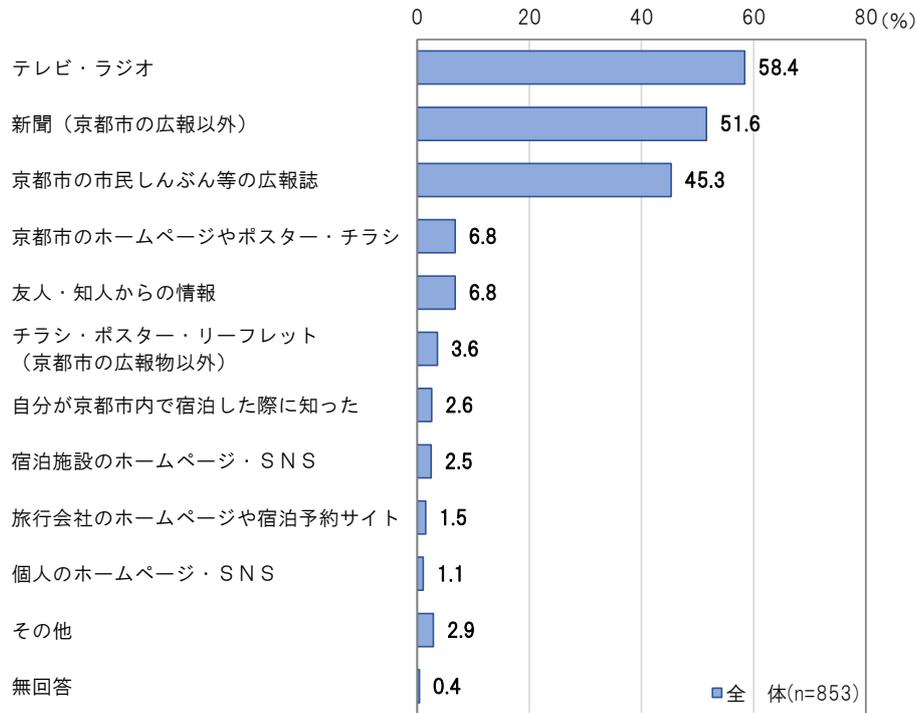


- 居住地付近の観光地・観光施設の有無別にみると、あると回答があった市民では、認知度は7割近くを占めるのに対し、ないと回答があった市民では半数程度となっている。



(2) 宿泊税を知ったきっかけ ※ (1) で「知っている」と回答があった市民のみ

- ・全体では、「テレビ・ラジオ」が58.4%と6割近くを占めて最も多く、次いで「新聞（京都市の広報以外）」（51.6%）、「京都市の市民しんぶん等の広報誌」（45.3%）の順となっている。
- ・上記以外の媒体はそれぞれ1割未満となっており、メディアや広報誌で宿泊税を知った人が大半を占める結果となっている。



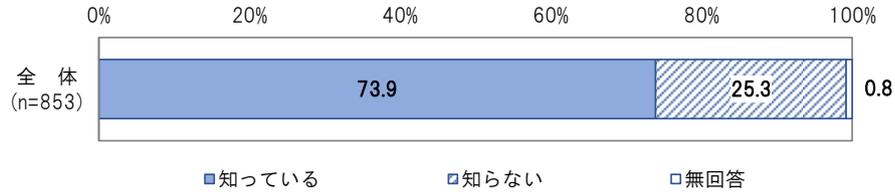
- ・年齢層別で見ると、概ね年齢が上がるにつれて「京都市の市民しんぶん等の広報誌」の割合が増加している。一方で、「自分が京都市内で宿泊した際に知った」や「宿泊施設のホームページ・SNS」は、年齢が下がるにつれて増加している。

	テレビ・ラジオ	新聞（京都市の広報以外）	京都市の市民しんぶん等の広報誌	京都市のホームページやポスター・チラシ	友人・知人からの情報	チラシ・ポスター・リーフレット（京都市の広報物以外）	自分が京都市内で宿泊した際に知った	宿泊施設のホームページ・SNS	旅行会社のホームページや宿泊予約サイト	個人のホームページ・SNS	その他	無回答
(%)												
20歳未満(n=4)	25.0	50.0	-	25.0	-	-	-	-	-	25.0	25.0	-
20～29歳(n=55)	49.1	34.5	30.9	10.9	9.1	5.5	12.7	5.5	3.6	-	7.3	-
30～39歳(n=85)	60.0	36.5	28.2	10.6	10.6	8.2	4.7	2.4	-	4.7	7.1	-
40～49歳(n=126)	54.0	43.7	28.6	5.6	7.9	4.8	4.0	4.0	4.0	-	2.4	-
50～59歳(n=114)	62.3	43.0	33.3	3.5	6.1	4.4	1.8	3.5	2.6	1.8	4.4	-
60～69歳(n=157)	67.5	56.1	48.4	7.0	3.8	1.3	0.6	1.9	-	-	1.3	1.9
70歳以上(n=308)	56.5	63.0	62.7	6.5	6.5	2.6	1.0	1.3	1.0	0.6	1.3	-

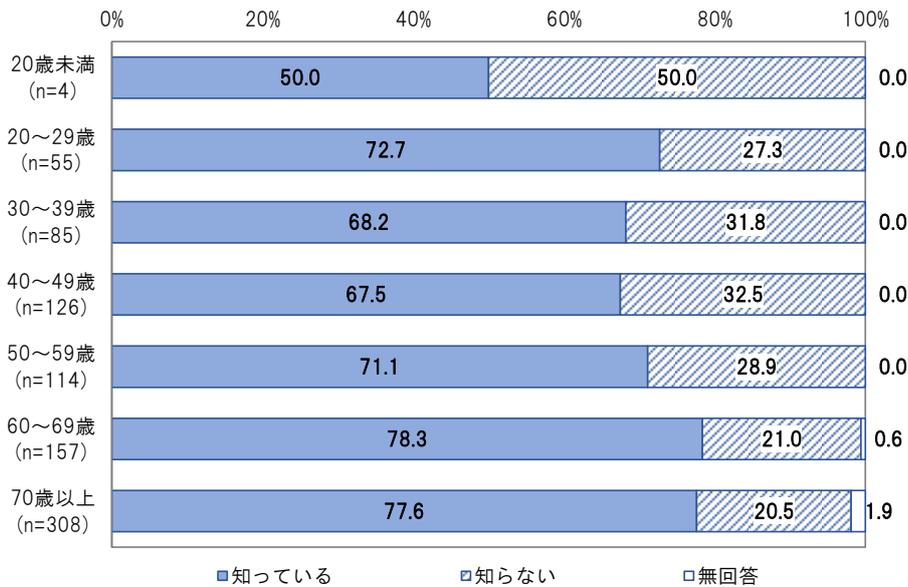
(3) すべての宿泊施設への宿泊者に宿泊税がかかることについての認知度

※(1)で「知っている」と回答があった市民のみ

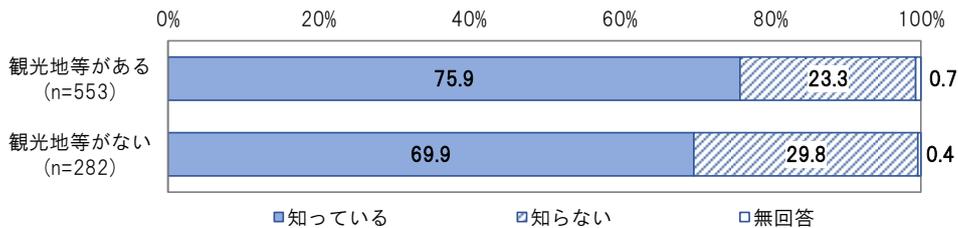
- 全体では、「知っている」が73.9%と7割以上を占めており、「知らない」は3割未満となっている。



- 年齢層別で見ると、「知っている」の割合が、20～59歳では7割前後、60歳以上では8割近くを占めている。一方で、30～49歳では、「知らない」が3割以上を占め、他の年齢層と比べてやや多くなっている。



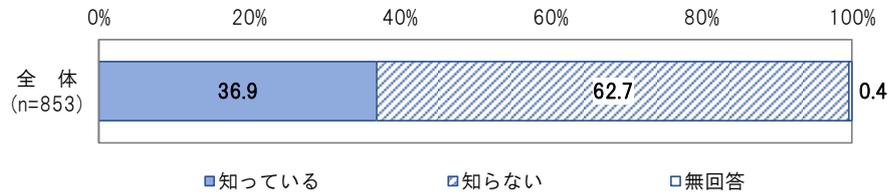
- 居住地付近の観光地・観光施設の有無別で見ると、あると回答があった市民の認知度は、ないと回答があった市民よりも若干高い結果となっている。



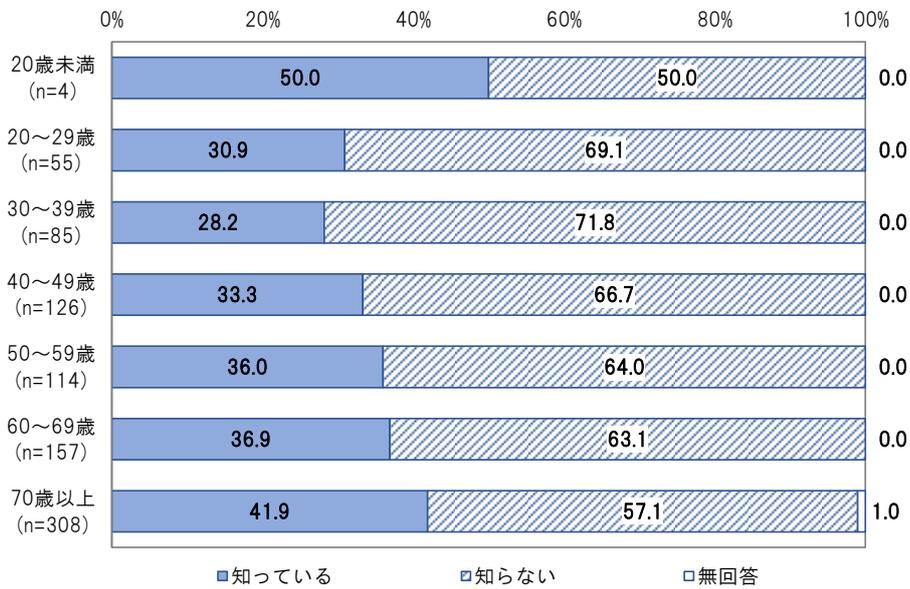
(4) 宿泊税の税額が最低 200 円であることについての認知度

※ (1) で「知っている」と回答があった市民のみ

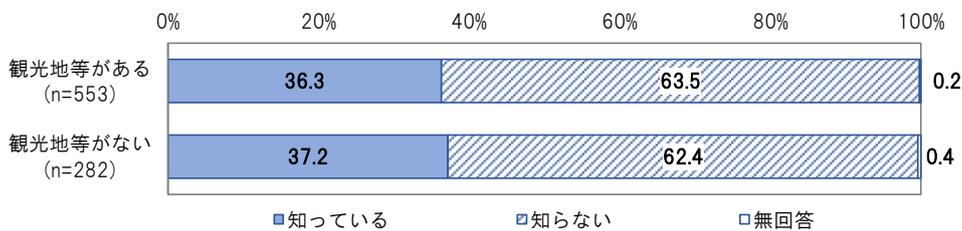
・全体では、「知っている」が 36.9%と 4 割未満となっており、「知らない」は 6 割を超えている。



・年齢層別で見ると、概ね年齢が上がるにつれて「知っている」の割合が増加しており、70 歳以上では 4 割以上を占めている。



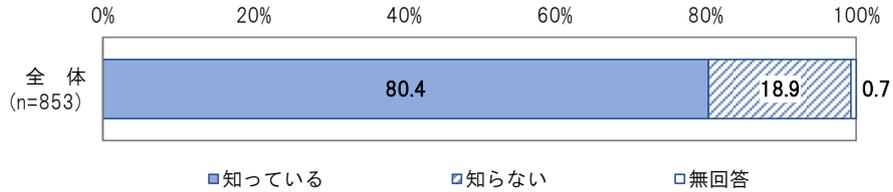
・居住地付近の観光地・観光施設の有無によって、傾向に大きな差はみられない。



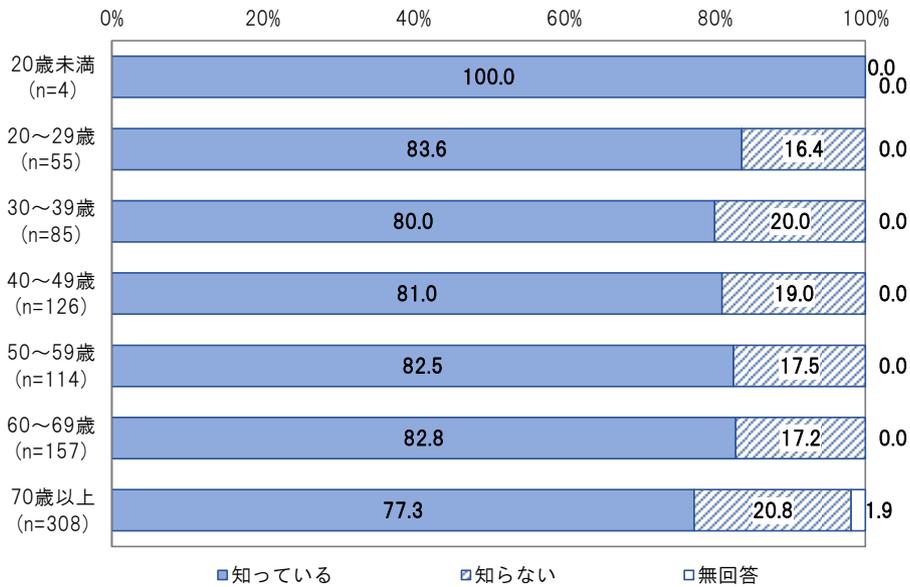
(5) 宿泊税が宿泊施設で徴収されることについての認知度

※ (1) で「知っている」と回答があった市民のみ

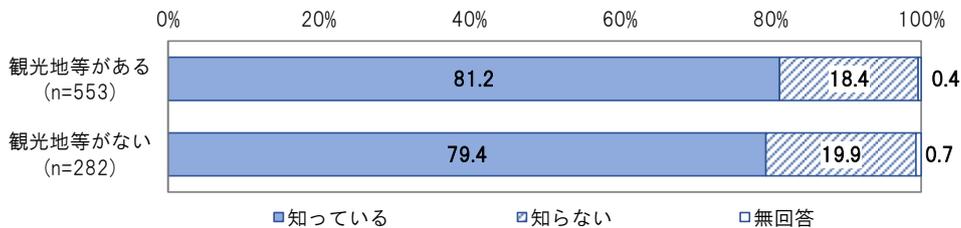
- 全体では、「知っている」が 80.4%と約8割を占めており、「知らない」は2割未満となっている。宿泊税が宿泊施設で徴収されることの認知度は、税額等の認知度と比べても高くなっている。



- 年齢層別でみると、概ね年齢が下がるにつれて「知っている」の割合が増加している。
- 70歳以上の認知度は8割未満となっており、他の年齢層と比べてやや低くなっている。



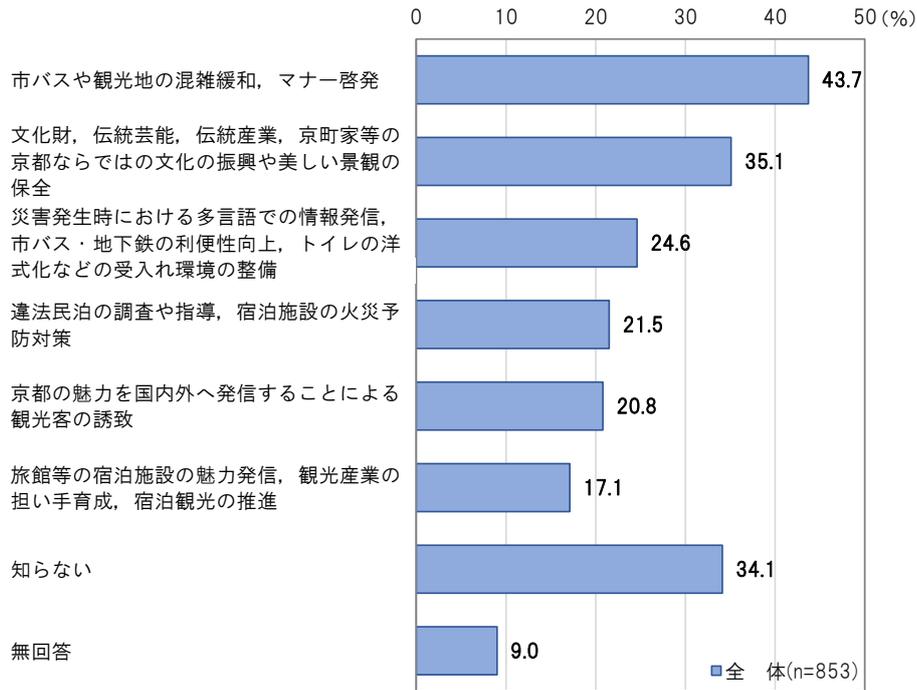
- 居住地付近の観光地・観光施設の有無によって、傾向に大きな差はみられない。



(6) 宿泊税の使途の認知度

※(1)で「知っている」と回答があった市民のみ

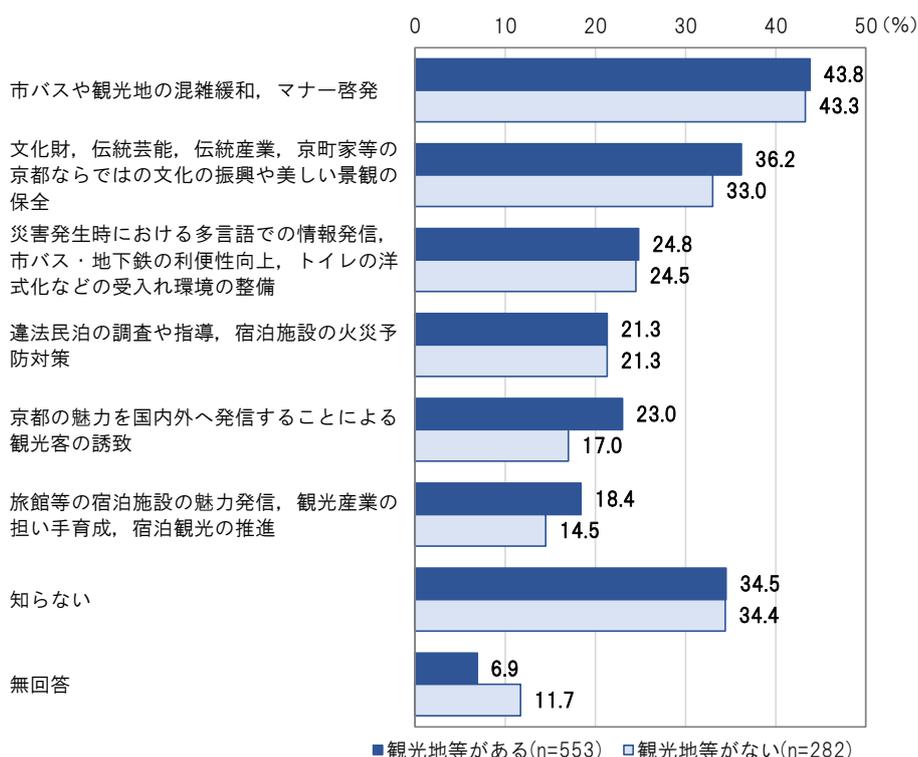
- 全体では、「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」が43.7%と4割以上を占めて最も多く、次いで「文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」(35.1%)、「災害発生時における多言語での情報発信、市バス・地下鉄の利便性向上、トイレの洋式化などの受入れ環境の整備」(24.6%)の順となっている。
- 一方で、「知らない」との回答も34.1%と3割以上を占めている。



- 年齢層別でみると、概ねすべての項目で年齢が上がるにつれて、用途の認知度の割合が増加している。一方で、「知らない」との回答は、年齢が下がるにつれて増加しており、若年層に認知されていない状況がみられる。

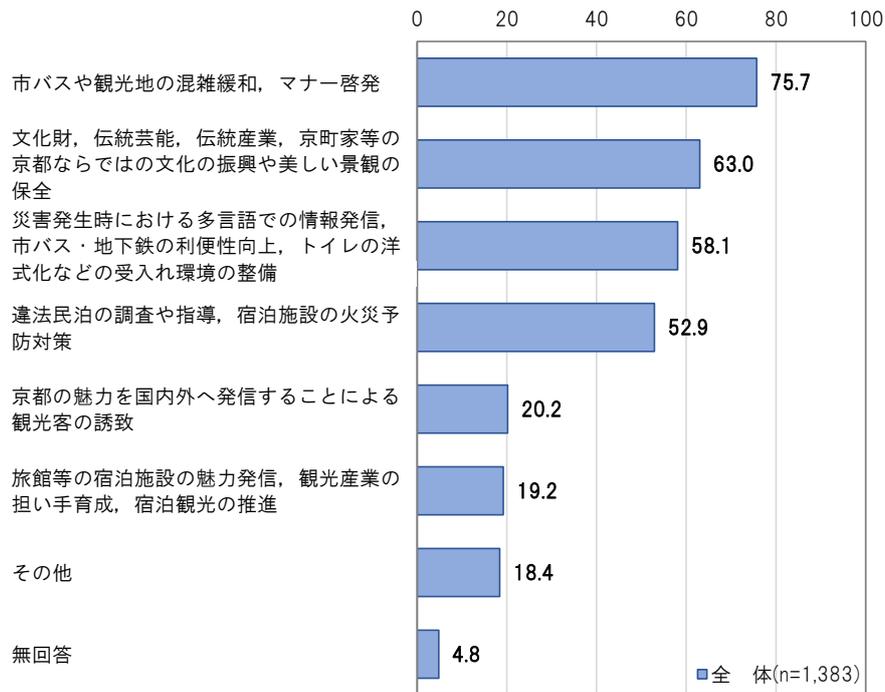
(%)	市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発	文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や景観の保全	災害発生時における多言語での情報発信、市バス・地下鉄の利便性向上などの受入れ環境の整備	違法民泊の調査や指導、宿泊施設の火災予防対策	京都の魅力国内外へ発信することによる観光客の誘致	旅館等の宿泊施設の魅力発信、観光産業の担い手育成、宿泊観光の推進	知らない	無回答
20歳未満(n=4)	-	25.0	-	-	25.0	-	25.0	25.0
20～29歳(n=55)	27.3	20.0	10.9	14.5	14.5	21.8	58.2	3.6
30～39歳(n=85)	35.3	25.9	14.1	17.6	18.8	14.1	50.6	2.4
40～49歳(n=126)	31.7	20.6	15.1	14.3	14.3	11.1	45.2	6.3
50～59歳(n=114)	36.0	35.1	12.3	18.4	14.0	15.8	43.0	6.1
60～69歳(n=157)	46.5	38.2	29.9	18.5	21.0	16.6	31.8	5.7
70歳以上(n=308)	56.2	44.8	36.0	29.5	27.6	20.8	18.5	15.3

- 居住地付近の観光地・観光施設の有無によって、傾向に大きな差はみられない。



(7) 宿泊税の使途に対する要望

- ・全体では、「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」が 75.7%と7割以上を占めて最も多く、次いで「文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」(63.0%)、「災害発生時における多言語での情報発信、市バス・地下鉄の利便性向上、トイレの洋式化などの受入れ環境の整備」(58.1%)、「違法民泊の調査や指導、宿泊施設の火災予防対策」(52.9%)の順となっている。



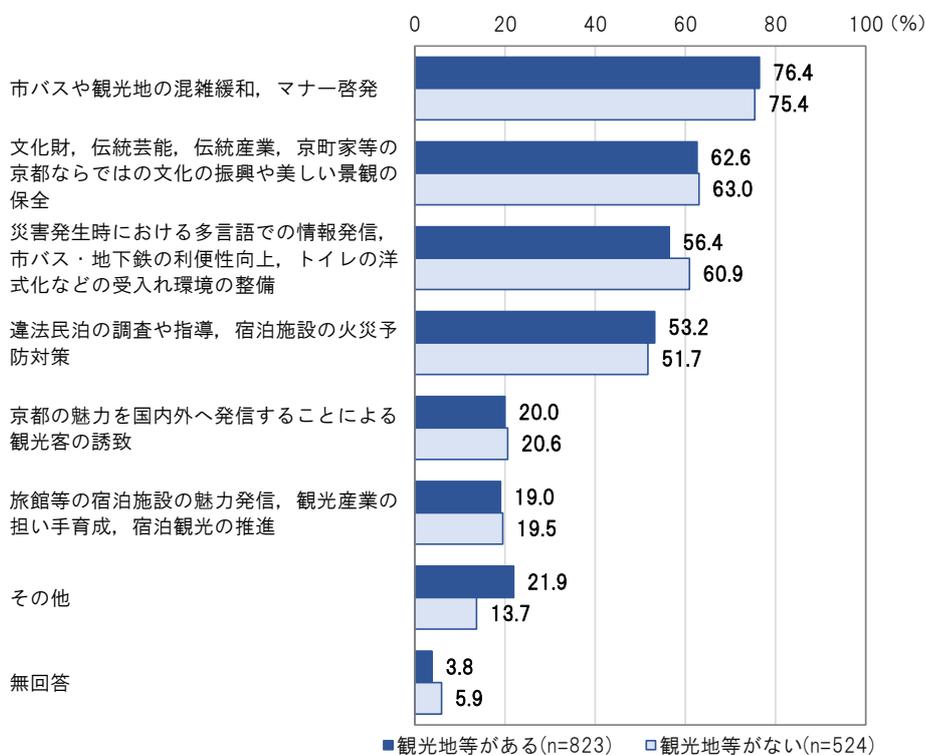
- ・その他, 以下のような意見があった。

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| ○(多言語だけでなく)障害のある人に配慮した情報発信 | ○旅行者と宿泊施設に限定し使用 |
| ○道路整備(幅員の拡充, 勾配の改善, 歩道・自転車道の整備など) | ○翻訳機の設置 |
| ○先斗町の舗装 | ○喫煙所の増設 |
| ○観光用の巡回バスの運行 | ○街中のゴミ箱の設置 |
| ○駐車場の整備(市営駐車場の無料化) | ○寺院などの観光客による落書きや破損などの罰金取締り強化 |
| ○市民や宿泊事業者への還元 | ○幼児に優しい環境の整備 |
| ○市民生活に目を向けた使いみちを検討してもらいたい | ○海外の人への京都市のPR |
| ○観光案内ボランティアの育成 | ○観光地周辺地域への観光客の立入り制限と取締り |
| ○無電柱化 | ○錦市場, 伏見稲荷などの観光客の分散化に向けた情報発信 |
| ○地方税・市民税の減税 | ○住んでよし訪れてよしの京都にするための活動資金 |
| ○京言葉でのおもてなし, 京都弁の教育 | ○空き家や空き店舗などの外観の見た目の是正 |
| ○街灯の設置(増設) | ○災害時の備蓄の充実 |
| ○施設側の接客マナーの改善 | ○ゴミの夜間収集による市内美観の維持 |
| ○市バスに代わる交通機関の整備 | ○京都ならではの文化の体験 |
| ○トイレの増設 | ○防犯カメラの増設 |
| ○マナー啓発 | |

- 年齢層別でも、「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」はすべての年齢層で高い割合となっている。

(%)	市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発	文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や景観の保全	災害発生時における多言語での情報発信、市バス・地下鉄の利便性向上などの受入れ環境の整備	違法民泊の調査や指導、宿泊施設の火災予防対策	京都の魅力国内外へ発信することによる観光客の誘致	旅館等の宿泊施設の魅力発信、観光産業の担い手育成、宿泊観光の推進	その他	無回答
20歳未満(n=13)	84.6	38.5	46.2	30.8	15.4	23.1	23.1	7.7
20～29歳(n=111)	76.6	55.0	55.0	45.0	15.3	20.7	14.4	1.8
30～39歳(n=161)	77.6	67.1	57.1	46.0	16.1	18.6	21.7	0.6
40～49歳(n=212)	74.1	62.7	52.8	48.6	16.0	16.5	13.7	2.4
50～59歳(n=207)	80.2	64.7	60.4	57.5	16.4	19.8	20.8	1.9
60～69歳(n=234)	77.4	65.4	57.7	55.6	20.1	14.1	19.7	4.3
70歳以上(n=435)	73.1	62.5	61.8	57.0	27.1	23.0	18.2	9.7

- 居住地付近の観光地・観光施設の有無によって、傾向に大きな差はみられない。



4 旅行業者アンケート

※回答事業者が少ないため、アンケート結果についてはグラフ化せず、コメントにて整理を行った。

1. 回答事業者について

(1) 回答事業者

- ・旅行業者からの回答は、3社のみとなっている。

(2) 利用客の国籍

- ・日本人利用客が8～9割を占める旅行業者が2社、外国人利用客が9割を占める旅行業者が1社となっている。
- ・外国人利用客については、アジアからが7割、また、ヨーロッパや北アメリカからが2～3割との回答となっている。国籍別では「中国」が最も多く、次いで「台湾」や「香港」、「アメリカ」、「オーストラリア」が続く。

(3) 利用客の年齢層

- ・日本人利用客については、2社から回答があり、『20～60歳代』まで幅広い年齢層の利用があるものの、特に『30～40歳代』及び『50～60歳代』の利用が多いとの回答となっている。
- ・外国人利用客については、年齢は「わからない」との回答となっている。

2. 宿泊税について

(1) 宿泊税の認知度

- ・日本人利用客の認知度について、1社からは「やや知らない人が多い」、また、他の2社からは「把握していない」との回答があった。
- ・外国人利用客の認知度については、3社ともに「把握していない」との回答となっている。

(2) 宿泊税に関する問合せ

- ・3社中2社が、宿泊税について利用客から問合せが「あった」と回答しており、その内容としては、「いつ支払うのか（宿泊料金に含まれるのか）」、「宿泊税がいくらかかるか」、「自分に宿泊税がかかるか」、「本当にそんな税が存在するのか」といった内容となっている。

(3) 宿泊税に関する広報の方法

- ・3社中2社が、宿泊税について「特に広報は行っていない」と回答している。
- ・広報を行っている1社からは、『ホームページ及びパンフレットなどの紙媒体において掲載している』との回答があり、具体的には、宿泊税の「税額」や「徴収方法」を特に意識して伝えているとの内容となっている。

(4) 宿泊税の支払いに関する広報・説明に対する利用客の反応

※(3)で「特に広報は行ってない」と回答があった旅行業者以外を対象とする設問

- ・宿泊税について広報を行っている旅行業者からは、日本人利用客については「説明を行えば、概ね理解を示してもらえることが多い」との回答があった。
- ・外国人利用客については「そもそも宿泊税に関する説明をする場面がない」との回答となっている。

(5) 代理徴収について

- ・3社中2社が、宿泊税の徴収を行う場合が「ある」と回答しており、具体的には、「企画旅行」の場合に徴収しているとの回答となっている。
- ・代理徴収した場合に、徴収した宿泊税額を宿泊事業者に渡すタイミングとしては、1社が「宿泊月の月末」、もう1社が「宿泊月の翌月の月末」と回答しており、旅行業者によって異なっている。
- ・宿泊税額を利用客に明示して徴収しているかについては、2社とも「していない」との回答となっている。
- ・宿泊事業者からの代理徴収を求める要望については、3社中2社が「要望があった」と回答している。
- ・宿泊税の代理徴収を行う場合の課題については、3社ともに「システム改修に多額の費用がかかる」と回答しており、その他にも「宿泊税を別途管理することが困難である」との回答があった。

(6) 宿泊税の使途の認知度

- ・3社中2社から、「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」、「違法民泊の調査や指導、宿泊施設の火災予防対策」、「旅館等の宿泊施設の魅力発信、観光産業の担い手育成、宿泊観光の推進」、「文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」などに宿泊税が使われていることを知っているとの回答があった。

(7) 宿泊税の使途に対する要望

- ・3社中2社から、「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」、「違法民泊の調査や指導、宿泊施設の火災予防対策」、「災害発生時における多言語での情報発信、市バス・地下鉄の利便性向上、トイレの洋式化などの受入れ環境の整備」、「京都の魅力を国内外へ発信することによる観光客の誘致」、「文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」がそれぞれ宿泊税の使いみちとして望ましいとの回答があった。また、「旅館等の宿泊施設の魅力発信、観光産業の担い手育成、宿泊観光の推進」については、1社から宿泊税の使いみちとして望ましいとの回答があった。

VI ヒアリング調査結果

1 観光関係団体ヒアリング

1. 京都ホテル協会

(1) 実施日

- ・令和2年2月14日（金） 11：00～12：00

(2) ヒアリング結果

① 宿泊税への理解の状況

- ・観光客ではなく、地元の方の利用が多いため、宿泊税への理解が深まっているかどうかは不明であるが、大きなトラブルなどはあまりない。
- ・年齢・国籍等による理解の浸透度については、あまり変わらないように感じる。
- ・宿泊料金として宿泊税込みで前払いしていただき、宿泊とならなかった場合に後から宿泊税分を返金することになるが、その際に「このお金は何か？」と聞かれることが多い。宿泊料金を宿泊税込みで提示しているため、宿泊税として理解されていない可能性がある。

② 宿泊税に関する広報や周知について

- ・現在、宿泊料金に「諸税込み」として掲示、周知をしている。
- ・京都市作成のポスターやポップを使用しているが、言語別で文字の大きなものがあれば使いやすい。多言語対応ということで、複数の言語を載せて、その分文字を小さくするのではなく、チラシ自体を日本語版、英語版などそれぞれの言語ごとに個別に作成したものがあれば使いやすい。

③ 徴収事務について

- ・納入申告書の作成・提出は特に苦勞していない。
- ・納入申告書作成などの事務専用の職員がいるわけではないので、事務負担が増加しないようにしてもらいたい。

④ 申告納入期限の特例制度の要件緩和について

- ・許可届出から1年待たずとも、特例が適用されるように要件を緩和してもらえれば、事務負担の軽減につながると思う。

⑤ 代理徴収について

- ・会員の中には、半数程度、予約サイトを利用しているところがある。
- ・旅行業者に宿泊税を徴収してもらえれば、事務負担は軽減されると思う。

⑥ 宿泊税の用途について

- ・バスの混雑で市民が乗車できないこともあるので、バスの便数を増やすなどの対応が望まれる。
- ・宿泊税を活用し、京都観光のPRを効果的に行ってほしい。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、宿泊客が減少している。外出している人自体が減った。宿泊客が減少した際の宿泊事業者への支援に宿泊税を使ってもらいたい。

2. 京都市観光協会

(1) 実施日

- ・令和2年2月19日（水） 10：30～11：30

(2) ヒアリング結果

① 宿泊税への理解の状況

- ・安い宿でも200円の宿泊税が徴収されることは驚かれることもある。
- ・OTAから、「宿泊税を入れない金額での掲載の方が良い」と言われたという現場の声も聞いている。OTAに言われたとおりにして、現地で宿泊税を現金徴収しようとする、「知らない」、「聞いていない」でもめることもあるらしい。
- ・価格競争が激しい中、商売戦略として宿泊税込みの宿泊料金を載せない事業者が多いが、表示方法について統一するように決めてはどうか。

② 宿泊税に関する広報や周知について

- ・観光協会HPに京都市で宿泊税が導入されていることは載せているが、詳しくは京都市情報館へリンクを貼ることで対応している。
- ・京都市情報館以外に、宿泊税の用途を分かりやすく示すページを作ってはどうか。宿泊客、市民、宿泊事業者のそれぞれに向けた広報の方法・工夫が必要だと思う。
- ・欧米からの観光客には文化や景観、アジアからの観光客にはショッピングや交通に重点を置いた広報が効果的と考える。

③ 宿泊税の用途について

- ・日本人観光客の方が混雑を気にしており、外国人観光客は混雑をあまり気にしていないと思われる。観光調査結果でも外国人観光客の満足度は高い。
- ・交通案内の多言語化などは外国人観光客からの要望が多い。また、夜観光の充実や、Wi-Fiの設置なども進める必要があると思う。
- ・宿泊税は観光PRの実働部隊である観光協会への補助金にも充ててもらいたいが、宿泊税を申告納入している宿泊事業者にも何らかのリターンがあれば、宿泊客誘致に向けたプロモーションにも力が入るのではないか。
- ・チラシ・WEB・ポップのバージョンアップなど、もっと宿泊税のPRに予算を活用するべき。OTAに宿泊税の用途が分かりやすく示されたHPへのポップアップリンクがあれば良いと思う。

④ その他

- ・宿泊税を活用して実施している事業などが一目で分かるようなロゴやマークを作ってはどうか。
- ・宿泊税の外国語表記については、観光振興目的であることが分かる名称にしてはどうか。

3. 京都簡易宿所連盟

(1) 実施日

- ・令和2年2月19日（水） 12:00~13:20

(2) ヒアリング結果

① 宿泊税への理解の状況

- ・マスコミ・メディアなどの報道により、日本人宿泊客には、宿泊税は浸透してきていると感じる。
- ・簡易宿所は、もともとバックパッカーなどの、安く・長く宿泊する人を対象にしているので、1,000円程度の宿泊料金に200円の宿泊税は高い。「東京や大阪では宿泊税はかからなかったのに」と意見を言われることもある。外国人宿泊客の場合、特にレビューが今後を大きく左右するので、トラブルになると心労もかかる。
- ・海外からのゲストには、宿泊予約時などに宿泊税について個々に説明はしているが、アジアからの宿泊客には理解してもらえない場合もある。また、「高い」という反応はアジアからの宿泊客に多い。京都での宿泊の予定が大阪に移っている現状もあると考える。

② 宿泊税に関する広報や周知について

- ・チラシを使って説明をしているが、宿泊税を払ってもらえず、京都市やOTAなどの第三者に入ってもらって説明することもある。当事者同士での解決が難しく、結局肩代わりすることもあると聞く。
- ・一方で、広報し過ぎるのも宿泊客が逃げてしまう可能性もあるので、京都市内に入ってから、京都駅や電車の中で広報してはどうか。
- ・宿泊税の支払いに納得してもらえない場合に、チラシやポスターを使用することが多い。これらを使用して説明する際に、宿泊税を使って、具体的にこの点がこんなに良くなったと言えるような、使途に重点を置いた内容にしてもらいたい。また、観光客に感謝の気持ちを伝えるような内容・文言を入れてほしい。

③ 徴収事務について

- ・以前は売上げだけの集計で事足りていたものが、宿泊税導入により、宿泊人数を確認・集計することが必要になった。これまでやる必要のなかった作業が増えており、確実に手間は増えている。
- ・納入書の様式を改善してもらいたい。同じ内容を2枚も3枚も記入するものではなく、複写式にもらえるだけでも事務負担が軽減される。
- ・カード決済の場合の宿泊税の手数料については、事業者が負担をすることがないよう、カード会社等に働きかけてほしい。

④ 課税免除について

- ・課税免除の対象も、分かりやすく区分できることが一番。
- ・事務負担が増加することは厳しいが、年齢を要件とする課税免除を設けてはどうか。実際の確認も、事前決済時に宿泊税を一度徴収したうえで、現地において年齢を確認して返金することで対応は可能ではないか。

⑤申告納入期限の特例制度の要件緩和について

- ・消費税などと同じように、年2回程度まで申告頻度を緩和してほしい。
- ・月末締めで翌月末までの申告・納入となっていることが厳しい。期限を延ばしてもらいたい。

⑥代理徴収について

- ・旅行業者が徴収した宿泊税を直接京都市に納付してもらうことまでは望んでいない。事前決済時に併せて宿泊税を徴収し、宿泊事業者に渡してもらえれば良い。
- ・特定の旅行業者だけで宿泊税の代理徴収が可能となった場合、一部は実施、一部は未実施というのが混在すると余計混乱するので、実施するのであれば一斉にってもらいたい。

⑦宿泊税の使途について

- ・混雑対策で様々な取組が実施されているが、時間の分散化をしてはどうか。エリアの分散化は難しいと考える。

⑧その他

- ・宿泊税額の算出方法を定額でなく定率にってもらいたい。
- ・宿泊客だけに課税をするのではなく、オーバーツーリズムの大きな要因にもなっている「日帰り客」も課税対象としてもらいたい。宿泊事業者だけでなく、その他の観光関連事業者にも税金徴収の事務負担をしてもらいたい。
- ・低価格帯の簡易宿所は価格競争が激化しており、廃業が増えてきている。簡易宿所も地域に貢献していることを考慮し、宿泊料金に見合った宿泊税額にしてほしい。

4. 日本ホテル協会京都支部

(1) 実施日

- ・令和2年2月28日(金) 13:30~14:30

(2) ヒアリング結果

① 宿泊税への理解の状況

- ・比較的、富裕層が客層となっていることもあり、宿泊税に関しては問題なく徴収できている。

② 宿泊税に関する広報や周知について

- ・宿泊施設のHPでの広報が主となっており、京都市作成のポップやポスターはあまり利用していない。デザイン的にホテルの雰囲気などに合わない場合が多い。

③ 課税免除について

- ・課税免除の対象拡大について、例えば子どもの年齢で判断して免税とする場合、その年齢確認をどうするかが難しい。徴収事務の負担が増加すると考えられ、対応できない。

④ 申告納入期限の特例制度の要件緩和について

- ・毎月の提出ではなく、数ヶ月分をまとめた方が楽だとは思いますが、その点に関しての要望は事務担当者からはあまり聞かない。

⑤ 代理徴収について

- ・実施しているところもあると聞いているが、具体的な状況までは把握していない。
- ・OTA経由での徴収については、実施するならばすべてのOTAで実施するようにしてもらいたい。混在していると対応が難しくなる。

⑥ その他

- ・観光関連にも色々な業種があるので、観光客からの税の徴収事務は宿泊事業者だけでなく幅広い業種で協力をしてもらったらどうか。
- ・税額の算出方法を定額から定率にした場合、宿泊料金の多寡による不公平感が減るかもしれないが、事務負担が増える。
- ・宿泊税のクレジット決済の手数料が宿泊事業者の持ち出しになっている場合がある。特別徴収事務補助金の補助率を3%から引き上げてもらいたい。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、1月下旬以降、中国からの来訪客の減、国内の会合やイベントの中止に伴う宿泊のキャンセルが増えている。新型コロナウイルス感染症が終息してきたところで、効果的な観光PRをしてもらいたい。

5. 京都府旅館ホテル生活衛生同業組合

(1) 実施日

- ・令和2年3月5日（木） 13：30～15：30

(2) ヒアリング結果

① 宿泊税への理解の状況

- ・国籍別の宿泊税に対する理解度については、文化の違いがあるので一概には言えないが、安く・長く宿泊するバックパッカーなどからの不満はあると思う。連泊割引などをしてはどうか。

② 宿泊税に関する広報や周知について

- ・宿泊施設だけでなく、観光により利益を享受している他の施設や事業者も、宿泊税のPRをするべき。
- ・宿泊税の用途を中心に広報し、納税者に納得して支払ってもらえるような周知をしてほしい。
- ・組合員である事業者には宿泊税の用途を知ってもらうために、年1～2回の報告の場を設けているが、今以上に分かりやすい資料の提示が必要だと思う。「京都市HPに掲載しています」ではまず見ない。大きな括りでまとめた資料ではなく、具体的な内容が分かるものが必要だと思う。

③ 徴収事務について

- ・宿泊事業者は確実に人手不足となっている。そのような中で、申告書等作成のための集計に手間がかかっており、他の事業に手が回らなくなっている。
- ・「翌月末まで」の申告納入期限に、猶予期間を設けてほしい。旅行業者によって入金時期も異なるので、手元に現金がない場合がある。

④ 課税免除について

- ・課税免除の対象について、例えば子どもの年齢で判断して免税とする場合、宿泊客からの申告を信用するしかなく、フロント・窓口での判断は難しい。
- ・その他、課税免除の対象を障害のある方にも拡大することも考えられるが、宿泊事業者の事務負担が増加することとなる。

⑤ 申告納入期限の特例制度の要件緩和について

- ・事務負担はあまり変わらないと思うが、事務担当者が精神的に楽になることから、要件緩和はした方が良い。

⑥ 代理徴収について

- ・旅行業者に宿泊税を代理徴収してもらう方が楽だが、徴収済みかどうかは明確に分かるようにしてもらいたい。宿泊客に既に宿泊税を支払っていると言われれば、その場で徴収することは困難である。旅行業者に徹底させる方法をどうするか検討が必要だと思う。

⑦ 宿泊税の使途について

- ・特に外国人旅行者の食べ歩きが多いため、ゴミ箱の設置や飲食スペースの設置に使ってほしい。また、観光客の荷物の一時預かりやデリバリーサービスについても、もっと広げていくべき。
- ・市職員の宿泊税の使途に対する認知度も上げてほしい。

⑧ その他

- ・税額の算出方法を定額でなく定率にした方が、低価格帯の宿泊施設には公平な課税ができるとの考え方もあるようだが、価格競争の激化に伴う「安売り」は、京都の本来の姿に合っているのか疑問である。
- ・また、定率にすると、計算の手間が増えて余計な混乱を招く。安い宿の宿泊者も、同じ公共（行政）サービスを受けているので、定額で良いと思う。

2 有識者ヒアリング

1. 矢ヶ崎 紀子 東京女子大学現代教養学部国際社会学科教授

(1) 実施日

- ・令和2年3月18日（水） 16:30~18:30

(2) ヒアリング結果

① 宿泊税への理解の状況

- ・アンケート調査結果から得られた認知度は、現時点では納得できる割合だと思う。理解や浸透には時間がかかるものである。調査結果を踏まえ、今後要望の多い事業に宿泊税を充てていくことで、そこから更に宿泊税を知ってもらえるようにするべきである。
- ・宿泊税が“認知”されることが最終目的ではなく、京都市内に宿泊される方にまた来てもらう、その際に気持ちよく宿泊税を支払ってもらう、その循環が最終目的である。
- ・周知については、宿泊税を活用した事業の実績を公表・PRしていくことが一番効果的であり、一番納得されると思う。これから、実績を踏まえたうえでの周知の方法を検討していく必要がある。国籍別などそれぞれの特性に合わせて、宿泊税が何に使われているのかが分かるよう周知・広報を行うべき。
- ・外国人宿泊者へのPRとしては、宿泊税の名称を観光振興目的であるという意味合いのものにしても良いと思うが、「kyoto」の文言は入れておくべきだと思う。京都の観光振興になるということをPRするべき。

② 課税免除について

- ・修学旅行等の次世代の育成を目的とした「教育」旅行を課税免除の対象にするという整理を行ったものなので、課税免除の対象拡大は行うべきではない。また、現場（フロント・受付など）の確認の手間もかかり、対応が難しくなるのではないか。
- ・仮に課税免除の対象を拡大しなければならないのであれば、国において幼保一元化も進められていることから、あくまでも「教育」旅行を課税免除の対象とするという考え方は崩さず、幼保一元化の範囲内で行うべきである。
- ・連泊割引等の経営上の工夫は宿泊料金で対応するべき。宿泊事業者は、税と料金を明確に区別する必要がある。宿泊料金の区分が変わるのであれば、宿泊税もそれに応じて変わる形で良いと考える。

③ その他

- ・宿泊税は宿泊事業者が負担するものではなく、宿泊者が負担するものなので、宿泊者に納得してもらうことが大事である。そのためには、安売りよりも、宿泊することの価値を提供し、宿泊事業者の経験価値を高めるようにするべき。例えば、子どもを課税対象から外すのではなく、子どもを対象にしたサービスの価値を高め、親子の満足度を高める方向性で検討してはどうか。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、この3月は宿泊事業者は大きな打撃を受けている。そのような中でも経営を維持していけるよう、また、将来に発生するイベントリスクに対応できるよう、良い経営をしている宿泊事業者の表彰、宿泊事業者の経営力向上に関する講座や勉強会など、宿泊税を活用して長期的な経営力の強化を図っていく必要があるのではないかと。

- 今般の新型コロナウイルス感染症のように，今後不測の事態が生じた際に，宿泊事業者への支援等を柔軟かつ機動的に行うことができるよう，基金を設けることを検討してはどうか。

2. 西垣 泰幸 龍谷大学経済学部教授

(1) 実施日

- ・令和2年3月19日(木) 10:00~11:00

(2) ヒアリング結果

① 宿泊税への理解の状況

- ・認知度はこれからなので、実績からの周知・広報を進めていけば良いと思う。
- ・宿泊税を支払う人も協力しやすいように、海外での事例として、公園のベンチに「〇〇寄贈」といったプレートが付いていたりするが、そのような形で用途をアピールしてはどうか。そのためにも実績の蓄積は必要。
- ・宿泊税の外国語での名称を観光振興目的であることが分かるようなものにするについては賛成である。

② 課税免除について

- ・そもそも税制度は簡素なものであるべきであり、課税免除を設けない方が望ましいと考えているが、関係団体からの要望もあり、また、教育への配慮ということで修学旅行生を課税免除の対象としたと思う。したがって、これをすぐに廃止することは難しいと思われる。将来的には、他の自治体の事例などを収集し、修学旅行生に対する課税免除が適切かどうかも含め、検討していく必要があると考える。

③ その他

- ・新型コロナウイルス感染症の影響は一時的なものであると思うので、今後も京都の観光客が減少することはないと考える。今般の事態終息後には、インドやマレーシアからの外国人観光客が増加すると考える。
- ・外国人観光客の市バスの利用は大変多いが、一方で、地下鉄などの電車利用が少なく、交通ネットワークが上手く使われていないように感じる。市バス利用者を地下鉄などへ上手く誘導する方法、例えば、京阪や阪急と地下鉄との割引連絡券などを考えていくべきだと思う。

3. 田中 治 同志社大学法学部教授

(1) 実施日

- ・令和2年3月27日（金） 14：00～15：00

(2) ヒアリング結果

① 宿泊税の使途について

- ・宿泊税の使途に対する要望について、宿泊事業者でも渋滞緩和や文化の振興等の回答割合が高くなっているが、これは京都市の宿泊事業者の特性のように感じる。他市町村では宿泊税の導入に対して拒否反応が多いのに対して、京都市では、当初から各施設で平等に徴収してもらえらる構わないという意見が多くあったように思う。各施設がそれぞれ自分たちの利益だけを考えているのではなく、観光地として京都市が発展していくことを意識しているのではないか。

② 課税免除について

- ・本来であれば、修学旅行生に対しても課税免除としないことで良いと思うが、それぞれの地域の特性があり、京都市では教育分野に配慮するということで設定されたと思う。このことからすれば、例えば年齢による課税免除は妥当ではない。
- ・幼稚園と保育所とで課税免除の取扱いが異なることについては、保育所と幼稚園を同じとみるかどうかの議論もあると思うが、一方で、認定こども園の創設など、現在の世の中の流れなども考慮しなければならない。
- ・まずは、実際に保育所や幼稚園で、旅館・ホテルなどの施設を利用する学年単位の宿泊（お泊まり保育など）がどれだけあるのかを把握したうえで、議論していく必要がある。
- ・政策内での平等な取扱いを意識すべきである。「教育」という分野で課税免除の対象としているので、この考え方の枠内で合理的な枠組みを整理していく必要がある。

③ その他

- ・税制度はできるだけシンプルに、分かりやすくするべきで、税額の算出方法を定額から定率にすると、制度が複雑化してしまうと思う。
- ・このような形で市民や宿泊者、宿泊事業者等にアンケートをとってフォローしているのは良いことだと思う。今後もフォローの積み重ねをしていくべき。

Ⅶ アンケート・ヒアリング調査結果を受けた分析

1. 宿泊税の周知・広報について

宿泊税は用途を中心に、分かりやすく周知・広報を行うことはもとより、ターゲット別のより効果的な広報の方法についても検討していく必要がある。

- 宿泊税の認知度については、市民において約6割を占める一方で、宿泊者の京都市来訪前の認知度は3割程度にとどまっている。特に外国人宿泊者では、京都市を訪問してから宿泊税について知ったという割合が多くなっている。
- 宿泊事業者の宿泊税の支払いに関する広報・説明に対する宿泊者の反応については、説明を行えば、概ね理解を示してもらえることが多いものの、現地で宿泊税を追加徴収する際に苦情を受ける場面もあるとの回答もあり、特に、低価格帯の宿泊施設においてその傾向が多く見られた。
- 宿泊税の用途については、市民においては3割以上、宿泊者においては約8割が「知らない」と回答していることから、今後は特に、用途に重点を置いた周知・広報を行っていく。
- 宿泊者への宿泊税の周知・広報の方法については、宿泊税が実際に何に使われ、何がどう変わったのか、どのように良くなったのかなどを具体的に示すことが効果的であるとの意見が多くあがっている。今後の宿泊税活用事業の実績を踏まえ、実際の変化を分かりやすく示すだけでなく、特に外国人宿泊者については、それぞれの国又は地域ごとに旅行（観光）の主目的が異なることもあるため、今後、それぞれの国又は地域の特性に合ったより効果的な広報の方法についても検討していく。
- 宿泊施設を予約する際にはOTAなどの旅行業者のホームページや宿泊予約サイト、宿泊施設のホームページを利用する人が多く、外国人宿泊者ではその傾向が顕著であった。現地徴収が主となる宿泊税については、予約時にその旨が周知されていると現場（フロント・窓口等）での混乱が少なくなると思われることから、宿泊施設はもとより、旅行業者のホームページにおいても周知・広報の協力を求めていく。
- 宿泊税の用途に対する要望では、「混雑緩和、マナー啓発」、「文化の振興・景観の保全」、「受入環境の整備」が上位項目となっており、次いで、「国内外への情報発信による観光客の誘致」、「民泊対策」などの要望が続いている。これに対し、実際の宿泊税活用事業においても、要望の上位項目が多くを占めていることから、これら宿泊税活用事業の広報・周知を充実させることで、宿泊者や宿泊事業者、市民の宿泊税への更なる理解を深めていく。

2. 宿泊税の徴収事務について

特別徴収義務者である宿泊事業者の事務負担の軽減につながる各種取組を進めていく必要がある。

- 宿泊税の徴収事務については、申告書の作成・提出、そのための集計等により現場の手間は確実に増えたと回答する宿泊事業者もみられ、導入後1年余りが経過した現段階においては、申告納入事務の習慣化にまでは至っていない状況がみられる。
- 旅行者による宿泊税の代理徴収については、宿泊事業者からも活用したいとの声が多くあがっている。旅行者によって宿泊税を代理徴収する・しないが混在すると余計な混乱を招くとの意見もあるが、旅行者とも十分に調整したうえで導入を進め、宿泊事業者の事務負担の軽減につなげていく。
- 申告納入期限の特例制度の適用要件については、特段の意見はないとの回答が大半を占めるものの、要件緩和を求める意見も一定数あることから、今後、制度について検討を加え、宿泊事業者の事務負担の軽減につなげていく。
- 課税免除の対象拡大についても、関係団体や有識者からは様々な意見があり、年齢等を要件とする対象拡大を望む意見がある一方で、宿泊事業者の事務負担が増加するため、むやみに行うべきではないとの意見もあった。課税免除の対象拡大については、今後、他都市の事例や実際のニーズを踏まえ、慎重に検討していく。

3. 宿泊税制度の運用について

京都市の宿泊税制度は、宿泊事業者や関係団体の高い意識に支えられている。

- 今回のアンケート調査やヒアリング調査により、宿泊事業者や関係団体が、自身の利益のみならず、施設が所在する地域や京都市全体の発展を考え、宿泊税制度の円滑な運用に日々御理解と御協力をいただいていることを改めて認識することとなった。
- 京都市の宿泊税制度は、こうした宿泊事業者や関係団体の高い意識に支えられており、今後も引き続き、宿泊事業者等の御理解と御協力を得ながら、宿泊税という貴重な財源をもとに、国際文化観光都市としての魅力を更に高め、市民生活と調和し、京都ならではの文化の継承に資する観光の振興を図っていく。